

# 総務委員会

## 議案

|        |                                   |          |
|--------|-----------------------------------|----------|
| 議案第58号 | 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第1号）             | （財政課長）   |
| 議案第59号 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例    | （人事課長）   |
| 議案第61号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例          | （人事課長）   |
| 議案第62号 | 葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例               | （税務課長）   |
| 議案第69号 | 葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について | （契約管財課長） |
| 議案第70号 | 葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について  | （契約管財課長） |
| 議案第71号 | 葛飾区立常盤中学校電気設備工事請負契約締結について         | （契約管財課長） |
| 議案第72号 | 葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事請負契約締結について      | （契約管財課長） |
| 議案第73号 | 小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約締結について       | （契約管財課長） |
| 議案第74号 | 柴又公園拡張部（広場等）整備工事請負契約締結について        | （契約管財課長） |
| 議案第75号 | 災害対策用備蓄食糧品の買入れについて                | （契約管財課長） |
| 議案第76号 | 葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れについて           | （契約管財課長） |
| 議案第77号 | 葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れについて          | （契約管財課長） |
| 議案第78号 | 葛飾区亀有文化ホール改修工事請負契約締結について          | （契約管財課長） |
| 議案第79号 | 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事請負契約締結について      | （契約管財課長） |
| 議案第80号 | 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事請負契約締結について      | （契約管財課長） |
| 議案第81号 | 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事請負契約締結について    | （契約管財課長） |

|        |  |          |
|--------|--|----------|
| 議案第82号 | 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事請負契約締結について                             | (契約管財課長) |
| 議案第83号 | 葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事請負契約締結について                              | (契約管財課長) |
| 議案第84号 | 葛飾区立常盤中学校空調設備工事請負契約締結について                                  | (契約管財課長) |
| 報告第1号  | 地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について | (税務課長)   |

## 庶務報告

### 政策経営部・産業観光部共通

- (1) 区民と事業者の健康活動促進に係る取組状況について (健康推進都市担当課長)

### 政策経営部

- (1) 令和6年度葛飾区繰越明許費の報告について (財政課長)
- (2) 令和6年度葛飾区事故繰越しの報告について (財政課長)

### 総務部

- (1) 葛飾区個人情報保護制度の運用状況について (総務課長)
- (2) 葛飾区情報公開制度の実施状況について (総務課長)
- (3) 裁決取消請求控訴事件について (総務課長)
- (4) 各生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の上告受理申立てについて (総務課長)
- (5) 事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告棄却等の決定について (総務課長)
- (6) 総合庁舎整備に係る保留床取得について (総合庁舎推進担当課長)
- (7) 「葛飾区男女平等推進計画(第7次)」の策定について (人権推進課長)
- (8) (仮称)葛飾区人権基本条例制定に向けての検討状況について (人権推進課長)
- (9) 葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針及び手引きの策定について (人事課長)
- (10) 工事契約について (契約管財課長)

- (11) 契約制度の見直しについて (契約管財課長)
- (12) 公契約条例に基づく今後の取組について (契約管財課長)

#### 施設部

- (1) 専決処分（損害賠償額の決定）の報告について (営繕課長)

#### 地域振興部

- (1) 金町区民事務所における納付済み各種保険料等の消失について (戸籍住民課長)

#### 産業観光部

- (1) 地域経済活性化対策について (商工振興課長)
- (2) こち亀記念館の運営状況等について (観光課長)
- (3) 第59回葛飾納涼花火大会について (観光課長)

|             |
|-------------|
| 議案第59号 関係資料 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするもの

2 改正概要

- (1) 本人又はその配偶者等が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た職員に対する出生時両立支援制度等に係る情報提供、意向確認等について定めること。
- (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度等に係る情報提供、意向確認等について定めること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年10月1日

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

| 現 行  | 改正案   |
|--|---|
| <p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例<br/>平成10年3月27日<br/>条例第3号</p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>次条において</u>「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>（令7条例21・追加）</p> | <p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例<br/>平成10年3月27日<br/>条例第3号</p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>以下</u>「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>（令7条例21・追加）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第16条の7 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年葛飾区条例第1号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（3） 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための</u></p> |

措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第16条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

|             |
|-------------|
| 議案第61号 関係資料 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度を拡充するもの

2 改正概要

(1) 部分休業制度の取得パターンを多様化すること。

ア 「第1号部分休業」とは、現行の取得形態であり「1日につき2時間を超えない範囲内」で取得するもの。

イ 「第2号部分休業」とは、今回の法改正により新たに措置されたものであり、年度ごとに10日間（77時間30分）の範囲内において、原則1時間を単位として取得するもの。

(2) 部分休業の取得を、勤務時間の始め又は終わりに限定する取扱いを撤廃すること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年10月1日

## 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

| 現 行  | 改正案  |
|--|--|
| <p>○職員の育児休業等に関する条例<br/>平成4年3月18日<br/>条例第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<br/>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<b>第19条第1項及び第2項</b>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平7条例25・平20条例9・一部改正)<br/>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数<b>及び勤務日ごとの勤務時間</b>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）<br/>(平13条例14・一部改正、平20条例9・旧第6条繰下・一部改正、平22条例24・平23条例31・令元条例34・令4条例21・令4条例30・一部改正)</p> <p>(<b>部分休業</b>の承認)</p> <p>第15条 <b>部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</b></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による介護時間、勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の4第1項の規定による子育て部分休暇又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年葛飾区条例第59号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に<b>対する部分休業</b>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<b>部分休業</b>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における<b>部分休業</b>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は</p> | <p>○職員の育児休業等に関する条例<br/>平成4年3月18日<br/>条例第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<br/>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<b>第19条第1項から第3項まで及び第5項</b>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平7条例25・平20条例9・一部改正)<br/>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<b>次条において同じ。</b>）<br/>(平13条例14・一部改正、平20条例9・旧第6条繰下・一部改正、平22条例24・平23条例31・令元条例34・令4条例21・令4条例30・一部改正)</p> <p>(<b>第1号部分休業</b>の承認)</p> <p>第15条 <b>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</b></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による介護時間、勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の4第1項の規定による子育て部分休暇又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年葛飾区条例第59号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に<b>対する第1号部分休業</b>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<b>第1号部分休業</b>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における<b>第1号部分休業</b>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該</p> |

当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(平5条例5・平10条例3・平12条例21・平14条例13・一部改正、平20条例9・旧第7条繰下・一部改正、平29条例8・令元条例34・令4条例21・令5条例60・令6条例42・一部改正)

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年葛飾区条例第9号。以下「給与条例」という。)第16条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年葛飾区条例第

介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(平5条例5・平10条例3・平12条例21・平14条例13・一部改正、平20条例9・旧第7条繰下・一部改正、平29条例8・令元条例34・令4条例21・令5条例60・令6条例42・一部改正)

#### (第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第16条の4第1項、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の4第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。)に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年葛飾区条例第9号。以下「給与条例」という。)第16条第1項、幼稚園教育職員の給与に

7号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年葛飾区条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第24条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。

(平12条例21・一部改正、平20条例9・旧第8条繰下、令元条例34・一部改正)

**(部分休業の承認の取消事由)**

**第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。**

(平20条例9・旧第9条繰下・一部改正)

関する条例(平成12年葛飾区条例第7号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年葛飾区条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第24条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。

(平12条例21・一部改正、平20条例9・旧第8条繰下、令元条例34・一部改正)

**(部分休業の承認の取消事由)**

**第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。**

(平20条例9・旧第9条繰下・一部改正)

**付 則**

**(施行期日)**

**1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。**

**(経過措置)**

**2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。**

|             |
|-------------|
| 議案第62号 関係資料 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

## 葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

税務課

### 1 改正理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をするもの

### 2 概要

#### (1) 特定親族特別控除の新設

【施行日 令和8年1月1日】

地方税法の改正に伴い、納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の特定親族がいる場合に、その特定親族の所得金額に応じて総所得金額等から控除する特定親族特別控除を新設する。

#### (2) 公益信託に係る控除の範囲の拡大

【施行日 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日】

公益信託に係る寄附金の税額控除について、これまでの金銭支出のみだった対象を、対象となる公益信託の範囲を広げ、金銭以外の財産（不動産や有価証券など）も控除対象とするなど、税制優遇を受けやすくする。

#### (3) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し

【施行日 令和8年4月1日】

加熱式たばこの課税方式について、現在の重量と価格による換算方式を重量のみによる換算方式に見直すとともに、一定重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする。令和8年4月と同年10月に段階的に見直しを実施する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

## 葛飾区特別区税条例新旧対照表（関連部分抜粋）

| 現 行  | 改正案   |
|--|---|
| <p data-bbox="220 264 464 293">○葛飾区特別区税条例</p> <p data-bbox="528 300 799 360">昭和39年11月30日<br/>条例第49号</p> <p data-bbox="181 367 301 396">(所得控除)</p> <p data-bbox="142 403 783 808">第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p data-bbox="240 815 778 913">(平16条例27・全改、平18条例33・平20条例21・令元条例18・令2条例15・一部改正)</p> <p data-bbox="181 920 373 949">(寄附金税額控除)</p> <p data-bbox="142 956 783 1361">第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p data-bbox="165 1368 783 1435">(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p data-bbox="165 1442 783 1608">(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p data-bbox="165 1615 783 1742">(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p data-bbox="165 1749 783 1915">(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p data-bbox="165 1921 783 2092">(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> | <p data-bbox="895 264 1139 293">○葛飾区特別区税条例</p> <p data-bbox="1209 300 1481 360">昭和39年11月30日<br/>条例第49号</p> <p data-bbox="855 367 975 396">(所得控除)</p> <p data-bbox="815 403 1457 808">第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p data-bbox="916 815 1453 913">(平16条例27・全改、平18条例33・平20条例21・令元条例18・令2条例15・一部改正)</p> <p data-bbox="855 920 1046 949">(寄附金税額控除)</p> <p data-bbox="815 956 1457 1361">第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p data-bbox="839 1368 1457 1435">(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p data-bbox="839 1442 1457 1608">(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p data-bbox="839 1615 1457 1742">(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p data-bbox="839 1749 1457 1915">(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p data-bbox="839 1921 1457 2092">(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> |

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

**(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭**

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（平23条例24・全改、平25条例32・令元条例18・令3条例22・令4条例24・一部改正）

（区民税の申告）

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）につい

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

**(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金**

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（平23条例24・全改、平25条例32・令元条例18・令3条例22・令4条例24・一部改正）

（区民税の申告）

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除

ては、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。
- 6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
- 7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 8 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。

(昭41条例21・昭41条例50・昭42条例30・昭44条例20・昭45条例15・昭51条例32・昭62条例44・昭63条例19・平元条例12・平元条例22・平2条例23・平15条例28・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平23条例24・平24条例22・平30条例28・令元条例18・令2条例15・令4条例24・一部改正)

額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の左欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。
- 6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
- 7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 8 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。

(昭41条例21・昭41条例50・昭42条例30・昭44条例20・昭45条例15・昭51条例32・昭62条例44・昭63条例19・平元条例12・平元条例22・平2条例23・平15条例28・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平23条例24・平24条例22・平30条例28・令元条例18・令2条例15・令4条例24・一部改正)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(平22条例19・追加、令元条例18・令2条例15・令3条例22・令4条例24・令5条例49・一部改正)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)  
第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(平22条例19・追加、令元条例18・令2条例15・令3条例22・令4条例24・令5条例49・一部改正)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)  
第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)**若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)**を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族**又は特定親族**の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9

の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(平22条例19・追加、平27条例29・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令3条例22・一部改正)

#### 第4節 特別区たばこ税

(昭60条例5・全改、平元条例12・改称)

(製造たばこの区分)

第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- (1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ  
イ 葉巻たばこ  
ウ パイプたばこ  
エ 刻みたばこ  
オ 加熱式たばこ

- (2) かみ用の製造たばこ

- (3) かぎ用の製造たばこ

(平30条例28・追加)

(特別区たばこ税の納税義務者等)

第47条の2 特別区たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

- 2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が区の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

(昭60条例5・全改、平元条例12・一部改正、平30条例28・旧第47条繰下)

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第48条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該

の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(平22条例19・追加、平27条例29・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令3条例22・一部改正)

#### 第4節 特別区たばこ税

(昭60条例5・全改、平元条例12・改称)

(製造たばこの区分)

第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- (1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ  
イ 葉巻たばこ  
ウ パイプたばこ  
エ 刻みたばこ  
オ 加熱式たばこ

- (2) かみ用の製造たばこ

- (3) かぎ用の製造たばこ

(平30条例28・追加)

(特別区たばこ税の納税義務者等)

第47条の2 特別区たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

- 2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が区の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

(昭60条例5・全改、平元条例12・一部改正、平30条例28・旧第47条繰下)

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第48条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該

製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

- 2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。
- 3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

（昭60条例5・全改）

（製造たばこことみなす場合）

第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（平30条例28・追加・一部改正）

（たばこ税の課税標準）

第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当た

製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

- 2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。
- 3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

（昭60条例5・全改）

（製造たばこことみなす場合）

第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（平30条例28・追加・一部改正）

（たばこ税の課税標準）

第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当た

りの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

| 区分          | 重量   |
|-------------|------|
| 1 喫煙用の製造たばこ |      |
| ア 葉巻たばこ     | 1グラム |
| イ パイプたばこ    | 1グラム |
| ウ 刻みたばこ     | 2グラム |
| 2 かみ用の製造たばこ | 2グラム |
| 3 かぎ用の製造たばこ | 2グラム |

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場

りの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

| 区分          | 重量   |
|-------------|------|
| 1 喫煙用の製造たばこ |      |
| ア 葉巻たばこ     | 1グラム |
| イ パイプたばこ    | 1グラム |
| ウ 刻みたばこ     | 2グラム |
| 2 かみ用の製造たばこ | 2グラム |
| 3 かぎ用の製造たばこ | 2グラム |

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場

合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(昭60条例5・全改、平元条例12・平30条例28・令2条例15・一部改正)

#### 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。  
(昭53条例22・全改)

(旧特別区税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった区税の取扱い)

第2条 この条例による改正前の特別区税条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて課し、又は課すべきであった区税については、なお、従前の例による。

2 この条例の規定中、特別区たばこ消費税、電気ガス税及び鉱産税に係る部分並びに付則第7条の規定は、昭和40年4月1日以後に係る分から、その他の部分は昭和40年度分の区税から適用する。

3 旧条例第46条の規定によって提出された申告書は、この条例による改正後の特別区税条例(以下「新条例」という。)第43条の規定によって提出した申告書とみなす。

4 この条例の施行の日前までに効力を有する東京都税条例(昭和25年8月東京都条例第56号)第144条の9第1項の規定によって交付を受けた小型特殊自動車に係る標識は、新条例第43条第1項及び第45条第1項の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

5 この条例の施行前にした行為及びこの付則により従前の例によることとされる区税に係るこの条例の施行後にした行為に係る罰則の適用については、なお、従前の例による。

(昭53条例22・全改)

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセント

合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(昭60条例5・全改、平元条例12・平30条例28・令2条例15・一部改正)

#### 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。  
(昭53条例22・全改)

(旧特別区税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった区税の取扱い)

第2条 この条例による改正前の特別区税条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて課し、又は課すべきであった区税については、なお、従前の例による。

2 この条例の規定中、特別区たばこ消費税、電気ガス税及び鉱産税に係る部分並びに付則第7条の規定は、昭和40年4月1日以後に係る分から、その他の部分は昭和40年度分の区税から適用する。

3 旧条例第46条の規定によって提出された申告書は、この条例による改正後の特別区税条例(以下「新条例」という。)第43条の規定によって提出した申告書とみなす。

4 この条例の施行の日前までに効力を有する東京都税条例(昭和25年8月東京都条例第56号)第144条の9第1項の規定によって交付を受けた小型特殊自動車に係る標識は、新条例第43条第1項及び第45条第1項の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

5 この条例の施行前にした行為及びこの付則により従前の例によることとされる区税に係るこの条例の施行後にした行為に係る罰則の適用については、なお、従前の例による。

(昭53条例22・全改)

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセント

の割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平11条例24・追加、平11条例45・平25条例32・令2条例15・一部改正）

#### （公益法人等に係る区民税の課税の特例）

**第2条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。**

（平21条例24・追加、平25条例32・平26条例14・一部改正）

#### （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（令元条例18・全改・一部改正、令3条例22・令5条例49・一部改正）

の割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平11条例24・追加、平11条例45・平25条例32・令2条例15・一部改正）

#### 第2条の3 削除

#### （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（令元条例18・全改・一部改正、令3条例22・令5条例49・一部改正）

#### （加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

**第6条の2の2 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱**

式たばこ（第47条第1号オに掲げる加熱式たばこをい  
い、第48条の2の規定により製造たばことみなされる  
ものを含む。以下この条において同じ。）に係る第49  
条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にか  
かわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当  
該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第47  
条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び  
次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する  
葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたもの  
を紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式た  
ばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたもの  
を施行規則附則第8条の4の2に規定するところによ  
り直接加熱することによって喫煙の用に供されるもの  
に限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターそ  
他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに  
係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までに  
おいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこ  
の1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの  
1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合に  
あつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たば  
この1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱  
式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの  
1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品  
目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合  
にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をも  
って紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号た  
だし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号た  
だし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻た  
ばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行  
われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当  
該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同  
項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻  
たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの  
1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合  
には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の  
規定により製造たばことみなされるものに限る。）のう  
ち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定  
は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙  
の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の  
2の規定により製造たばことみなされるものを除  
く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同  
条の規定により製造たばことみなされるものに限  
る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第39条（第1号に係る部分に限る。）の規  
定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第39条（第1号に係る部分に限る。）の規  
定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に

ついて適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

ついて適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 付 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第6条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第20条第1項の改正規定及び付則第2条の3を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

##### (区民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の葛飾区特別区税条例第20条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

第3条 この条例による改正後の葛飾区特別区税条例（以下「新条例」という。）第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和7年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の葛飾区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(区たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第6条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、葛飾区特別区税条例第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第6条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 葛飾区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第6条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第6条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

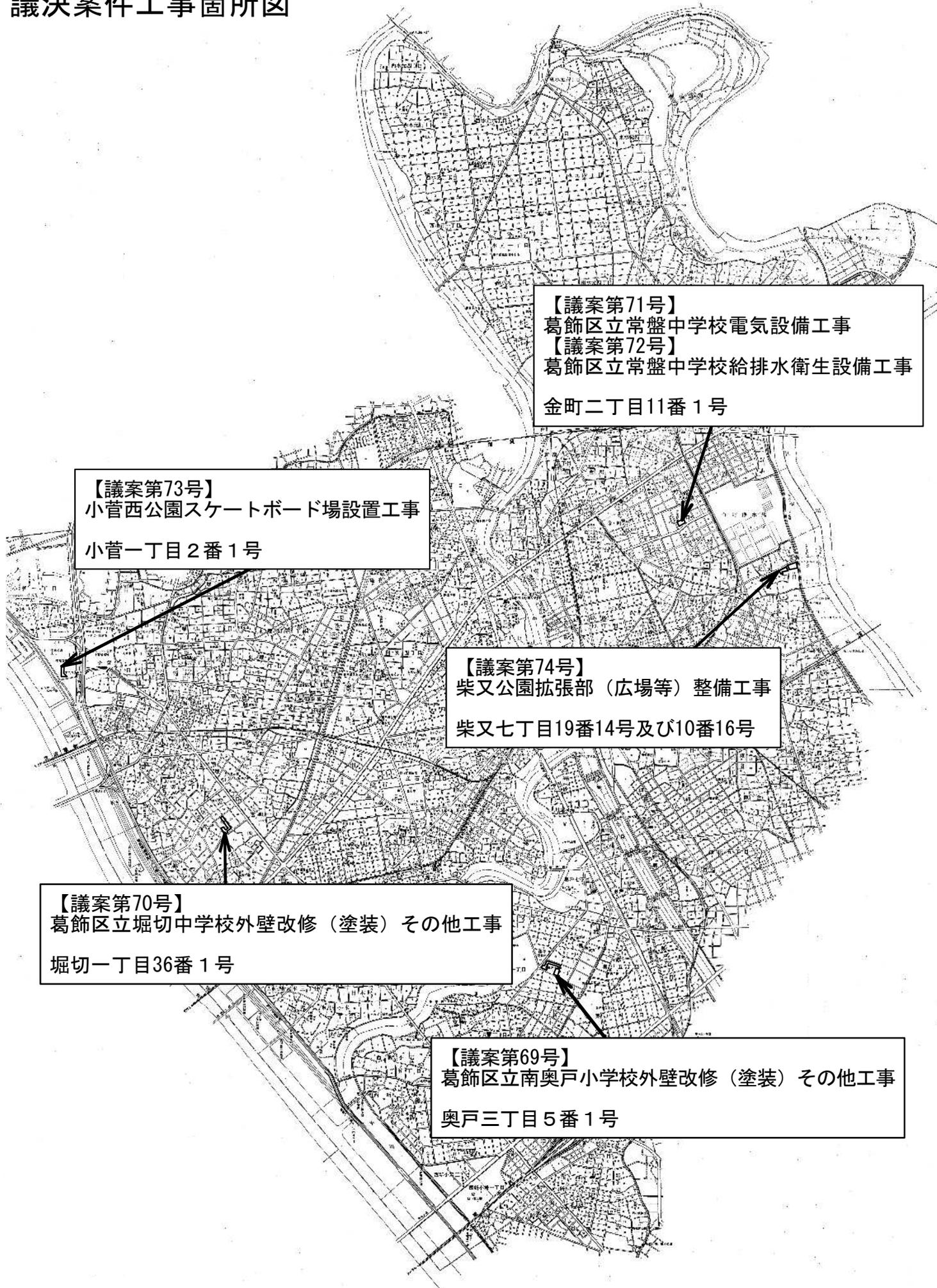
3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

|           |      |   |
|-----------|------|---|
| 議案第69号    | 関係資料 |   |
| 議案第70号    | 関係資料 |   |
| 議案第71号    | 関係資料 |   |
| 議案第72号    | 関係資料 |   |
| 議案第73号    | 関係資料 |   |
| 議案第74号    | 関係資料 |   |
| 総         | 務    | 部 |
| 令和7年6月12日 |      |   |

## 議決案件工事資料

契約管財課

# 議決案件工事箇所図



【議案第71号】  
葛飾区立常盤中学校電気設備工事  
【議案第72号】  
葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事  
金町二丁目11番1号

【議案第73号】  
小菅西公園スケートボード場設置工事  
小菅一丁目2番1号

【議案第74号】  
柴又公園拡張部（広場等）整備工事  
柴又七丁目19番14号及び10番16号

【議案第70号】  
葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事  
堀切一丁目36番1号

【議案第69号】  
葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事  
奥戸三丁目5番1号

## (葛飾区立南奥戸小学校外壁改修(塗装) その他工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |   |
|-------|---|
| 案件番号  | 000001229                                     |
| 件名    | 葛飾区立南奥戸小学校外壁改修(塗装) その他工事                      |
| 履行場所  | 東京都葛飾区奥戸三丁目5番1号                               |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで                         |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                             |
| 資料配付日 | 令和7年4月10日                                     |
| 開札日時  | 令和7年5月12日 13時30分 電子入札                         |
| 落札者名  | 清水ペイント株式会社<br>代表取締役 深野 正治<br>東京都葛飾区高砂一丁目23番3号 |
| 落札金額  | 275,389,400 円                                 |

| 項番 | 企業名        | 入札価格(円)     | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 近藤建装工業株式会社 |             |     |             |      | 辞退 |
| 2  | 笹崎塗装株式会社   |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  | 清水ペイント株式会社 | 275,389,400 | 0.8 | 28.5        | 29.3 | 落札 |
| 4  |            |             |     |             |      |    |
| 5  |            |             |     |             |      |    |
| 6  |            |             |     |             |      |    |
| 7  |            |             |     |             |      |    |
| 8  |            |             |     |             |      |    |
| 9  |            |             |     |             |      |    |
| 10 |            |             |     |             |      |    |
| 11 |            |             |     |             |      |    |
| 12 |            |             |     |             |      |    |
| 13 |            |             |     |             |      |    |
| 14 |            |             |     |             |      |    |
| 15 |            |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 277,893,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事

外壁塗装改修工事           面積   5,614.00平方メートル

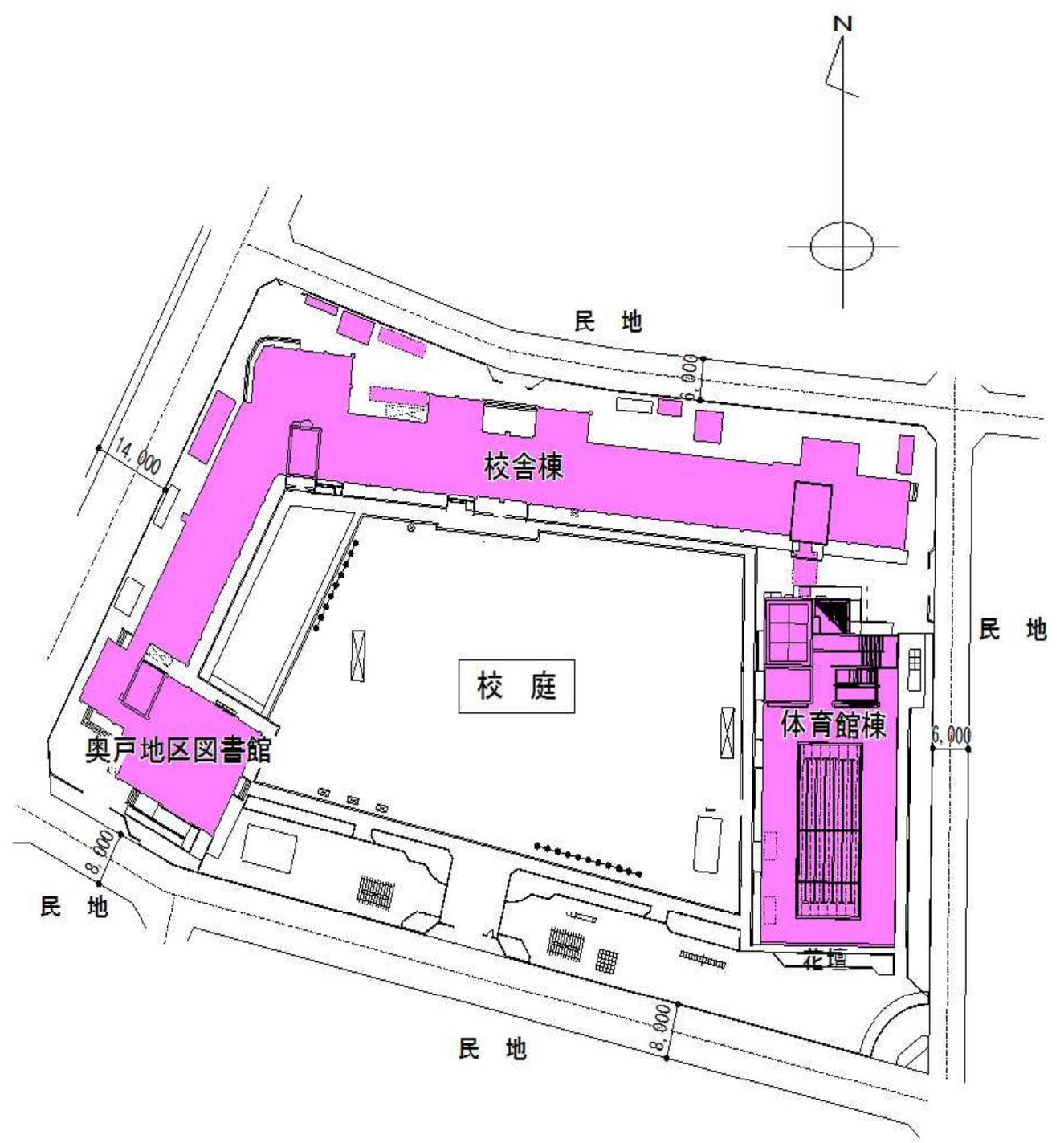
防水改修工事               面積     783.00平方メートル

# 案内図



葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事

# 配置図



葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事

## (葛飾区立堀切中学校外壁改修(塗装)その他工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 000001230  |
| 件名    | 葛飾区立堀切中学校外壁改修(塗装)その他工事                           |
| 履行場所  | 東京都葛飾区堀切一丁目36番1号                                 |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで                            |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                                |
| 資料配付日 | 令和7年4月11日  |
| 開札日時  | 令和7年5月13日 14時30分 電子入札                            |
| 落札者名  | 近藤建装工業株式会社<br>代表取締役 近藤 勝之<br>東京都葛飾区東四つ木二丁目10番15号 |
| 落札金額  | 215,745,200 円                                    |

| 項番 | 企業名                   | 入札価格(円)     | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-----------------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 近藤建装工業株式会社            | 215,745,200 | 0.3 | 24.0        | 24.3 | 落札 |
| 2  | 笹崎塗装株式会社              |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  | 清水ペイント株式会社            |             |     |             |      | 辞退 |
| 4  | 株式会社 i n f r a t 東京支店 | 216,590,000 | 0.0 | 14.0        | 14.0 |    |
| 5  |                       |             |     |             |      |    |
| 6  |                       |             |     |             |      |    |
| 7  |                       |             |     |             |      |    |
| 8  |                       |             |     |             |      |    |
| 9  |                       |             |     |             |      |    |
| 10 |                       |             |     |             |      |    |
| 11 |                       |             |     |             |      |    |
| 12 |                       |             |     |             |      |    |
| 13 |                       |             |     |             |      |    |
| 14 |                       |             |     |             |      |    |
| 15 |                       |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 216,612,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事

外壁塗装改修工事           面積   6,628.00平方メートル

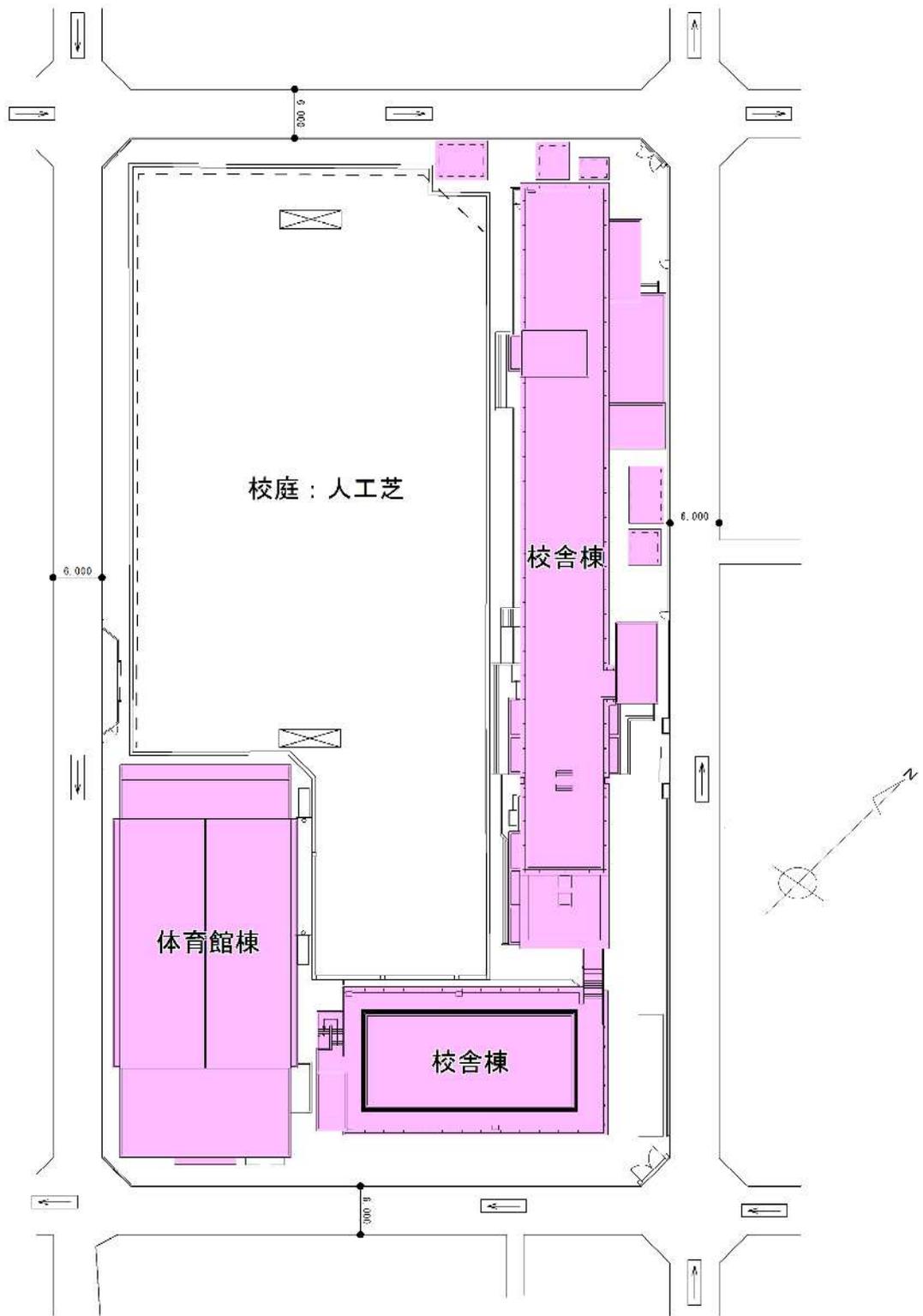
防水改修工事               面積     835.60平方メートル

# 案内図



葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事

# 配置図



葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001713   |
| 件名    | 葛飾区立常盤中学校電気設備工事  |
| 履行場所  | 東京都葛飾区金町二丁目11番1号   |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで  |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札  |
| 資料配付日 | 令和7年4月16日  |
| 開札日時  | 令和7年5月20日 13時30分 電子入札  |
| 落札者名  | サイジング・中村建設共同企業体<br>株式会社テクノサイジング 代表取締役 齋藤 剛<br>東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号 |
| 落札金額  | 737,550,000 円  |

| 項番 | 企業名             | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-----------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 工藤・共栄建設共同企業体    |             |     |             |      | 辞退 |
| 2  | サイジング・中村建設共同企業体 | 737,550,000 | 0.0 | 18.7        | 18.7 | 落札 |
| 3  | 大豊・KHY建設共同企業体   | 737,913,000 | 0.0 | 16.5        | 16.5 |    |
| 4  |                 |             |     |             |      |    |
| 5  |                 |             |     |             |      |    |
| 6  |                 |             |     |             |      |    |
| 7  |                 |             |     |             |      |    |
| 8  |                 |             |     |             |      |    |
| 9  |                 |             |     |             |      |    |
| 10 |                 |             |     |             |      |    |
| 11 |                 |             |     |             |      |    |
| 12 |                 |             |     |             |      |    |
| 13 |                 |             |     |             |      |    |
| 14 |                 |             |     |             |      |    |
| 15 |                 |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 737,913,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区立常盤中学校電気設備工事

|                |    |
|----------------|----|
| 引込設備工事         | 一式 |
| 受変電設備工事        | 一式 |
| 自家用発電設備工事      | 一式 |
| 幹線設備工事         | 一式 |
| 動力設備工事         | 一式 |
| 電灯設備工事         | 一式 |
| コンセント設備工事      | 一式 |
| 舞台照明設備工事       | 一式 |
| 個別映像音響設備工事     | 一式 |
| 放送設備工事         | 一式 |
| 電話用配管設備工事      | 一式 |
| 情報通信用配管設備工事    | 一式 |
| テレビ共同受信設備工事    | 一式 |
| 電気時計設備工事       | 一式 |
| インターホン設備工事     | 一式 |
| トイレ呼出設備工事      | 一式 |
| 電気錠設備工事        | 一式 |
| 機械警備用配管設備工事    | 一式 |
| 自動火災報知設備工事     | 一式 |
| 太陽光発電設備工事      | 一式 |
| 雷保護設備工事        | 一式 |
| 仮設校庭工事         | 一式 |
| 配線切り回し工事（既存校舎） | 一式 |

## (葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 000001355  |
| 件名    | 葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事   |
| 履行場所  | 東京都葛飾区金町二丁目11番1号   |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで  |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札  |
| 資料配付日 | 令和7年4月18日  |
| 開札日時  | 令和7年5月22日 13時30分 電子入札  |
| 落札者名  | 上下・ワイオリ建設共同企業体<br>上下水道促進工業株式会社 代表取締役 臼倉 慎吾<br>東京都葛飾区東金町四丁目23番12号 |
| 落札金額  | 311,841,090 円  |

| 項番 | 企業名            | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|----------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 栗原・とりかつ建設共同企業体 | 311,170,200 | 6.4 | 14.7        | 21.1 |    |
| 2  | 上下・ワイオリ建設共同企業体 | 311,841,090 | 6.3 | 15.2        | 21.5 | 落札 |
| 3  | 水元・松崎建設共同企業体   |             |     |             |      | 辞退 |
| 4  |                |             |     |             |      |    |
| 5  |                |             |     |             |      |    |
| 6  |                |             |     |             |      |    |
| 7  |                |             |     |             |      |    |
| 8  |                |             |     |             |      |    |
| 9  |                |             |     |             |      |    |
| 10 |                |             |     |             |      |    |
| 11 |                |             |     |             |      |    |
| 12 |                |             |     |             |      |    |
| 13 |                |             |     |             |      |    |
| 14 |                |             |     |             |      |    |
| 15 |                |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 335,313,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事

給水設備工事 一式

給湯設備工事 一式

排水設備工事 一式

衛生器具設備工事 一式

消火設備工事 一式

ガス設備工事 一式

雨水ろ過設備工事 一式

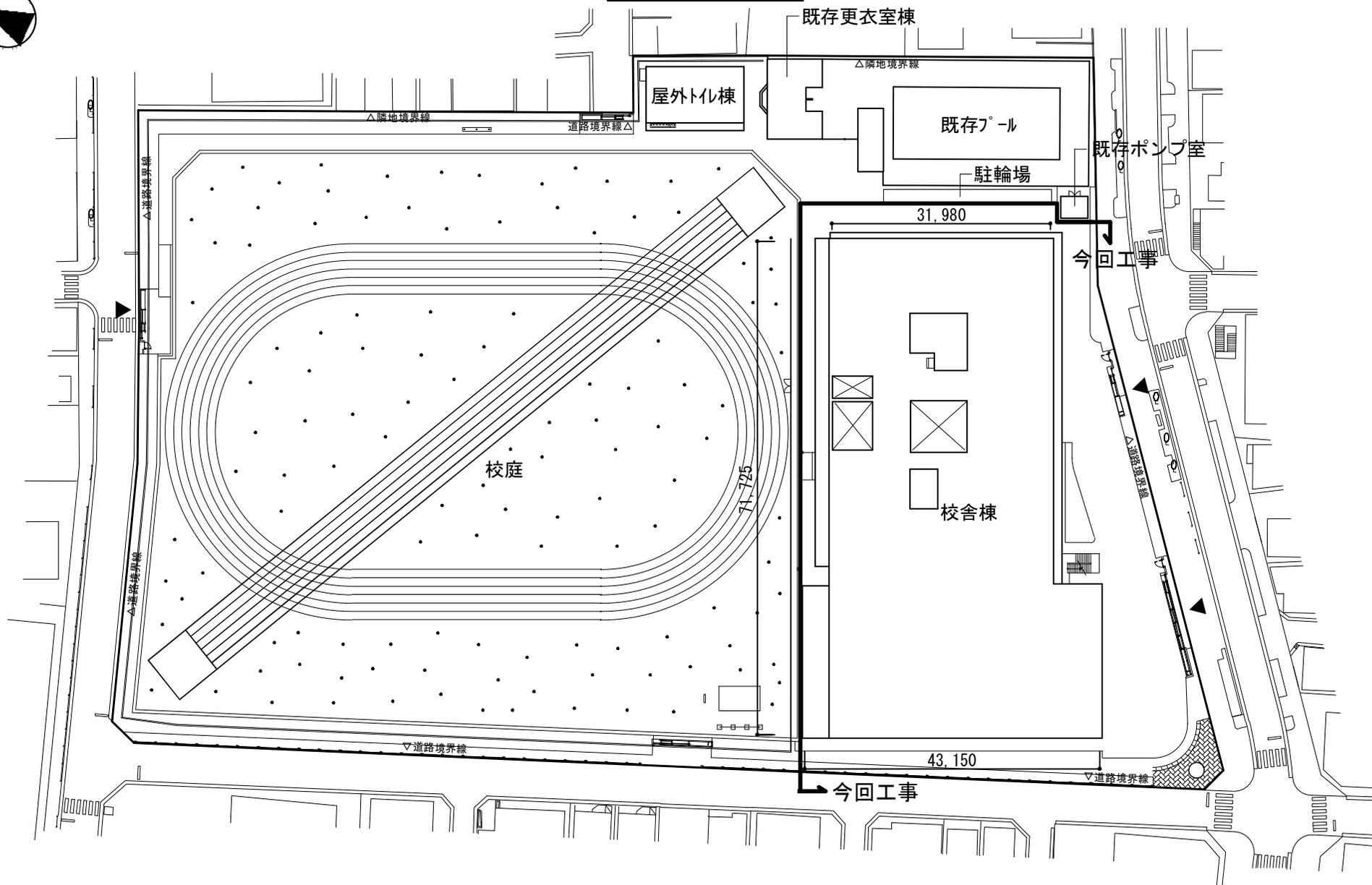
井水設備工事 一式

# 案内図



葛飾区立常盤中学校電気設備工事  
葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事

# 配置図



葛飾区立常盤中学校電気設備工事  
葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事

## (小菅西公園スケートボード場設置工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |   |
|-------|---|
| 案件番号  | 0000001241                                  |
| 件名    | 小菅西公園スケートボード場設置工事                           |
| 履行場所  | 東京都葛飾区小菅一丁目2番1号                             |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで                       |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                           |
| 資料配付日 | 令和7年4月14日                                   |
| 開札日時  | 令和7年5月14日 13時30分 電子入札                       |
| 落札者名  | 株式会社山溪緑地<br>代表取締役 松田 太郎<br>東京都葛飾区青戸八丁目5番16号 |
| 落札金額  | 236,390,000 円                               |

| 項番 | 企業名          | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|--------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 株式会社相川造園     |             |     |             |      | 辞退 |
| 2  | 葛飾エクステリア株式会社 | 236,456,000 | 0.0 | 16.5        | 16.5 |    |
| 3  | 株式会社桂造園      |             |     |             |      | 辞退 |
| 4  | 株式会社山溪緑地     | 236,390,000 | 0.0 | 24.0        | 24.0 | 落札 |
| 5  | 東洋グリーン産業株式会社 | 236,458,200 | 0.0 | 20.0        | 20.0 |    |
| 6  |              |             |     |             |      |    |
| 7  |              |             |     |             |      |    |
| 8  |              |             |     |             |      |    |
| 9  |              |             |     |             |      |    |
| 10 |              |             |     |             |      |    |
| 11 |              |             |     |             |      |    |
| 12 |              |             |     |             |      |    |
| 13 |              |             |     |             |      |    |
| 14 |              |             |     |             |      |    |
| 15 |              |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 236,458,200 円 |
|------|---------------|

(参 考)

小菅西公園スケートボード場設置工事

公園工事 面積 771.65平方メートル

運動施設整備

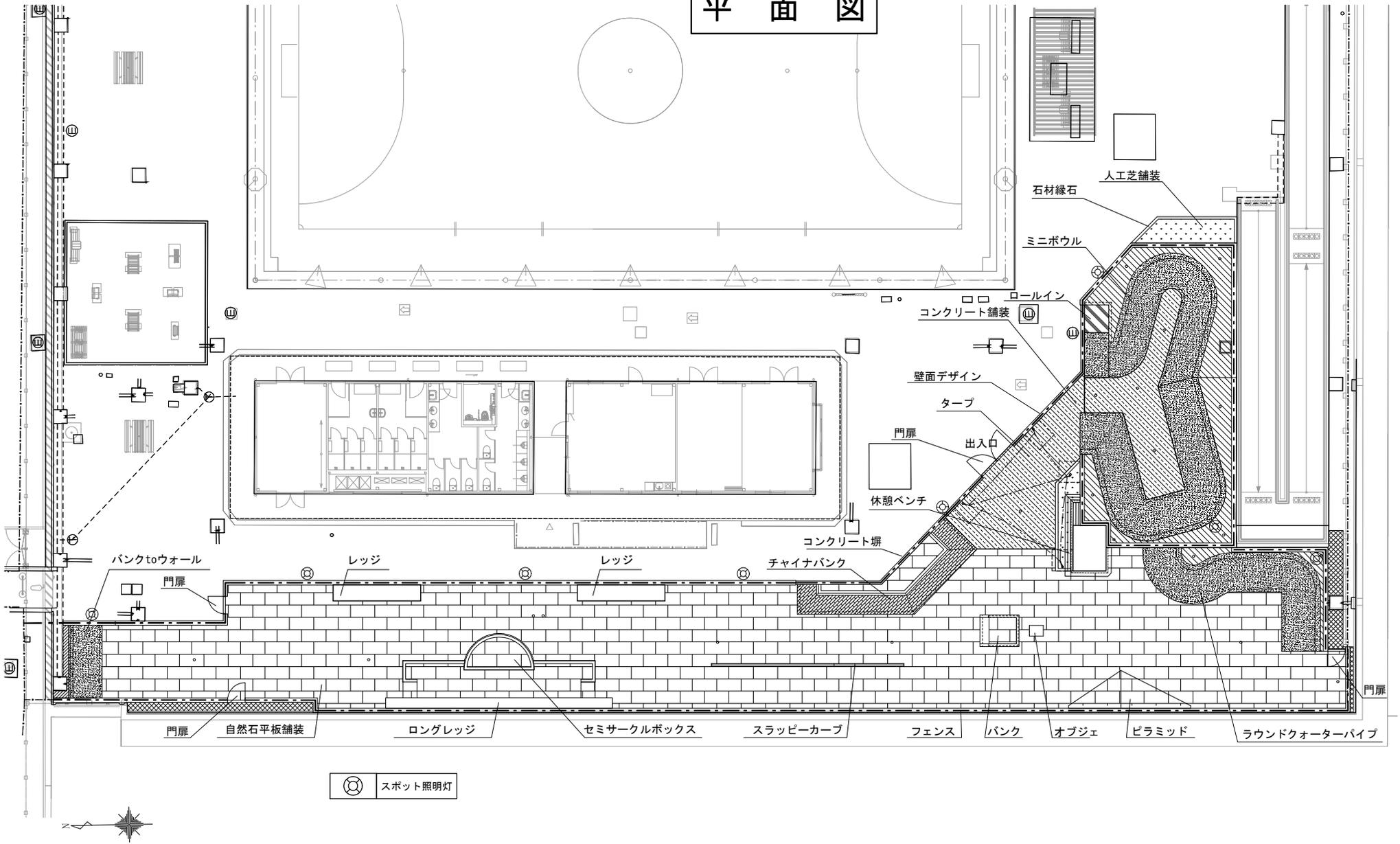
|        |              |     |              |
|--------|--------------|-----|--------------|
| 園路広場   | 自然石平板舗装      | 面積  | 423.00平方メートル |
|        | コンクリート舗装     | 面積  | 114.00平方メートル |
|        | 人工芝舗装        | 面積  | 11.00平方メートル  |
|        | 石材縁石         | 延長  | 25.90メートル    |
| 遊戯施設   | スケートボード用遊戯施設 | 一式  |              |
| サービス施設 | タープ          | 1基  |              |
|        | 休憩ベンチ        | 1箇所 |              |
| 管理施設   | コンクリート塀      | 2箇所 |              |
|        | フェンス         | 延長  | 197.90メートル   |
|        | 門扉           | 4基  |              |
| サイン    | 壁面デザイン       | 面積  | 55.00平方メートル  |
| 電気施設   | スポット照明灯      | 8基  |              |

# 案内図



## 小菅西公園スケートボード場設置工事

# 平面図



## 小菅西公園スケートボード場設置工事

## (柴又公園拡張部（広場等）整備工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001240                                 |
| 件名    | 柴又公園拡張部（広場等）整備工事                           |
| 履行場所  | 東京都葛飾区柴又七丁目19番14号及び10番16号                  |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和8年6月1日まで                       |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                          |
| 資料配付日 | 令和7年4月11日                                  |
| 開札日時  | 令和7年5月13日 13時30分 電子入札                      |
| 落札者名  | 東香園株式会社<br>代表取締役 池田 重信<br>東京都葛飾区小菅三丁目5番23号 |
| 落札金額  | 246,895,000 円                              |

| 項番 | 企業名          | 入札価格（円）     | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|--------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 株式会社相川造園     | 247,060,000 | 0.1 | 20.0        | 20.1 |    |
| 2  | 葛飾エクステリア株式会社 |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  | 株式会社桂造園      | 246,950,000 | 0.1 | 21.5        | 21.6 |    |
| 4  | 株式会社山溪緑地     |             |     |             |      | 辞退 |
| 5  | 東香園株式会社      | 246,895,000 | 0.2 | 23.5        | 23.7 | 落札 |
| 6  | 東洋グリーン産業株式会社 |             |     |             |      | 辞退 |
| 7  |              |             |     |             |      |    |
| 8  |              |             |     |             |      |    |
| 9  |              |             |     |             |      |    |
| 10 |              |             |     |             |      |    |
| 11 |              |             |     |             |      |    |
| 12 |              |             |     |             |      |    |
| 13 |              |             |     |             |      |    |
| 14 |              |             |     |             |      |    |
| 15 |              |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 247,445,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

柴又公園拡張部（広場等）整備工事

公園工事 面積 3,483.27平方メートル

公園整備

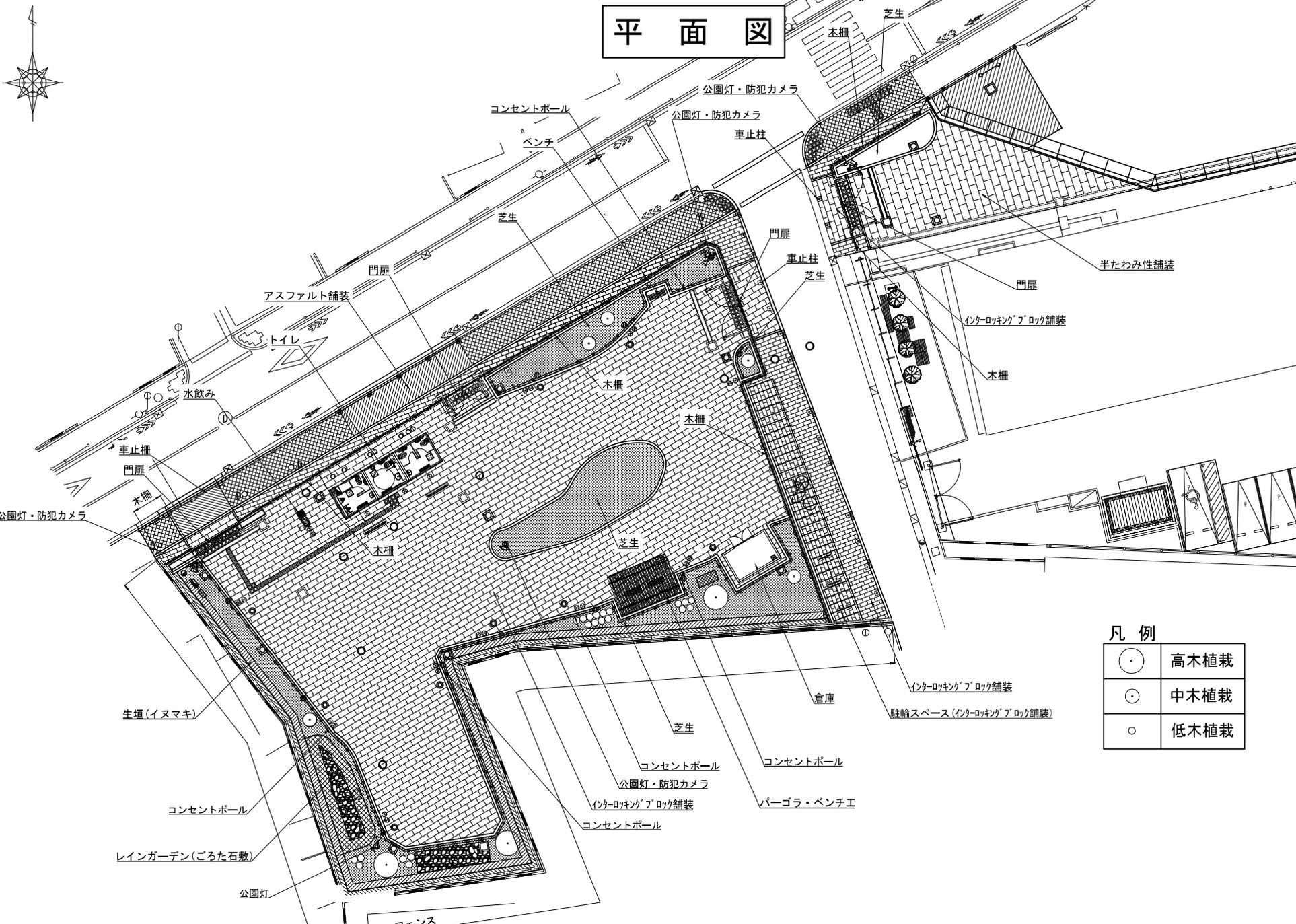
|        |                 |                 |
|--------|-----------------|-----------------|
| 植栽     | 高木植栽            | 3本              |
|        | 生垣              | 延長 81.20メートル    |
|        | 芝生              | 面積 205.00平方メートル |
| 園路広場   | インターロッキングブロック舗装 | 面積 865.00平方メートル |
|        | 半たわみ性舗装         | 面積 87.00平方メートル  |
| サービス施設 | ベンチ             | 3基              |
|        | 水飲み             | 1基              |
|        | パーゴラ            | 1基              |
| 管理施設   | 門扉              | 3基              |
|        | フェンス            | 延長 90.20メートル    |
|        | 車止柵             | 1箇所             |
|        | 車止柱             | 18基             |
|        | 木柵              | 延長 75.00メートル    |
|        | ごろた石敷           | 面積 12.00平方メートル  |
| 電気設備   | 公園灯             | 5基              |
|        | コンセントポール        | 10基             |
|        | 防犯カメラ           | 4基              |
| 建築     | トイレ             | 1棟              |
|        | 倉庫              | 1棟              |
|        | 門扉              | 1基              |

# 案内図



柴又公園拡張部（広場等）整備工事

# 平面図



## 凡例

|   |      |
|---|------|
| ● | 高木植栽 |
| ○ | 中木植栽 |
| ○ | 低木植栽 |

### 柴又公園拡張部（広場等）整備工事

|             |
|-------------|
| 議案第75号 関係資料 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

災害対策用備蓄食糧品の買入れについて

契約管財課

1 買入れの目的

区内に配備している災害対策用備蓄食糧品の入替え時期が到来したため、新たに  
買入れるもの

2 買入れる物品、数量及び納品先

|                     |    |        |
|---------------------|----|--------|
| (1) ビスケット（1箱60食）    | 小計 | 1,128箱 |
| ア 小学校（48校 各校6箱～38箱） |    | 765箱   |
| イ 中学校（24校 各校7箱～38箱） |    | 283箱   |
| ウ 旧松南小学校            |    | 38箱    |
| エ 旧西渋江小学校           |    | 38箱    |
| オ 木根川備蓄倉庫           |    | 4箱     |
| (2) アルファ化米（1箱50食）   | 小計 | 726箱   |
| ア 小学校（48校 各校1箱～20箱） |    | 368箱   |
| イ 中学校（24校 各校1箱～20箱） |    | 147箱   |
| ウ 旧明石小学校            |    | 20箱    |
| エ 亀有備蓄倉庫            |    | 170箱   |
| オ 木根川備蓄倉庫           |    | 21箱    |
| (3) 保存水（1箱24本）      | 小計 | 284箱   |
| ア 葛飾区立立石中学校         |    | 55箱    |
| イ 東新小岩第二備蓄倉庫        |    | 150箱   |
| ウ 亀有備蓄倉庫            |    | 50箱    |
| エ 葛飾にいじゅくみらい公園備蓄倉庫  |    | 29箱    |
|                     | 合計 | 2,138箱 |

3 納期

令和7年12月26日

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001231                                       |
| 件名    | 災害対策用備蓄食糧品の買入れ                                   |
| 納入場所  | 葛飾区指定の場所   |
| 納入期限  | 令和7年12月26日                                       |
| 入札方法  | 制限付一般競争入札  |
| 資料配付日 | 令和7年4月23日  |
| 開札日時  | 令和7年5月9日 13時30分 電子入札                             |
| 落札者名  | 船山株式会社 東京本店<br>取締役本店長 多田 奈美<br>東京都中央区月島二丁目20番15号 |
| 落札金額  | 26,495,818 円                                     |

| 項番 | 企業名                   | 第1回目<br>入札価格 (円) | 第2回目<br>入札価格 (円) | 第3回目<br>入札価格 (円) | 第4回目<br>入札価格 (円) | 備考   |
|----|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|
| 1  | エビヌマ株式会社              | 26,655,912       |                  |                  |                  |      |
| 2  | 社会福祉法人東京コロニー東京コロニー    | 26,510,004       |                  |                  |                  |      |
| 3  | 船山株式会社 東京本店           | 26,495,818       |                  |                  |                  | 落札   |
| 4  | 株式会社廣瀬商会              | 26,534,088       |                  |                  |                  |      |
| 5  | 株式会社河本総合防災 東京支社       | 26,550,000       |                  |                  |                  |      |
| 6  | トータルセキュリティSP株式会社 東京支店 |                  |                  |                  |                  | 入札不参 |
| 7  | 合同会社JV 江戸川営業所         |                  |                  |                  |                  | 辞退   |
| 8  | 株式会社大丸松坂屋百貨店 上野店      |                  |                  |                  |                  | 入札不参 |
| 9  | 株式会社サイボウ 東京支店         |                  |                  |                  |                  | 辞退   |
| 10 | 株式会社安田商会              | 26,808,840       |                  |                  |                  |      |
| 11 |                       |                  |                  |                  |                  |      |
| 12 |                       |                  |                  |                  |                  |      |
| 13 |                       |                  |                  |                  |                  |      |
| 14 |                       |                  |                  |                  |                  |      |
| 15 |                       |                  |                  |                  |                  |      |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |              |
|------|--------------|
| 予定価格 | 26,871,393 円 |
|------|--------------|

|             |
|-------------|
| 議案第76号 関係資料 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れについて

契約管財課

1 買入れの目的

熱中症対策に活用するため、区立学校に配備する折りたたみ式テントの買入れを行うもの

2 買入れる物品、数量及び納品先

折りたたみ式テント（各校3張）

(1) 小学校（45校） 135張

(2) 中学校（20校） 60張

(3) 保田しおさい学校 3張

合計 198張

3 納期

令和7年8月29日

## (葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れ)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001216                                       |
| 件名    | 葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れ                              |
| 納入場所  | 葛飾区指定の場所   |
| 納入期限  | 令和7年8月29日  |
| 入札方法  | 制限付一般競争入札  |
| 資料配付日 | 令和7年4月22日  |
| 開札日時  | 令和7年5月9日 13時30分 電子入札                             |
| 落札者名  | 株式会社宮本スポーツ<br>代表取締役社長 松本 省藏<br>東京都葛飾区金町三丁目19番10号 |
| 落札金額  | 29,720,790 円                                     |

| 項番 | 企業名           | 第1回目<br>入札価格 (円) | 第2回目<br>入札価格 (円) | 第3回目<br>入札価格 (円) | 第4回目<br>入札価格 (円) | 備考   |
|----|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|
| 1  | 株式会社宮本スポーツ    | 29,720,790       |                  |                  |                  | 落札   |
| 2  | 株式会社山本スポーツ    | 32,000,000       |                  |                  |                  |      |
| 3  | 合同会社JV 江戸川営業所 |                  |                  |                  |                  | 辞退   |
| 4  | 光洋スポーツ        |                  |                  |                  |                  | 入札不参 |
| 5  | エビスマ株式会社      | 34,900,000       |                  |                  |                  |      |
| 6  | 株式会社釜亀商店      |                  |                  |                  |                  | 辞退   |
| 7  | 株式会社あおい通商     |                  |                  |                  |                  | 入札不参 |
| 8  |               |                  |                  |                  |                  |      |
| 9  |               |                  |                  |                  |                  |      |
| 10 |               |                  |                  |                  |                  |      |
| 11 |               |                  |                  |                  |                  |      |
| 12 |               |                  |                  |                  |                  |      |
| 13 |               |                  |                  |                  |                  |      |
| 14 |               |                  |                  |                  |                  |      |
| 15 |               |                  |                  |                  |                  |      |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |              |
|------|--------------|
| 予定価格 | 40,059,360 円 |
|------|--------------|

|             |
|-------------|
| 議案第77号 関係資料 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れについて

契約管財課

1 買入れの目的

葛飾区立常盤中学校の建築工事に伴い、給食室に配備する厨房機器の買入れを行うもの

2 買入れる物品及び数量

学校給食用厨房機器

|              |      |
|--------------|------|
| (1) 熱機器類     | 7点   |
| (2) 作業機器類    | 13点  |
| (3) 冷機器類     | 7点   |
| (4) 炊飯機器類    | 3点   |
| (5) 調理機器類    | 4点   |
| (6) 消毒・洗浄機器類 | 8点   |
| (7) 配膳機器類    | 46点  |
| (8) その他の厨房機器 | 15点  |
| 合計           | 103点 |

3 納期

令和9年3月31日

## (葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れ)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001215                                 |
| 件名    | 葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れ                       |
| 納入場所  | 葛飾区指定の場所                                   |
| 納入期限  | 令和9年3月31日                                  |
| 入札方法  | 制限付一般競争入札                                  |
| 資料配付日 | 令和7年4月22日                                  |
| 開札日時  | 令和7年5月9日 13時30分 電子入札                       |
| 落札者名  | 株式会社幸栄商事<br>代表取締役 田中 廣香<br>東京都葛飾区水元五丁目3番4号 |
| 落札金額  | 81,290,000 円                               |

| 項番 | 企業名             | 第1回目<br>入札価格 (円) | 第2回目<br>入札価格 (円) | 第3回目<br>入札価格 (円) | 第4回目<br>入札価格 (円) | 備考 |
|----|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----|
| 1  | 株式会社アイホー 東京支店   | 81,400,000       |                  |                  |                  |    |
| 2  | 株式会社リスタ 杉並営業所   | 82,320,900       |                  |                  |                  |    |
| 3  | 株式会社プロファクト      | 82,190,000       |                  |                  |                  |    |
| 4  | 株式会社フジマック 東京事業部 | 81,796,000       |                  |                  |                  |    |
| 5  | 株式会社梅屋 杉並支店     | 81,880,000       |                  |                  |                  |    |
| 6  | 株式会社プロス         | 81,598,000       |                  |                  |                  |    |
| 7  | 株式会社遠山製作所       | 82,390,000       |                  |                  |                  |    |
| 8  | 株式会社和田製作所       | 82,390,000       |                  |                  |                  |    |
| 9  | 日本給食設備株式会社      | 81,800,000       |                  |                  |                  |    |
| 10 | 共和厨房設備株式会社      | 81,950,000       |                  |                  |                  |    |
| 11 | 株式会社内海          | 82,060,000       |                  |                  |                  |    |
| 12 | エビスマ株式会社        | 81,900,000       |                  |                  |                  |    |
| 13 | 株式会社島崎商事 葛飾営業所  | 81,306,500       |                  |                  |                  |    |
| 14 | 平成調理機株式会社       | 82,610,000       |                  |                  |                  |    |
| 15 | 有限会社BLAST       | 81,345,000       |                  |                  |                  |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |              |
|------|--------------|
| 予定価格 | 83,000,700 円 |
|------|--------------|

## (葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れ)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001215                                 |
| 件名    | 葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れ                       |
| 納入場所  | 葛飾区指定の場所                                   |
| 納入期限  | 令和9年3月31日                                  |
| 入札方法  | 制限付一般競争入札                                  |
| 資料配付日 | 令和7年4月22日                                  |
| 開札日時  | 令和7年5月9日 13時30分 電子入札                       |
| 落札者名  | 株式会社幸栄商事<br>代表取締役 田中 廣香<br>東京都葛飾区水元五丁目3番4号 |
| 落札金額  | 81,290,000 円                               |

| 項番 | 企業名              | 第1回目<br>入札価格 (円) | 第2回目<br>入札価格 (円) | 第3回目<br>入札価格 (円) | 第4回目<br>入札価格 (円) | 備考 |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----|
| 16 | 株式会社釜亀商店         | 81,745,000       |                  |                  |                  |    |
| 17 | 大蔵商事株式会社 東京支店    | 82,500,000       |                  |                  |                  |    |
| 18 | 昭和技研株式会社 東京支店    | 81,549,000       |                  |                  |                  |    |
| 19 | 株式会社常盤厨房         | 82,720,000       |                  |                  |                  |    |
| 20 | ホシザキ関東株式会社 葛飾営業所 |                  |                  |                  |                  | 辞退 |
| 21 | 株式会社中西製作所 東京支店   | 82,500,000       |                  |                  |                  |    |
| 22 | 株式会社マタノ          | 82,390,000       |                  |                  |                  |    |
| 23 | 新日本厨機株式会社 城北営業所  | 82,580,000       |                  |                  |                  |    |
| 24 | 株式会社タマチュウ 東京営業所  | 82,324,000       |                  |                  |                  |    |
| 25 | 北沢産業株式会社         | 82,170,000       |                  |                  |                  |    |
| 26 | 株式会社幸栄商事         | 81,290,000       |                  |                  |                  | 落札 |
| 27 | 株式会社ノマ企画         | 82,997,000       |                  |                  |                  |    |
|    |                  |                  |                  |                  |                  |    |
|    |                  |                  |                  |                  |                  |    |
|    |                  |                  |                  |                  |                  |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |              |
|------|--------------|
| 予定価格 | 83,000,700 円 |
|------|--------------|

|           |      |   |
|-----------|------|---|
| 議案第78号    | 関係資料 |   |
| 議案第79号    | 関係資料 |   |
| 議案第80号    | 関係資料 |   |
| 議案第81号    | 関係資料 |   |
| 議案第82号    | 関係資料 |   |
| 議案第83号    | 関係資料 |   |
| 議案第84号    | 関係資料 |   |
| 総         | 務    | 部 |
| 令和7年6月12日 |      |   |

## 議決案件工事資料

契約管財課

# 議決案件工事箇所図



【議案第78号】  
葛飾区亀有文化ホール改修工事  
【議案第79号】  
葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
【議案第80号】  
葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
【議案第81号】  
葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
【議案第82号】  
葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事  
亀有三丁目26番1号

【議案第83号】  
葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事  
東四つ木一丁目10番1号

【議案第84号】  
葛飾区立常盤中学校空調設備工事  
金町二丁目11番1号

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 000001226                                      |
| 件名    | 葛飾区亀有文化ホール改修工事                                 |
| 履行場所  | 東京都葛飾区亀有三丁目26番1号                               |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで                          |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                              |
| 資料配付日 | 令和7年4月11日                                      |
| 開札日時  | 令和7年5月13日 13時30分 電子入札                          |
| 落札者名  | 株式会社トーヨー富士工<br>代表取締役 角田 隆二<br>東京都葛飾区柴又七丁目1番11号 |
| 落札金額  | 555,060,000 円                                  |

| 項番 | 企業名         | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 小松建設株式会社    | 557,700,000 | 0.0 | 21.0        | 21.0 |    |
| 2  | 株式会社田辺工務店   | 554,180,000 | 0.5 | 21.5        | 22.0 |    |
| 3  | 株式会社トーヨー富士工 | 555,060,000 | 0.4 | 22.5        | 22.9 | 落札 |
| 4  |             |             |     |             |      |    |
| 5  |             |             |     |             |      |    |
| 6  |             |             |     |             |      |    |
| 7  |             |             |     |             |      |    |
| 8  |             |             |     |             |      |    |
| 9  |             |             |     |             |      |    |
| 10 |             |             |     |             |      |    |
| 11 |             |             |     |             |      |    |
| 12 |             |             |     |             |      |    |
| 13 |             |             |     |             |      |    |
| 14 |             |             |     |             |      |    |
| 15 |             |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 557,854,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区亀有文化ホール改修工事

天井改修工事 一式

舞台及び客席改修工事 一式

内装改修工事 一式

## (葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |   |
|-------|---|
| 案件番号  | 000001357   |
| 件名    | 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  |
| 履行場所  | 東京都葛飾区亀有三丁目26番1号  |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで                                     |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札   |
| 資料配付日 | 令和7年4月17日   |
| 開札日時  | 令和7年5月21日 14時30分 電子入札                                     |
| 落札者名  | 工藤・共栄建設共同企業体<br>工藤電業株式会社 代表取締役 工藤 賢作<br>東京都葛飾区東立石四丁目45番5号 |
| 落札金額  | 455,400,000 円   |

| 項番 | 企業名             | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-----------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 工藤・共栄建設共同企業体    | 455,400,000 | 0.2 | 18.2        | 18.4 | 落札 |
| 2  | サイシング・中村建設共同企業体 |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  | 高野・三協建設共同企業体    | 456,676,000 | 0.0 | 17.7        | 17.7 |    |
| 4  |                 |             |     |             |      |    |
| 5  |                 |             |     |             |      |    |
| 6  |                 |             |     |             |      |    |
| 7  |                 |             |     |             |      |    |
| 8  |                 |             |     |             |      |    |
| 9  |                 |             |     |             |      |    |
| 10 |                 |             |     |             |      |    |
| 11 |                 |             |     |             |      |    |
| 12 |                 |             |     |             |      |    |
| 13 |                 |             |     |             |      |    |
| 14 |                 |             |     |             |      |    |
| 15 |                 |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 456,676,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事

|             |    |
|-------------|----|
| 受変電設備工事     | 一式 |
| 幹線設備工事      | 一式 |
| 動力設備工事      | 一式 |
| 電灯設備工事      | 一式 |
| コンセント設備工事   | 一式 |
| 放送設備工事      | 一式 |
| 電話用配管設備工事   | 一式 |
| 情報通信用配管設備工事 | 一式 |
| テレビ共同受信設備工事 | 一式 |
| トイレ呼出設備工事   | 一式 |
| 電気時計設備工事    | 一式 |
| 監視カメラ設備工事   | 一式 |
| インターホン設備工事  | 一式 |
| 自動火災報知設備工事  | 一式 |

## (葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |   |
|-------|---|
| 案件番号  | 0000001358  |
| 件名    | 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  |
| 履行場所  | 東京都葛飾区亀有三丁目26番1号  |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで   |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札   |
| 資料配付日 | 令和7年4月23日   |
| 開札日時  | 令和7年5月27日 13時30分 電子入札   |
| 落札者名  | 東和・水元建設共同企業体<br>株式会社東和エンジニアリング 代表取締役 山村 憲二<br>東京都葛飾区西亀有四丁目13番6号 |
| 落札金額  | 955,137,700 円   |

| 項番 | 企業名             | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-----------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 東和・水元建設共同企業体    | 955,137,700 | 0.0 | 21.4        | 21.4 | 落札 |
| 2  | ヤマト・上下水道建設共同企業体 |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  |                 |             |     |             |      |    |
| 4  |                 |             |     |             |      |    |
| 5  |                 |             |     |             |      |    |
| 6  |                 |             |     |             |      |    |
| 7  |                 |             |     |             |      |    |
| 8  |                 |             |     |             |      |    |
| 9  |                 |             |     |             |      |    |
| 10 |                 |             |     |             |      |    |
| 11 |                 |             |     |             |      |    |
| 12 |                 |             |     |             |      |    |
| 13 |                 |             |     |             |      |    |
| 14 |                 |             |     |             |      |    |
| 15 |                 |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 955,196,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事

空調設備工事

機器設備工事 一式

配管設備工事 一式

ダクト設備工事 一式

換気設備工事 一式

排煙設備工事 一式

自動制御設備工事 一式

給排水衛生設備工事

衛生器具設備工事 一式

給水設備工事 一式

排水設備工事 一式

給湯設備工事 一式

消火設備工事 一式

## (葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事)

令和7年度

## 見積経過調書

|             |  |
|-------------|--|
| 案件番号        | 0000001836   |
| 件名          | 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事                                     |
| 履行場所        | 東京都葛飾区亀有三丁目26番1号   |
| 工期          | 契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで                                    |
| 契約方法        | 随意契約   |
| 資料配付日       | 令和7年5月9日   |
| 見積書提出期限・提出先 | 令和7年5月14日 16時00分 葛飾区役所7階契約管財課                            |
| 決定者名        | ヤマハサウンドシステム株式会社<br>代表取締役 津川 能行<br>神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号 |
| 決定金額        | 319,176,000 円  |

| 項番 | 企業名             | 第1回目<br>見積価格 (円) | 第2回目<br>見積価格 (円) | 第3回目<br>見積価格 (円) | 第4回目<br>見積価格 (円) | 備考 |
|----|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----|
| 1  | ヤマハサウンドシステム株式会社 | 319,176,000      |                  |                  |                  | 決定 |
| 2  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 3  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 4  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 5  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 6  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 7  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 8  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 9  |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 10 |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 11 |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 12 |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 13 |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 14 |                 |                  |                  |                  |                  |    |
| 15 |                 |                  |                  |                  |                  |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 319,176,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事

舞台音響設備改修工事 一式

## (葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事)

令和7年度

## 見積経過調書

|             |   |
|-------------|---|
| 案件番号        | 0000001971  |
| 件名          | 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事  |
| 履行場所        | 東京都葛飾区亀有三丁目26番1号  |
| 工期          | 契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで                                       |
| 契約方法        | 随意契約  |
| 資料配付日       | 令和7年5月9日  |
| 見積書提出期限・提出先 | 令和7年5月14日 16時00分 葛飾区役所7階契約管財課                               |
| 決定者名        | 東芝ライテック株式会社 首都圏支店<br>支店長 久保 和広<br>東京都品川区南品川二丁目2番13号 南品川JNビル |
| 決定金額        | 315,700,000円  |

| 項番 | 企業名               | 第1回目<br>見積価格 (円) | 第2回目<br>見積価格 (円) | 第3回目<br>見積価格 (円) | 第4回目<br>見積価格 (円) | 備考 |
|----|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----|
| 1  | 東芝ライテック株式会社 首都圏支店 | 315,700,000      |                  |                  |                  | 決定 |
| 2  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 3  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 4  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 5  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 6  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 7  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 8  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 9  |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 10 |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 11 |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 12 |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 13 |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 14 |                   |                  |                  |                  |                  |    |
| 15 |                   |                  |                  |                  |                  |    |

※表示価格は、全て税込みである。

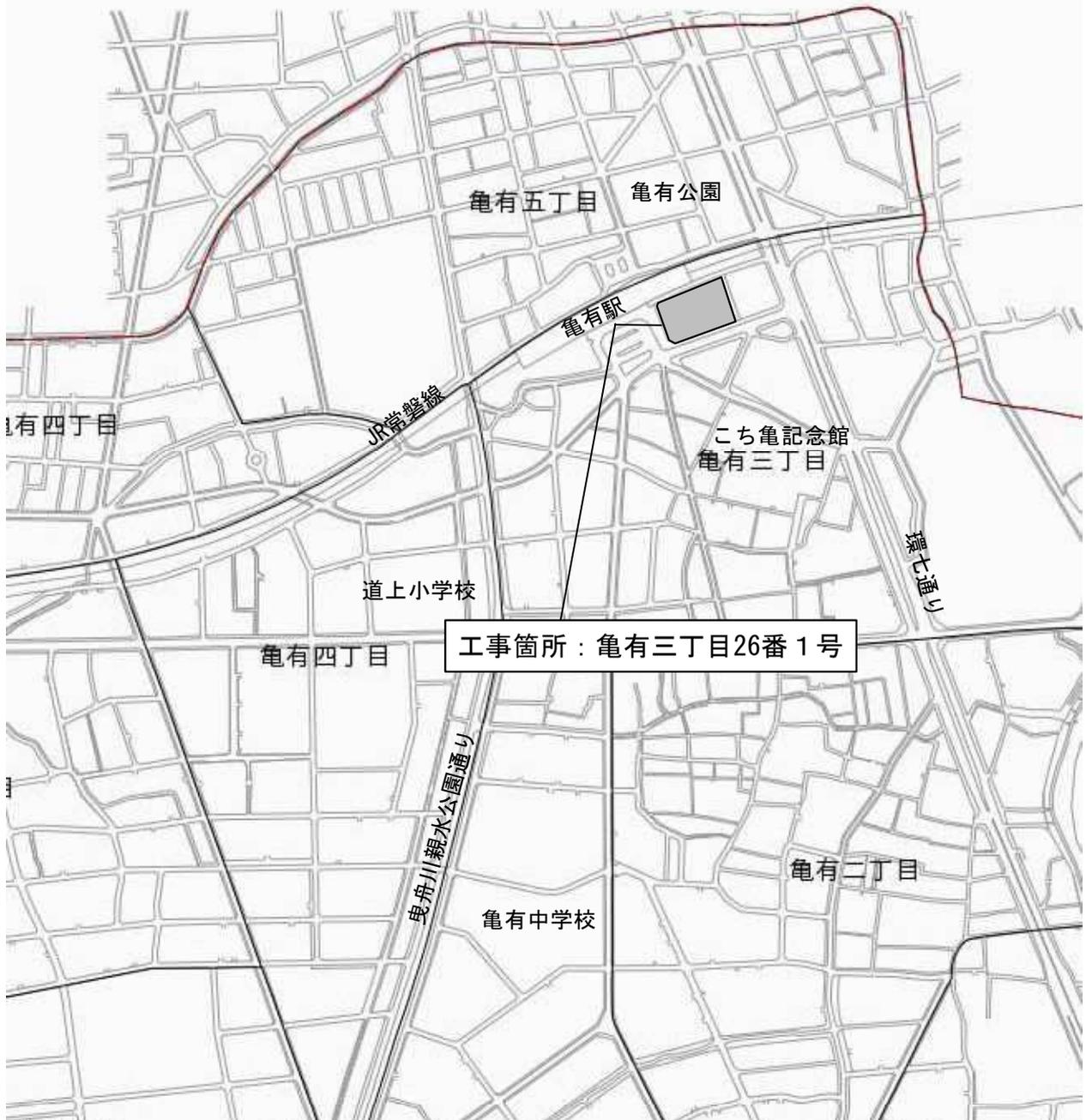
|      |              |
|------|--------------|
| 予定価格 | 315,700,000円 |
|------|--------------|

(参 考)

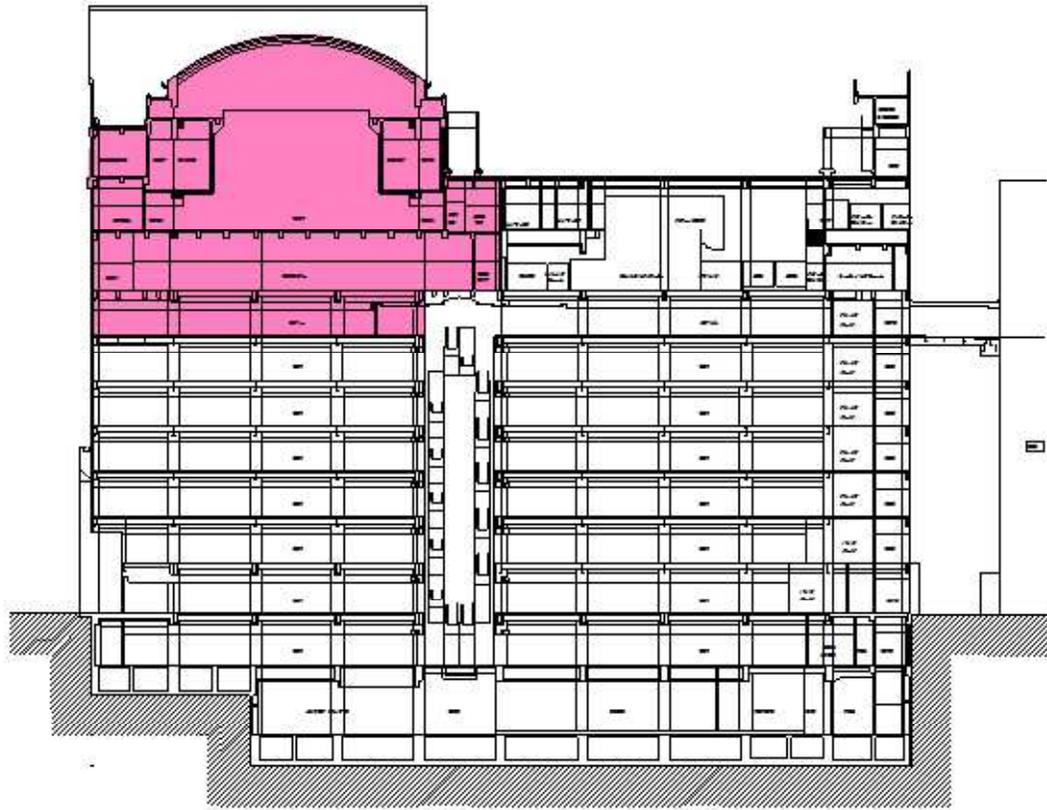
葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事

舞台照明設備改修工事 一式

# 案内図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事



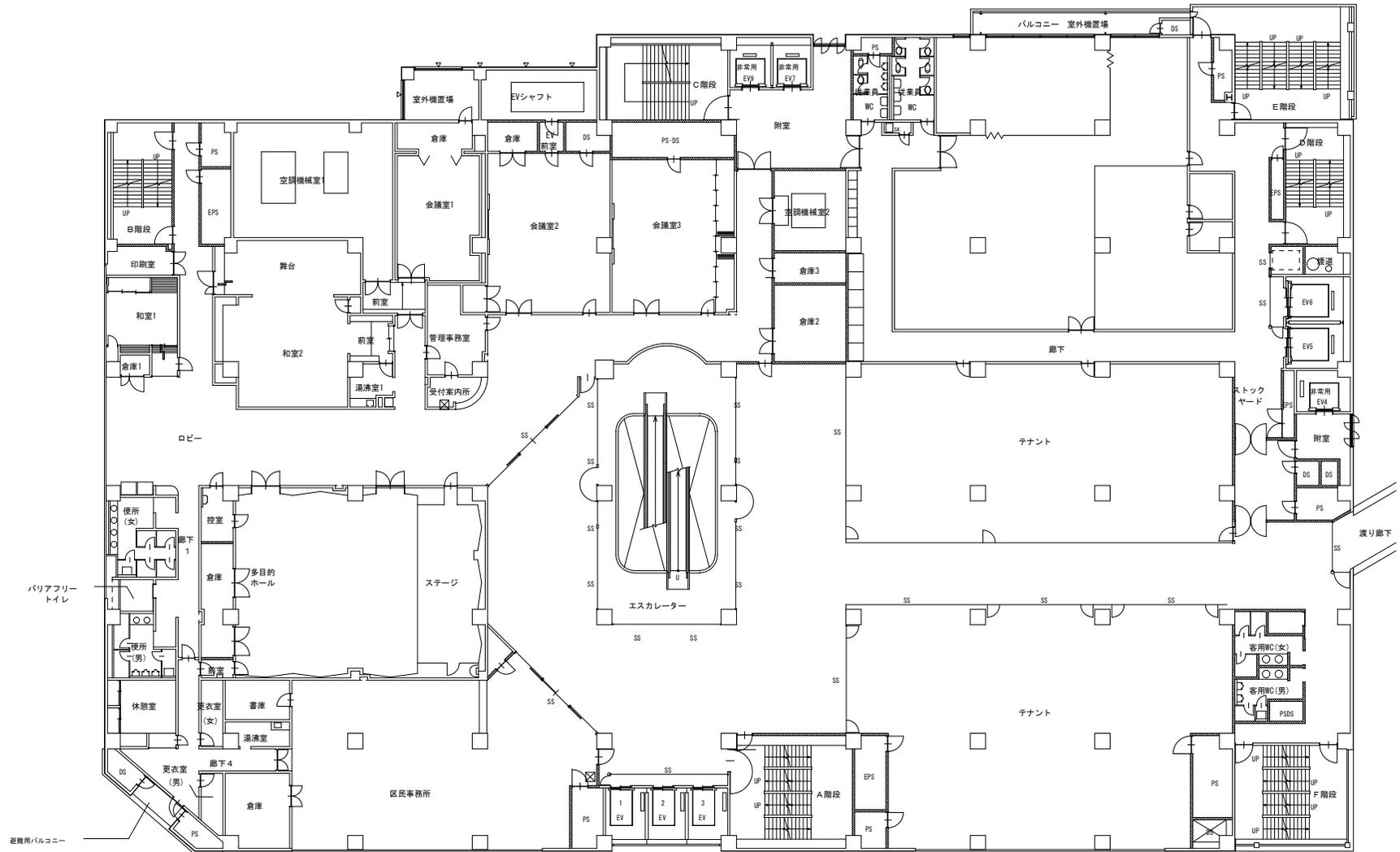
断面図（東西）



断面図（南北）

- 葛飾区亀有文化ホール改修工事
- 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事
- 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事
- 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事
- 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事

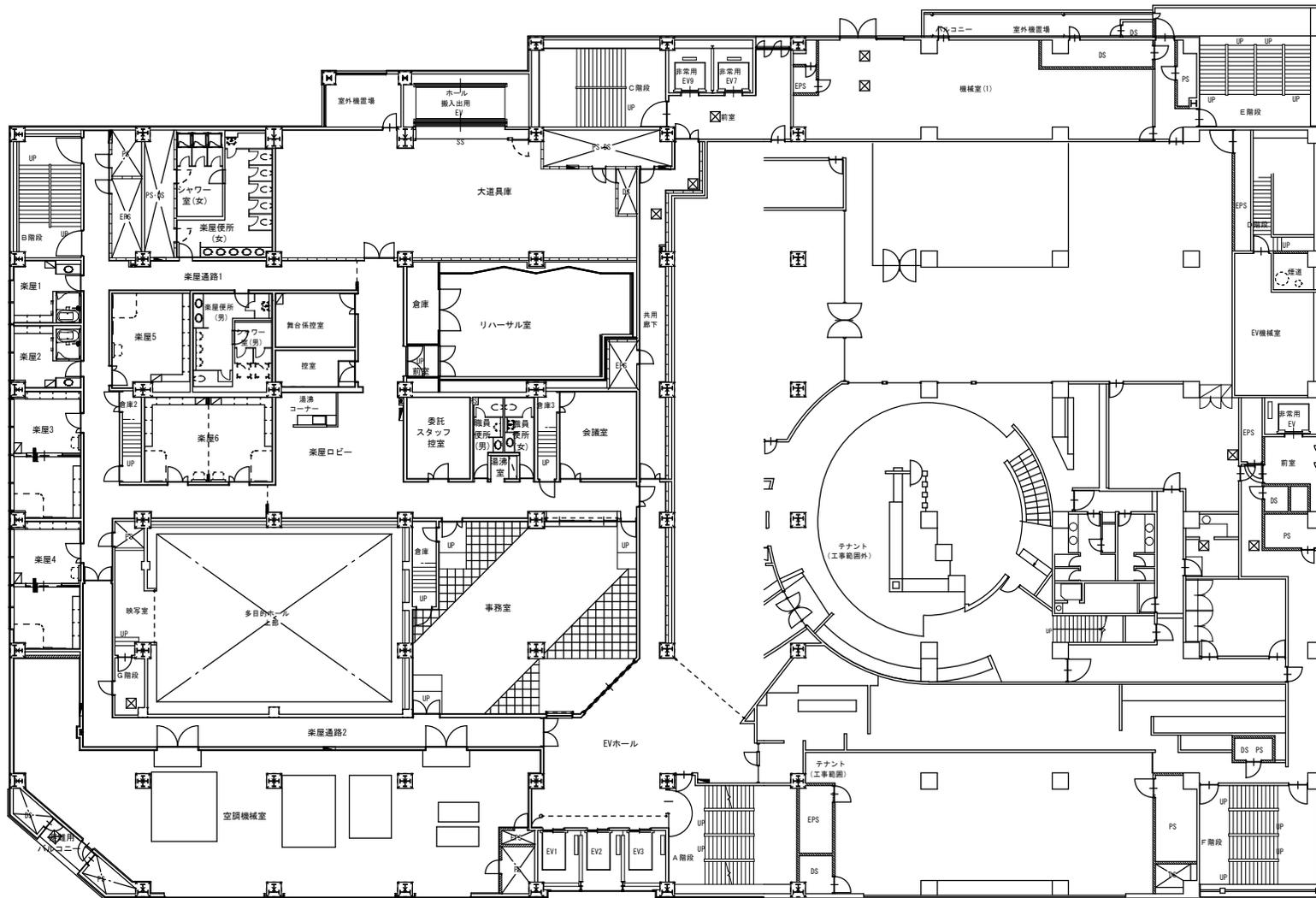
# 7階平面図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事



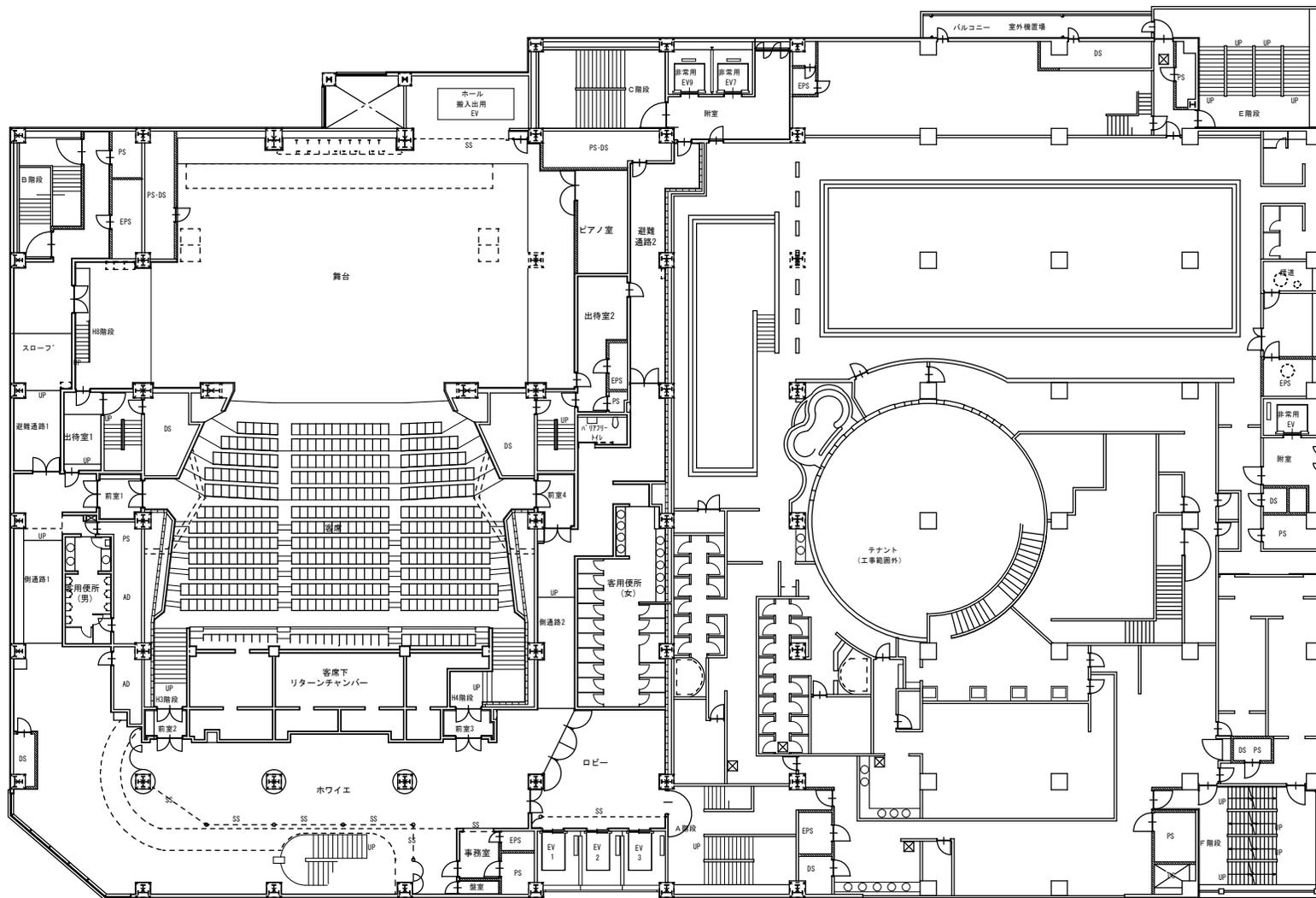
# 8階平面図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事



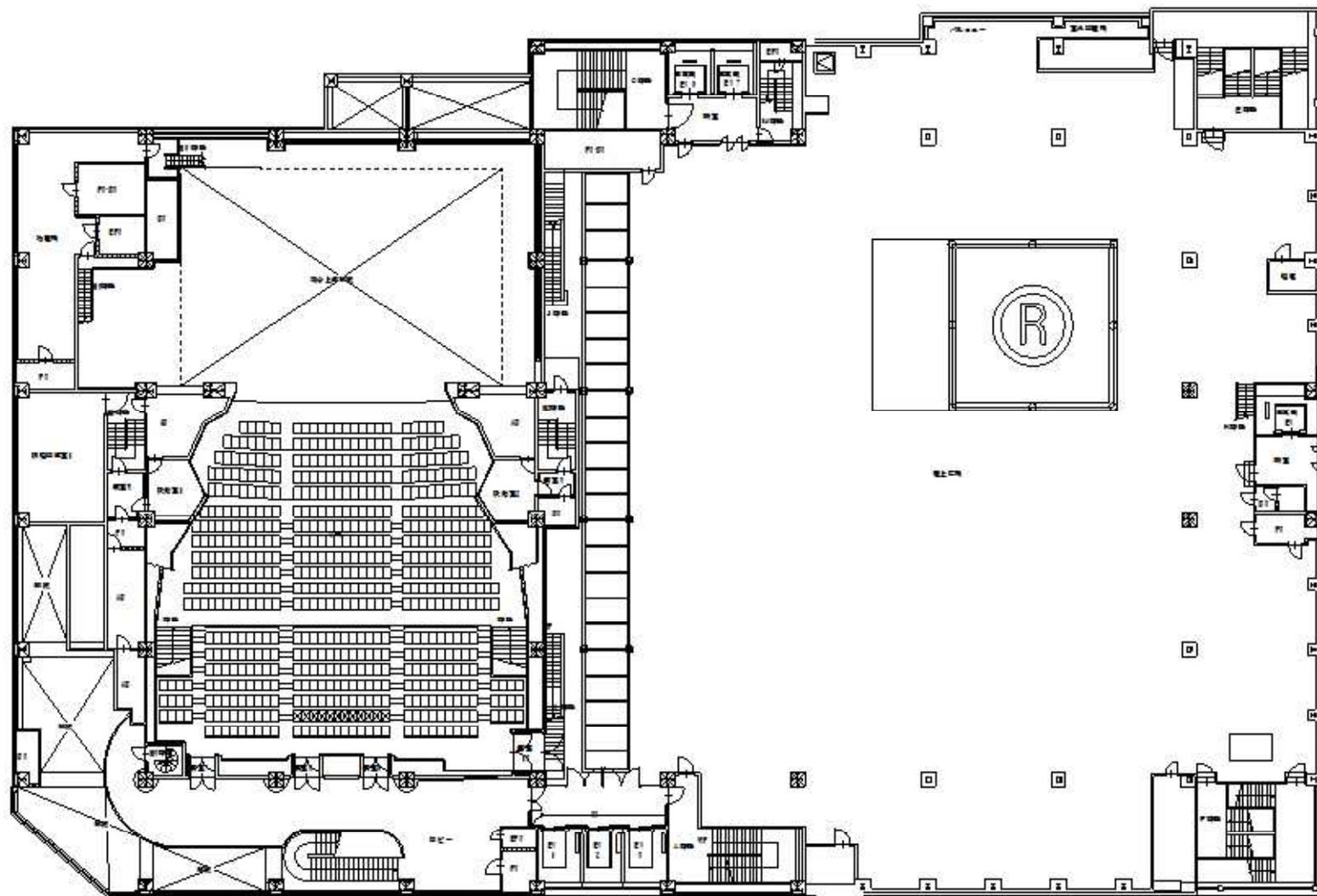
# 9階平面図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事



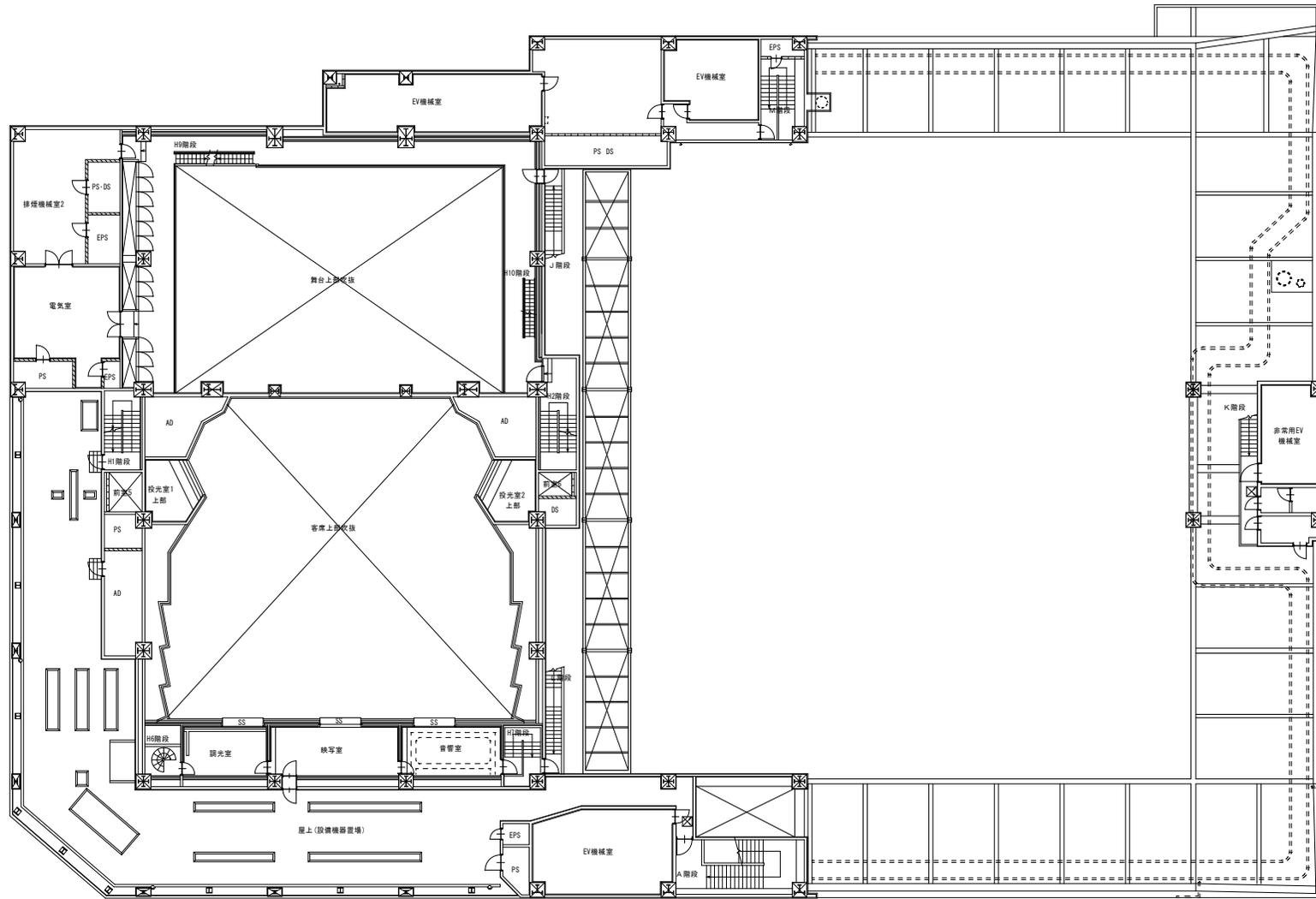
10階平面図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事



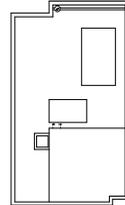
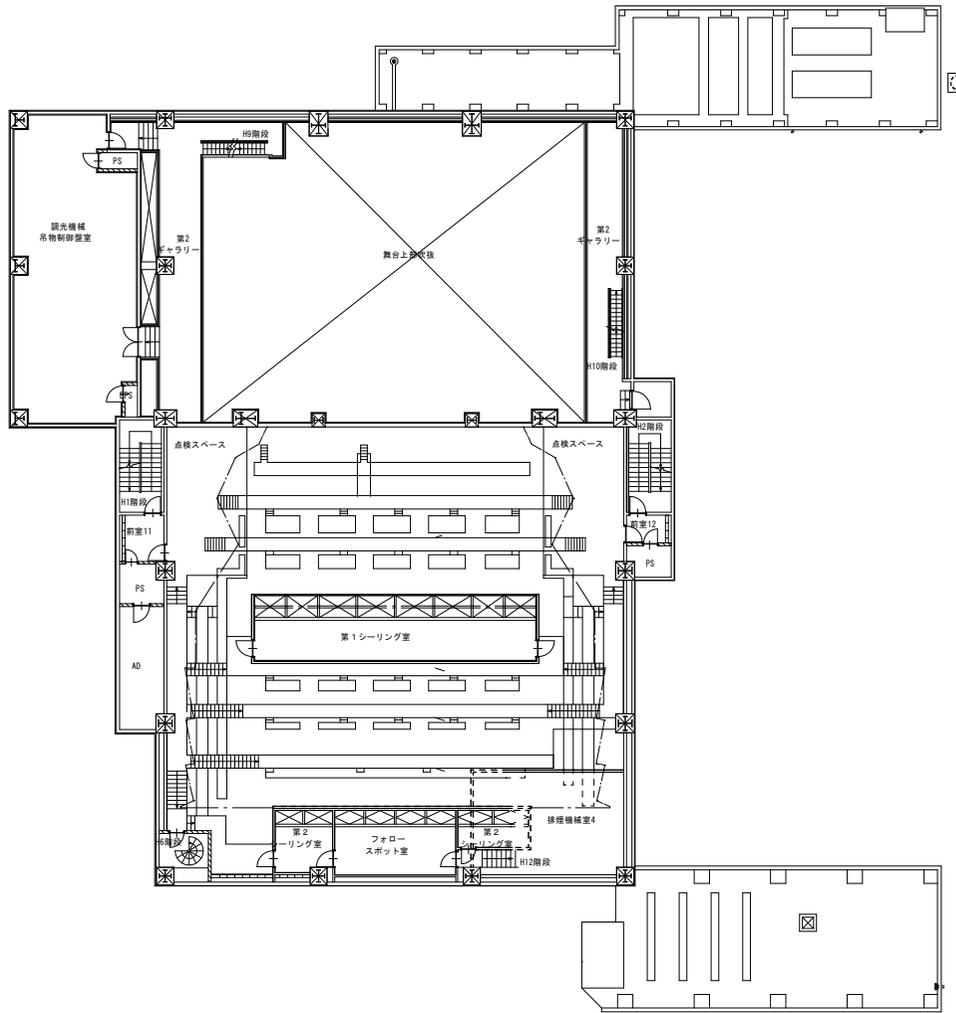
# 11階平面図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事

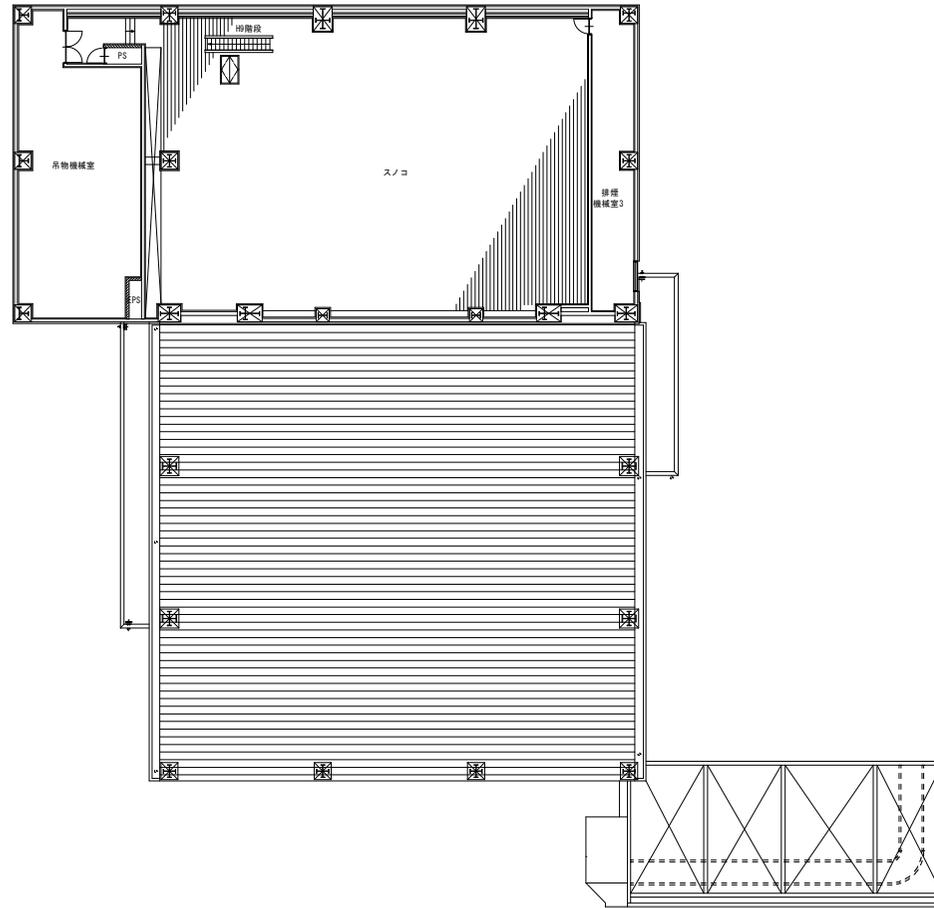


# 12階平面図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
 葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事

13階平面図



葛飾区亀有文化ホール改修工事  
葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール舞台音響設備改修工事  
葛飾区亀有文化ホール舞台照明設備改修工事

## (葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |   |
|-------|---|
| 案件番号  | 0000001227                                  |
| 件名    | 葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事                         |
| 履行場所  | 東京都葛飾区東四つ木一丁目10番1号                          |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和8年10月16日まで                      |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                           |
| 資料配付日 | 令和7年4月11日                                   |
| 開札日時  | 令和7年5月13日 15時30分 電子入札                       |
| 落札者名  | 株式会社誠和土木<br>代表取締役 麻生 悟<br>東京都葛飾区柴又二丁目12番10号 |
| 落札金額  | 321,640,000 円                               |

| 項番 | 企業名             | 入札価格 (円)    | 価格点  | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-----------------|-------------|------|-------------|------|----|
| 1  | 株式会社誠和土木        | 321,640,000 | 10.1 | 19.5        | 29.6 | 落札 |
| 2  | 株式会社高田工業        | 315,235,800 | 11.7 | 14.5        | 26.2 |    |
| 3  | 株式会社滝口興業 東京支店   | 334,004,000 | 7.0  | 16.0        | 23.0 |    |
| 4  | 東亜道路工業株式会社 東京支店 |             |      |             |      | 辞退 |
| 5  |                 |             |      |             |      |    |
| 6  |                 |             |      |             |      |    |
| 7  |                 |             |      |             |      |    |
| 8  |                 |             |      |             |      |    |
| 9  |                 |             |      |             |      |    |
| 10 |                 |             |      |             |      |    |
| 11 |                 |             |      |             |      |    |
| 12 |                 |             |      |             |      |    |
| 13 |                 |             |      |             |      |    |
| 14 |                 |             |      |             |      |    |
| 15 |                 |             |      |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 362,340,000 円 |
|------|---------------|

|           |  |
|-----------|--|
| 低入札価格調査結果 | 低入札価格調査の結果、入札額による契約の内容に適合した履行が可能であると判断したため、当該入札者を落札者と決定した。 |
|-----------|--|

(参 考)

葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事

解体・撤去工事

校舎棟

構 造 鉄筋コンクリート造地上3階建て

建築面積 1,860.01平方メートル

延べ面積 4,453.25平方メートル

高 さ 11.75メートル

学童保育施設

構 造 鉄骨造地上1階建て

建築面積 188.60平方メートル

延べ面積 184.37平方メートル

高 さ 3.72メートル

その他附属棟の解体 一式

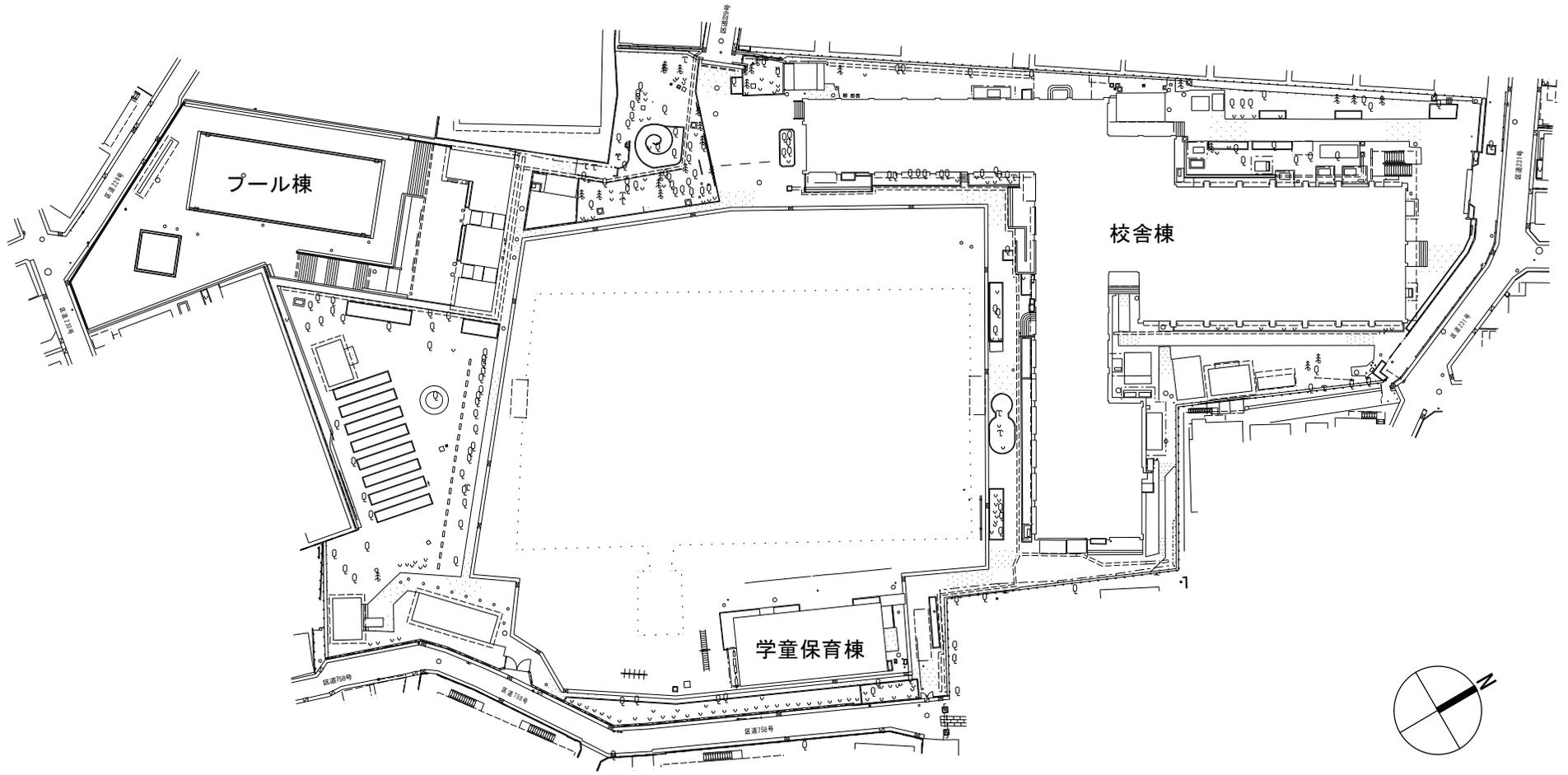
外構撤去工事 一式

# 案内図



## 葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事

# 配置図



葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事

## (葛飾区立常盤中学校空調設備工事)

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001356   |
| 件名    | 葛飾区立常盤中学校空調設備工事  |
| 履行場所  | 東京都葛飾区金町二丁目11番1号   |
| 工期    | 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで  |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札  |
| 資料配付日 | 令和7年4月24日  |
| 開札日時  | 令和7年5月28日 13時30分 電子入札  |
| 落札者名  | 上下・木村建設共同企業体<br>上下水道促進工業株式会社 代表取締役 白倉 慎吾<br>東京都葛飾区東金町四丁目23番12号 |
| 落札金額  | 632,390,000 円  |

| 項番 | 企業名          | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|--------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 上下・木村建設共同企業体 | 632,390,000 | 0.0 | 15.7        | 15.7 | 落札 |
| 2  | 東和・水元建設共同企業体 |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  |              |             |     |             |      |    |
| 4  |              |             |     |             |      |    |
| 5  |              |             |     |             |      |    |
| 6  |              |             |     |             |      |    |
| 7  |              |             |     |             |      |    |
| 8  |              |             |     |             |      |    |
| 9  |              |             |     |             |      |    |
| 10 |              |             |     |             |      |    |
| 11 |              |             |     |             |      |    |
| 12 |              |             |     |             |      |    |
| 13 |              |             |     |             |      |    |
| 14 |              |             |     |             |      |    |
| 15 |              |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 632,489,000 円 |
|------|---------------|

(参 考)

葛飾区立常盤中学校空調設備工事

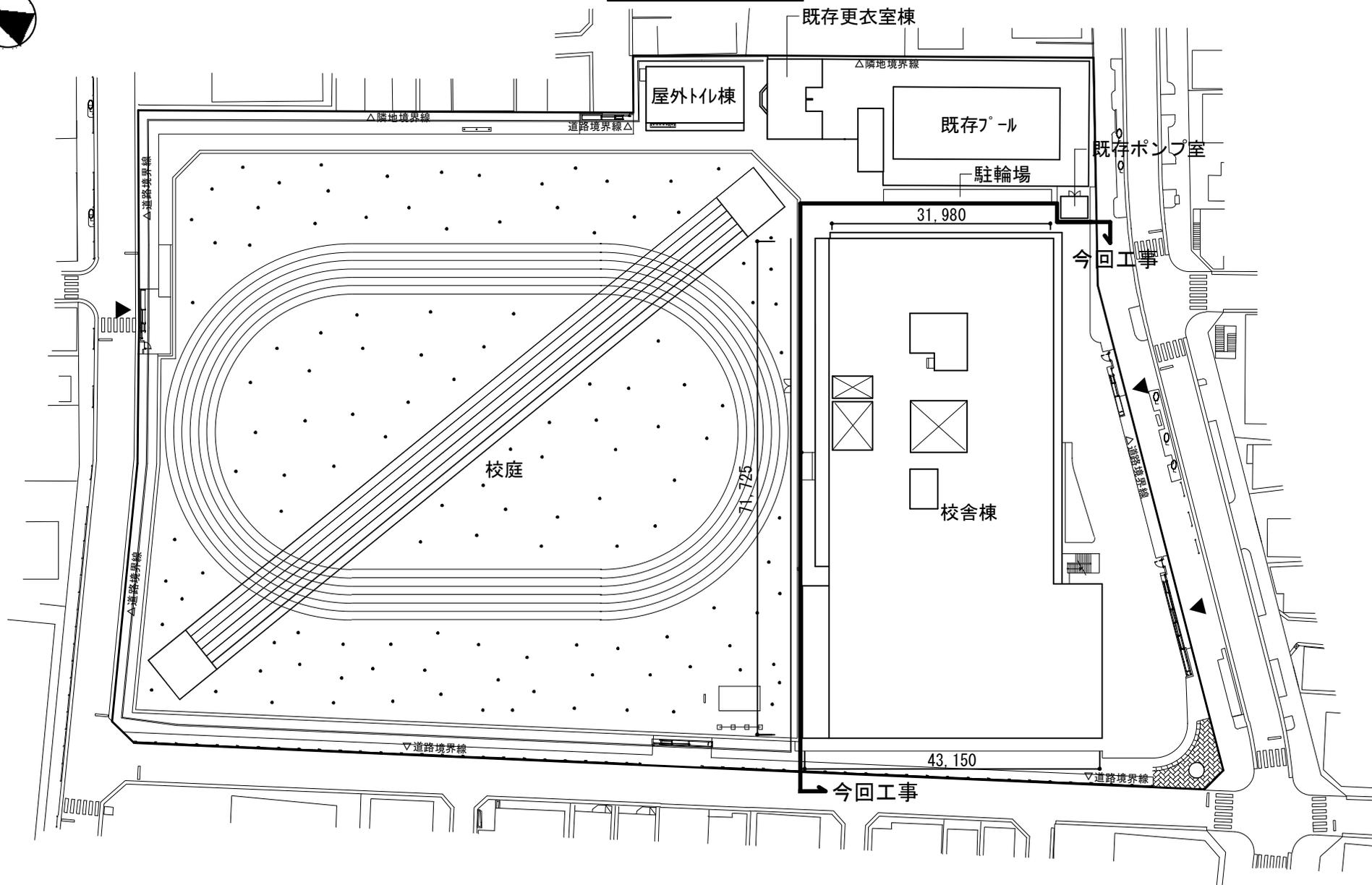
|          |    |
|----------|----|
| 機器設備工事   | 一式 |
| 配管設備工事   | 一式 |
| ダクト設備工事  | 一式 |
| 換気設備工事   | 一式 |
| 加湿設備工事   | 一式 |
| 自動制御設備工事 | 一式 |

# 案内図



葛飾区立常盤中学校空調設備工事

# 配置図



葛飾区立常盤中学校空調設備工事

|            |
|------------|
| 報告第1号 関係資料 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾  
区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

税務課

1 報告の理由

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、令和7年3月31日に葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し承認を求めるもの

2 概要

(1) 軽自動車税種別割の区分の新設

原動機付自転車のうち二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を、現在の総排気量50cc以下と同額の2,000円とする。

(2) 減免申請時の提示物の追加

身体障害者等が軽自動車税種別割の減免を申請する際の運転免許証の提示について、運転免許証の情報が記録された個人番号カードの提示によることも可能とする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

## 葛飾区特別区税条例新旧対照表（関連部分抜粋）

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>○葛飾区特別区税条例<br/>昭和39年11月30日<br/>条例第49号</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 四輪以上のもの</p> <p>a 乗用のもの<br/>営業用 年額 6,900円<br/>自家用 年額 1万800円</p> <p>b 貨物用のもの<br/>営業用 年額 3,800円<br/>自家用 年額 5,000円</p> <p>c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(昭40条例23・昭50条例35・昭51条例32・昭54条例17・昭59条例27・昭60条例</p> | <p>○葛飾区特別区税条例<br/>昭和39年11月30日<br/>条例第49号</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u></p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 四輪以上のもの</p> <p>a 乗用のもの<br/>営業用 年額 6,900円<br/>自家用 年額 1万800円</p> <p>b 貨物用のもの<br/>営業用 年額 3,800円<br/>自家用 年額 5,000円</p> <p>c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(昭40条例23・昭50条例35・昭51条例32・昭54条例17・昭59条例27・昭60条例</p> |

10・平3条例11・平9条例22・平26条例14・平30条例28・令5条例49・一部改正)

(種別割の減免)

第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免する。

- (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者
- (2) 生活保護法により扶助を受ける者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(平15条例28・平27条例49・平30条例28・令6条例20・一部改正)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)
- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するための

10・平3条例11・平9条例22・平26条例14・平30条例28・令5条例49・一部改正)

(種別割の減免)

第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免する。

- (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者
- (2) 生活保護法により扶助を受ける者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(平15条例28・平27条例49・平30条例28・令6条例20・一部改正)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)
- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するための

ものである軽自動車等

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された**身体障害者又は身体障害者等**と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の**番号、交付年月日及び有効期限並びに**運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

(昭49条例19・全改、昭54条例17・昭55

ものである軽自動車等

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された**身体障害者若しくは身体障害者等**と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又は**これらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)**が記録された**免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)**を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証**又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)**の番号、**運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに**運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 前項の場合において、**免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。**

4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

(昭49条例19・全改、昭54条例17・昭55

条例 21・昭 58 条例 16・平 2 条例 23・平 7 条例 26・平 8 条例 9・平 9 条例 22・平 11 条例 24・平 12 条例 83・平 15 条例 28・平 27 条例 49・平 30 条例 28・令 6 条例 20・一部改正)

条例 21・昭 58 条例 16・平 2 条例 23・平 7 条例 26・平 8 条例 9・平 9 条例 22・平 11 条例 24・平 12 条例 83・平 15 条例 28・平 27 条例 49・平 30 条例 28・令 6 条例 20・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第 39 条第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。)

の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

区民と事業者の健康活動促進に係る取組状況について

健康推進都市担当課  
産業経済課

1 趣旨

区民等が自然に楽しく健康に関する行動をとることができる環境づくりを進め、誰もが生き生きと健やかに暮らせるまちづくりを推進するため、令和6年10月から実施している健康アプリ「モンチャレ」の活用と区内事業者の健康経営推進の取組状況を報告するもの

2 モンチャレの取組状況

(1) 主な実績

ア 参加者数

20,622人（令和7年5月26日現在）

広報媒体の活用、インセンティブ「かつしかPAY」の設定により、令和5年度比で約9倍の参加者数を獲得した。



イ モンチャレポイントの付与状況（累計）

令和7年3月31日 18,155,704ポイント

令和7年5月26日 25,610,576ポイント



※ 内訳は、食事・体重・睡眠・血圧・体温の記録、基準歩数の達成で貯まるポイントで8割を超えている。

※ アンケートによると、約8割が「ポイントがもらえるから」を参加の動機として挙げている。

ウ かつしかPAYの利用状況

(ア) 令和6年度（令和6年10月25日から令和7年1月31日まで）

チャージ金額 4,939,000円

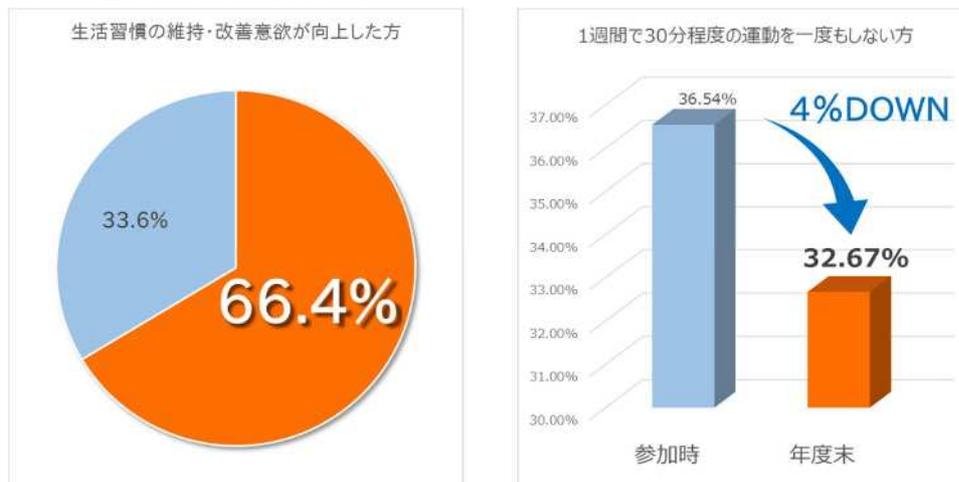
(イ) 令和7年度（令和7年4月16日から5月26日まで）

チャージ金額 5,917,663円

※ 令和7年4月からは、モンチャレポイントをかつしかPAYに即時交換が可能となり、ポイント利用の利便性が向上した。

## エ 健康づくりに向けた参加者の意識と行動の変容

参加時と令和6年度末に実施した参加者に対するアンケートから健康づくりに向けた意識と行動の変容が見られた。



## (2) 今後の取組

### ア モンチャレポイントの付与対象拡大

令和7年度は、健康分野以外の講座やイベントなどへのポイント付与に加え、自治町会活動などの地域コミュニティの活性化、協働推進やSDGs推進に資する取組など、社会参加促進につながる様々な取組に対して、ポイント付与対象を拡大していく。

### イ 東京健康UP1us（とうきょう健康応援事業）との連携

令和7年度、東京都は都民の健康づくりを支援するため、区市町村が実施する健康ポイント事業と連携した「東京健康UP1us」を実施する。

本事業と連携し、モンチャレの参加者拡大を図る。

#### (ア) 連携内容

- 都の特典として都内協賛店で利用可能な優待の実施
- 民間決済サービスのポイント交換が可能な東京ポイント1,000円分の提供

#### (イ) 開始（予定）

令和7年7月20日

#### (ウ) 周知方法

広報かつしか、区公式HP、区公式SNS、モンチャレアプリ、東京健康UP1us事業WEBサイトなどで幅広く周知を行う。

### 3 区内事業者における健康経営推進の取組状況

区内事業者の健康経営を推進するための事業として、令和6年10月から、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業者を区として認証する「健康経営優良事業者認証制度」を開始した。あわせて、本制度の認知度を高め、健康経営への取組を促すため、本制度の認証をあっせん要件の一つとする区制度融資「健康経営等応援融資」を創設し、融資を取り扱う金融機関を通じての事業周知も行っている。

#### (1) 実績

ア 認証事業者数（令和7年5月26日時点）

245事業者

イ 健康経営等応援融資（令和7年4月末時点）

実行件数 141件

実行総額 1,053,435千円

#### (2) 今後の取組

認証事業者の取組を区ホームページ等で広くPRするとともに、区と協定を締結した生命保険会社と連携して健康経営の基本を学ぶセミナーを開催する（9月末予定）など、区内事業者の健康経営に関する意識の向上・取組の推進を図っていく。

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 1 |
| 政策経営部      |
| 令和7年6月12日  |

7 葛政財第44号

令和7年5月29日

葛飾区議会議長

伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青木 克徳

令和6年度葛飾区繰越明許費の報告について

このことについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 令和6年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款       | 項       | 事業名          | 金額            | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳      |               |               |
|---------|---------|--------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
|         |         |              |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源   | 一般財源          |
| 2 総務費   | 1 総務管理費 | 災害対策経費       | 35,400,000    | 35,200,000    | 0           | 19,185,000    | 16,015,000    |
| 4 福祉費   | 1 社会福祉費 | 総務事務経費       | 596,712,000   | 596,712,000   | 0           | 0             | 596,712,000   |
| 6 産業経済費 | 1 産業振興費 | 総務事務経費       | 415,738,000   | 414,854,000   | 0           | 0             | 414,854,000   |
| 7 都市整備費 | 5 公園費   | 地域の身近な公園整備経費 | 84,068,000    | 80,668,000    | 0           | 50,000,000    | 30,668,000    |
| 8 教育費   | 2 小学校費  | 校舎建設経費       | 1,869,295,000 | 1,869,295,000 | 0           | 897,736,000   | 971,559,000   |
| 8 教育費   | 7 社会体育費 | 運動場等整備経費     | 61,600,000    | 57,526,000    | 0           | 43,000,000    | 14,526,000    |
| 合 計     |         |              | 3,062,813,000 | 3,054,255,000 | 0           | 1,009,921,000 | 2,044,334,000 |

令和7年5月29日提出

葛飾区長 青木 克徳

# 令和6年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書説明資料

(単位：円)

| 款   | 項     | 目       | 事業名         | 区分           | 繰越明許費<br>議決額  | 翌年度繰越額        | 翌年度繰越額の内訳     |               |           |                 |               |
|-----|-------|---------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------------|---------------|
|     |       |         |             |              |               |               | 予算額<br>A      | 支出済額<br>B     | 不用額<br>C  | 差引残高<br>A-(B+C) |               |
| 2   | 総務費   | 1 総務管理費 | 8 災害対策費     | 災害対策経費       | 工事請負費         | 35,400,000    | 35,200,000    | 35,400,000    | 0         | 200,000         | 35,200,000    |
| 4   | 福祉費   | 1 社会福祉費 | 1 社会福祉総務費   | 総務事務経費       | 職員手当等         | 1,300,000     | 1,300,000     | 1,300,000     | 0         | 0               | 1,300,000     |
|     |       |         |             |              | 旅費            | 5,000         | 5,000         | 5,000         | 0         | 0               | 5,000         |
|     |       |         |             |              | 需用費           | 100,000       | 100,000       | 100,000       | 0         | 0               | 100,000       |
|     |       |         |             |              | 役務費           | 11,436,000    | 11,436,000    | 11,436,000    | 0         | 0               | 11,436,000    |
|     |       |         |             |              | 委託料           | 58,271,000    | 58,271,000    | 58,271,000    | 0         | 0               | 58,271,000    |
|     |       |         |             |              | 負担金補助及び交付金    | 525,600,000   | 525,600,000   | 525,600,000   | 0         | 0               | 525,600,000   |
| 6   | 産業経済費 | 1 産業振興費 | 1 産業振興推進費   | 総務事務経費       | 役務費           | 1,138,000     | 805,000       | 1,138,000     | 333,000   | 0               | 805,000       |
|     |       |         |             |              | 委託料           | 27,600,000    | 27,049,000    | 27,600,000    | 0         | 551,000         | 27,049,000    |
|     |       |         |             |              | 負担金補助及び交付金    | 387,000,000   | 387,000,000   | 387,000,000   | 0         | 0               | 387,000,000   |
| 7   | 都市整備費 | 5 公園費   | 3 公園新設改良費   | 地域の身近な公園整備経費 | 委託料           | 3,568,000     | 3,568,000     | 3,568,000     | 0         | 0               | 3,568,000     |
|     |       |         |             |              | 工事請負費         | 80,500,000    | 77,100,000    | 80,500,000    | 0         | 3,400,000       | 77,100,000    |
| 8   | 教育費   | 2 小学校費  | 6 学校施設建設費   | 校舎建設経費       | 需用費           | 38,221,000    | 38,221,000    | 38,221,000    | 0         | 0               | 38,221,000    |
|     |       |         |             |              | 委託料           | 72,720,000    | 72,720,000    | 72,720,000    | 0         | 0               | 72,720,000    |
|     |       |         |             |              | 工事請負費         | 1,527,500,000 | 1,527,500,000 | 1,527,500,000 | 0         | 0               | 1,527,500,000 |
|     |       |         |             |              | 備品購入費         | 230,854,000   | 230,854,000   | 230,854,000   | 0         | 0               | 230,854,000   |
| 8   | 教育費   | 7 社会体育費 | 2 社会体育施設建設費 | 運動場等整備経費     | 工事請負費         | 61,600,000    | 57,526,000    | 61,600,000    | 0         | 4,074,000       | 57,526,000    |
| 合 計 |       |         |             |              | 3,062,813,000 | 3,054,255,000 | 3,062,813,000 | 333,000       | 8,225,000 | 3,054,255,000   |               |

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 2 |
| 政策経営部      |
| 令和7年6月12日  |

7 葛政財第44号

令和7年5月29日

葛飾区議会議長

伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青木 克徳

令和6年度葛飾区事故繰越しの報告について

このことについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

| 款   | 項     | 事業名            | 支出負担<br>行為額 | 左の内訳       |            | 支出負担<br>行為予定額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |             |           | 説明   |
|-----|-------|----------------|-------------|------------|------------|---------------|------------|-------------|-------------|-----------|--|
|     |       |                |             | 支出済額       | 支出未済額      |               |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源 | 一般財源      |  |
| 7   | 都市整備費 |                |             |            |            |               |            |             |             |           |  |
|     | 3     | 道路橋梁費          |             |            |            |               |            |             |             |           |  |
|     |       | 道路橋梁維持管理<br>経費 | 30,844,000  | 12,300,000 | 18,544,000 | 3,897,300     | 22,441,300 | 0           | 16,000,000  | 6,441,300 | 新小松架道橋ほか1橋橋梁<br>修繕(塗替塗装)工事におい<br>て、企業者による道路埋設物<br>工事と施工範囲及び時期が<br>競合となったことから、当該<br>企業者とスケジュール調整し<br>た結果、工期延伸が必要と<br>なったため。 |
| 合 計 |       |                | 30,844,000  | 12,300,000 | 18,544,000 | 3,897,300     | 22,441,300 | 0           | 16,000,000  | 6,441,300 |  |

令和7年5月29日提出

葛飾区長

青木 克徳

# 令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書説明資料

(単位:円)

| 款   | 項     | 目     | 事業名        | 区分(節) | 支出負担<br>行為額 | 左の内訳       |            | 支出負担<br>行為予定額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |             |           | 説明   |
|-----|-------|-------|------------|-------|-------------|------------|------------|---------------|------------|-------------|-------------|-----------|--|
|     |       |       |            |       |             | 支出済額       | 支出未済額      |               |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源 | 一般財源      |  |
| 7   | 都市整備費 |       |            |       |             |            |            |               |            |             |             |           |  |
|     | 3     | 道路橋梁費 |            |       |             |            |            |               |            |             |             |           |  |
|     |       | 1     | 道路橋梁維持費    |       |             |            |            |               |            |             |             |           |  |
|     |       |       | 道路橋梁維持管理経費 | 工事請負費 | 30,844,000  | 12,300,000 | 18,544,000 | 3,897,300     | 22,441,300 | 0           | 16,000,000  | 6,441,300 | 新小松架道橋ほか1橋橋梁修繕(塗替塗装)工事において、企業者による道路埋設物工事と施工範囲及び時期が競合となったことから、当該企業者とスケジュール調整した結果、工期延伸が必要となったため。 |
| 合 計 |       |       |            |       | 30,844,000  | 12,300,000 | 18,544,000 | 3,897,300     | 22,441,300 | 0           | 16,000,000  | 6,441,300 |  |

令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

| 款   | 項   | 事業名            | 支出負担<br>行為額 | 左の内訳      |             | 支出負担<br>行為予定額 | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |             |             | 説明  |
|-----|-----|----------------|-------------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
|     |     |                |             | 支出済額      | 支出未済額       |               |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源 | 一般財源        |   |
| 8   | 教育費 | 1 教育総務費        |             |           |             |               |             |             |             |             |   |
|     |     | 小中合築校舎建設<br>経費 | 158,471,500 | 0         | 158,471,500 | 0             | 158,471,500 | 0           | 0           | 158,471,500 | 「葛飾区立よつぎ小学校・四<br>ツ木中学校改築工事基本・<br>実施設計業務委託」におい<br>て、受注者の作成した設計<br>図書等が本契約で定める省<br>エネ適合性判定基準を満た<br>しておらず、修正を要するこ<br>ととなったことから、年度内の<br>納品が困難となったため。  |
| 8   | 教育費 | 2 小学校費         |             |           |             |               |             |             |             |             |   |
|     |     | 校舎建設経費         | 2,573,208   | 2,405,027 | 168,181     | 0             | 168,181     | 0           | 0           | 168,181     | 「葛飾区立道上小学校及び<br>水元小学校の改築に伴う<br>カーテン等の買入れ」におい<br>て、受注者は生地メーカーに<br>対し発注を行ったが、メー<br>カー側の資材管理の誤りによ<br>り、仕様で定める生地が年度<br>内に受注者へ納入されない<br>こととなった。このため、間仕<br>切カーテンについても製作が<br>遅れ、年度内の納品が困難<br>となったため。 |
| 合 計 |     |                | 161,044,708 | 2,405,027 | 158,639,681 | 0             | 158,639,681 | 0           | 0           | 158,639,681 |   |

令和7年5月29日提出

葛飾区長

青木 克徳

# 令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書説明資料

(単位:円)

| 款   | 項   | 目 | 事業名        | 区分<br>(節) | 支出負担<br>行為額 | 左の内訳      |             | 支出負担<br>行為予定額 | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |             |             | 説明  |
|-----|-----|---|------------|-----------|-------------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
|     |     |   |            |           |             | 支出済額      | 支出未済額       |               |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源 | 一般財源        |   |
| 8   | 教育費 | 1 | 教育総務費      |           |             |           |             |               |             |             |             |             |   |
|     |     | 4 | 学校施設建設費    |           |             |           |             |               |             |             |             |             |   |
|     |     |   | 小中合築校舎建設経費 | 委託料       | 158,471,500 | 0         | 158,471,500 | 0             | 158,471,500 | 0           | 0           | 158,471,500 | 「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築工事基本・実施設計業務委託」において、受注者の作成した設計図書等が本契約で定める省エネ適合性判定基準を満たしておらず、修正を要することとなったことから、年度内の納品が困難となったため。                                  |
| 8   | 教育費 | 2 | 小学校費       |           |             |           |             |               |             |             |             |             |   |
|     |     | 6 | 学校施設建設費    |           |             |           |             |               |             |             |             |             |   |
|     |     |   | 校舎建設経費     | 需用費       | 2,573,208   | 2,405,027 | 168,181     | 0             | 168,181     | 0           | 0           | 168,181     | 「葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れ」において、受注者は生地メーカーに対し発注を行ったが、メーカー側の資材管理の誤りにより、仕様で定める生地が年度内に受注者へ納入されないこととなった。このため、間仕切カーテンについても製作が遅れ、年度内の納品が困難となったため。 |
| 合 計 |     |   |            |           | 161,044,708 | 2,405,027 | 158,639,681 | 0             | 158,639,681 | 0           | 0           | 158,639,681 |   |

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 1 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

葛飾区個人情報保護制度の運用状況について

総務課

葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定に基づき、令和6年度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1 開示請求の状況   | 資料1のとおり |
| 2 訂正請求の状況   | 資料2のとおり |
| 3 利用停止請求の状況 | 資料2のとおり |
| 4 不服申立ての状況  | 資料3のとおり |

## 開示請求の状況

(人、件)

| 区の機関        | 請求<br>人数     | 請求<br>件数     | 決 定 状 況 (件)  |            |            |              | 備 考                  |
|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|--------------|----------------------|
|             |              |              | 閲覧又は写しの交付    |            | 不開示        | 計            |                      |
|             |              |              | 全部開示         | 部分開示       |            |              |                      |
| 区 長         | 144<br>(153) | 164<br>(170) | 116<br>(125) | 28<br>(26) | 16<br>(16) | 160<br>(167) | 令和7年<br>度に決定<br>予定4件 |
| 教育委員会       | 5<br>(9)     | 6<br>(10)    | 1<br>(1)     | 5<br>(8)   | 0<br>(1)   | 6<br>(10)    |                      |
| 選挙管理<br>委員会 | 0<br>(0)     | 0<br>(0)     | 0<br>(0)     | 0<br>(0)   | 0<br>(0)   | 0<br>(0)     |                      |
| 監査委員        | 0<br>(0)     | 0<br>(0)     | 0<br>(0)     | 0<br>(0)   | 0<br>(0)   | 0<br>(0)     |                      |
| 農業委員会       | 0<br>(0)     | 0<br>(0)     | 0<br>(0)     | 0<br>(0)   | 0<br>(0)   | 0<br>(0)     |                      |
| 合 計         | 149<br>(162) | 170<br>(180) | 117<br>(126) | 33<br>(34) | 16<br>(17) | 166<br>(177) | 令和7年<br>度に決定<br>予定4件 |

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

(注釈)

開示請求・・・区が保有する自分自身の個人情報について閲覧や写しの交付を求めること。

閲覧・・・区が保有する個人情報を各課の窓口などで閲覧すること。

写しの交付・・・区が保有する個人情報を複写し、請求者に渡すこと。

全部開示・・・請求に対して全ての開示を認めること。

部分開示・・・開示できない部分が1箇所以上あったものを開示すること。

不開示・・・請求に対して全て開示できない場合や、開示請求された情報を区が保有していない場合のこと。

《参考》(資料1関係)

保有個人情報開示請求の状況 (課別)

| 主管課           | 請求内容                                 | 請求人数  | 請求件数 | 決定状況(件)   |      |     |     |                     | 未決定<br>(令和7年度<br>決定予定) |
|---------------|--------------------------------------|-------|------|-----------|------|-----|-----|---------------------|------------------------|
|               |                                      |       |      | 閲覧又は写しの交付 |      | 不開示 | 計   | うち、令和<br>5年度請求<br>分 |                        |
|               |                                      |       |      | 全部開示      | 部分開示 |     |     |                     |                        |
| 総務課           | 訴訟資料                                 | 1     | 1    | 0         | 0    | 0   | 0   | 0                   | 1                      |
| 人権推進課         | 相談カード及び相談記録票                         | 3     | 3    | 0         | 3    | 0   | 3   | 0                   | 0                      |
| 税務課           | 給与支払報告書、特別区民税・都民<br>税申告書 他           | 44    | 44   | 40        | 4    | 0   | 44  | 0                   | 0                      |
| 戸籍住民課         | 住民票の写しの申請書 他                         | 13    | 18   | 0         | 5    | 13  | 18  | 0                   | 0                      |
| くらしのまるごと相談課   | 自立支援窓口の相談内容                          | 2     | 2    | 0         | 2    | 0   | 2   | 0                   | 0                      |
| 高齢者支援課        | 相談記録 他                               | 3     | 3    | 0         | 0    | 3   | 3   | 0                   | 0                      |
| 障害福祉課         | 身体障害者診断書・意見書 他                       | 8 (1) | 8    | 7         | 1    | 0   | 8   | 0                   | 0                      |
| 国保年金課         | 診療報酬明細書の写し 他                         | 6     | 6    | 6         | 0    | 0   | 6   | 0                   | 0                      |
| 介護保険課         | 介護認定審査会資料・主治医意見<br>書・調査票 他           | 48    | 50   | 50        | 0    | 0   | 50  | 0                   | 0                      |
| 西生活課          | ケース記録                                | 1 (1) | 1    | 0         | 1    | 0   | 1   | 0                   | 0                      |
| 東生活課          | ケース記録 他                              | 2 (1) | 6    | 2         | 3    | 0   | 5   | 0                   | 1                      |
| 保健予防課         | 精神障害者保健福祉手帳申請に係る<br>診断書 他            | 4 (1) | 4    | 3         | 1    | 0   | 4   | 0                   | 0                      |
| 児童相談課         | 相談記録                                 | 7 (2) | 10   | 3         | 6    | 0   | 9   | 0                   | 1                      |
| 子ども家庭支援課      | 相談記録票 他                              | 6 (2) | 6    | 3         | 2    | 0   | 5   | 0                   | 1                      |
| 建築課           | 木造住宅耐震助成金交付決定通知書<br>の写し 他            | 2     | 2    | 2         | 0    | 0   | 2   | 0                   | 0                      |
| 教育総務課         | 会計年度任用職員(学校用務員)の<br>公募選考における請求者の選考結果 | 1     | 1    | 0         | 1    | 0   | 1   | 0                   | 0                      |
| 教育指導課         | いじめ発生報告書 他                           | 3     | 3    | 1         | 2    | 0   | 3   | 0                   | 0                      |
| 総合教育センター教育指導課 | 就学支援引き継ぎ会に関する面談資<br>料                | 1     | 2    | 0         | 2    | 0   | 2   | 0                   | 0                      |
| 合 計           |                                      | 155   | 170  | 117       | 33   | 16  | 166 | 0                   | 4                      |

\*本表請求人数の合計が、資料1の請求人数の合計より6人多いのは、6人の請求人が2～4課に請求したため。(カッコ書きは再掲人数)。

## 訂正請求の状況

(人、件)

| 区の機関  | 請求<br>人数 | 請求<br>件数 | 請 求 内 容 (件) |          |          | 決 定 状 況  |          | 備 考 |
|-------|----------|----------|-------------|----------|----------|----------|----------|-----|
|       |          |          | 訂正          | 追加       | 削除       | 可        | 否        |     |
| 教育委員会 | 0<br>(1) | 0<br>(2) | 0<br>(2)    | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(2) |     |

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

※その他の機関は請求がありませんでした。

(注釈)

- 訂正請求・・・ 区が保有する自分自身の個人情報の内容が事実でないと思われるとき、訂正を求めること。
- 訂正・・・・・・ 区が保有する個人情報の内容が事実と異なる場合、請求人が訂正を求めること。
- 追加・・・・・・ 区が保有する個人情報の内容が不足している場合、請求人が情報の追加を求めること。
- 削除・・・・・・ 区が保有する個人情報の内容に誤った情報がある場合、請求人が削除を求めること。
- 否・・・・・・ 請求に理由がないと判断し、訂正をしないと区が決定したもの

## 利用停止請求の状況

(人、件)

| 区の機関 | 請求<br>人数 | 請求<br>件数 | 請 求 内 容 (件) |          |          | 決 定 状 況  |          | 備 考 |
|------|----------|----------|-------------|----------|----------|----------|----------|-----|
|      |          |          | 停止          | 消去       | 提供の停止    | 可        | 否        |     |
| 区 長  | 0<br>(1) | 0<br>(4) | 0<br>(4)    | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(4) |     |

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

※その他の機関は請求がありませんでした。

(注釈)

- 利用停止請求・・・・ 区が事務を行うために必要な利用目的を超えて個人情報を保有していると思われるときや、違法に個人情報を取り扱っていると思われるとき、請求人がその個人情報の利用を停止するよう求めること。
- 停止・・・・・・ 請求のあった個人情報について利用の停止を請求すること。
- 消去・・・・・・ 請求のあった個人情報について消去を請求すること。
- 提供の停止・・・・ 請求のあった個人情報を他の機関や外部に提供することをやめるよう請求すること。
- 否・・・・・・ 請求に理由がないと判断し、利用停止しないと区が決定したもの

## 不服申立ての状況

(人、件)

| 区の機関 | 申立<br>人数 | 申立<br>件数  | 裁 決 状 況 (件) |          |          |          |              | 備 考      |                |
|------|----------|-----------|-------------|----------|----------|----------|--------------|----------|----------------|
|      |          |           | 認容          | 一部<br>認容 | 却下       | 棄却       | 一部却下<br>一部棄却 |          | 計              |
| 区 長  | 1<br>(1) | 6<br>(12) | 0<br>(0)    | 0<br>(0) | 3<br>(0) | 1<br>(0) | 2<br>(2)     | 6<br>(2) | 審 査 中<br>等 7 件 |

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

※その他の機関は請求がありませんでした。

(注釈)

不服申立て・・・各種請求に対する区の決定について、違法又は不当であるなどとして、審査請求すること。

認容及び一部認容・・・審査請求に理由があると認められ、該当する処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更すること。

却下・・・審査請求の対象となる処分を区が取り消したため、対象となる処分がないときや、審査請求できる期間を超えて請求があったときなど、審査請求できる要件を欠いている場合のこと。

棄却・・・処分が違法又は不当のいずれでもなく、審査請求する理由がないこと。

一部却下・一部棄却・・・審査請求の一部を却下し、一部を棄却すること。

審査中等・・・葛飾区行政不服審査会や審査庁において審査中等であること。

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 2 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

葛飾区情報公開制度の実施状況について

総務課

葛飾区情報公開条例第19条の規定に基づき、令和6年度の葛飾区情報公開制度の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1 情報公開の処理状況       | 資料1のとおり |
| 2 年度別内訳           | 資料2のとおり |
| 3 実施機関別請求件数及び決定状況 | 資料3のとおり |
| 4 請求情報内訳          | 資料4のとおり |

## 1 情報公開の処理状況

|     | 請求<br>件数 | 内訳電<br>子申請 | 決<br>定<br>件<br>数<br>計 | 決 定 内 容 |     |     |     |    |     | 公 開 方 法 |    |       | 請 求 者 区 分 |    |     |     | 審<br>査<br>請<br>求 |
|-----|----------|------------|-----------------------|---------|-----|-----|-----|----|-----|---------|----|-------|-----------|----|-----|-----|------------------|
|     |          |            |                       | 公 開     |     | 非公開 | 不存在 | 拒否 | 取下げ | 閲覧      | 視聴 | 写しの交付 | 区 内       |    | 区 外 |     |                  |
|     |          |            |                       | 全部      | 一部  |     |     |    |     |         |    |       | 個人        | 法人 | 個人  | 法人  |                  |
| 4月  | 29       | 16         | 50                    | 13      | 31  | 0   | 4   | 0  | 2   | 0       | 0  | 44    | 4         | 6  | 3   | 16  | 0                |
| 5月  | 45       | 30         | 59                    | 21      | 27  | 2   | 3   | 0  | 6   | 0       | 0  | 48    | 12        | 9  | 3   | 21  | 1                |
| 6月  | 38       | 26         | 44                    | 18      | 19  | 0   | 5   | 0  | 2   | 0       | 0  | 37    | 6         | 14 | 6   | 12  | 0                |
| 7月  | 19       | 12         | 19                    | 11      | 6   | 1   | 0   | 0  | 1   | 0       | 0  | 17    | 2         | 6  | 0   | 11  | 0                |
| 8月  | 21       | 15         | 53                    | 31      | 13  | 0   | 8   | 0  | 1   | 0       | 0  | 44    | 3         | 7  | 4   | 7   | 0                |
| 9月  | 22       | 10         | 29                    | 9       | 13  | 0   | 5   | 0  | 2   | 0       | 0  | 22    | 2         | 11 | 2   | 7   | 0                |
| 10月 | 33       | 20         | 39                    | 10      | 20  | 0   | 4   | 1  | 4   | 0       | 0  | 30    | 6         | 8  | 6   | 13  | 0                |
| 11月 | 28       | 19         | 38                    | 10      | 17  | 2   | 6   | 1  | 2   | 0       | 0  | 27    | 11        | 7  | 2   | 8   | 0                |
| 12月 | 10       | 5          | 16                    | 5       | 8   | 0   | 2   | 0  | 1   | 0       | 0  | 13    | 3         | 4  | 1   | 2   | 0                |
| 1月  | 24       | 17         | 37                    | 10      | 12  | 1   | 7   | 2  | 5   | 0       | 0  | 22    | 7         | 5  | 3   | 9   | 0                |
| 2月  | 26       | 16         | 31                    | 8       | 12  | 5   | 4   | 1  | 1   | 0       | 0  | 20    | 4         | 15 | 1   | 6   | 0                |
| 3月  | 15       | 11         | 22                    | 6       | 8   | 2   | 3   | 0  | 3   | 0       | 0  | 14    | 6         | 4  | 2   | 3   | 0                |
| 累計  | 310      | 197        | 437                   | 152     | 186 | 13  | 51  | 5  | 30  | 0       | 0  | 338   | 66        | 96 | 33  | 115 | 1                |

\*1件の請求の中で、内容によって全部公開と一部公開に分かれて決定するような場合があると、請求件数と決定件数は一致しない。

\*審査請求の件数は、審査請求があった月に掲載する。

## 2 年度別内訳

| 年度                         | 請求件数<br>(電子申請件数) |       | 処 理 状 況 |       |     |     |    |     | 審査請求<br>(平成27年<br>度までは<br>異議申立) | 実 施 機 関 |           |             |          |           |    | 備 考 |
|----------------------------|------------------|-------|---------|-------|-----|-----|----|-----|---------------------------------|---------|-----------|-------------|----------|-----------|----|-----|
|                            |                  |       | 公 開     |       | 非公開 | 不存在 | 拒否 | 取下げ |                                 | 区長      | 教育<br>委員会 | 選挙管理<br>委員会 | 監査<br>委員 | 農業<br>委員会 | 議会 |     |
|                            |                  |       | 全部      | 一部    |     |     |    |     |                                 |         |           |             |          |           |    |     |
| 17                         | 194              | (3)   | 140     | 29    | 2   | 28  | 0  | 5   | 1                               | 182     | 10        | 2           | 0        | 0         | 0  |     |
| 18                         | 352              | (5)   | 181     | 64    | 11  | 108 | 1  | 11  | 81                              | 332     | 11        | 0           | 0        | 1         | 9  |     |
| 19                         | 367              | (7)   | 172     | 79    | 12  | 162 | 0  | 5   | 91                              | 340     | 16        | 1           | 2        | 7         | 2  |     |
| 20                         | 192              | (3)   | 139     | 44    | 3   | 22  | 0  | 6   | 0                               | 190     | 16        | 0           | 0        | 0         | 0  |     |
| 21                         | 256              | (18)  | 166     | 69    | 4   | 26  | 0  | 10  | 0                               | 251     | 11        | 1           | 1        | 0         | 5  |     |
| 22                         | 262              | (12)  | 209     | 57    | 3   | 24  | 0  | 5   | 1                               | 265     | 23        | 0           | 0        | 0         | 0  |     |
| 23                         | 276              | (20)  | 215     | 88    | 1   | 105 | 1  | 8   | 1                               | 249     | 18        | 3           | 1        | 1         | 9  |     |
| 24                         | 135              | (9)   | 70      | 89    | 0   | 24  | 0  | 8   | 1                               | 106     | 32        | 1           | 0        | 0         | 2  |     |
| 25                         | 115              | (14)  | 88      | 55    | 5   | 50  | 1  | 10  | 0                               | 90      | 24        | 2           | 0        | 0         | 4  |     |
| 26                         | 155              | (20)  | 77      | 104   | 11  | 19  | 2  | 12  | 1                               | 122     | 35        | 0           | 0        | 0         | 4  |     |
| 27                         | 146              | (19)  | 65      | 79    | 6   | 20  | 1  | 16  | 0                               | 137     | 30        | 1           | 0        | 0         | 2  |     |
| 28                         | 187              | (29)  | 82      | 95    | 3   | 29  | 0  | 23  | 1                               | 188     | 18        | 1           | 0        | 0         | 3  |     |
| 29                         | 157              | (21)  | 56      | 83    | 13  | 14  | 3  | 15  | 0                               | 148     | 14        | 2           | 0        | 0         | 3  |     |
| 30                         | 201              | (24)  | 70      | 104   | 13  | 23  | 3  | 11  | 3                               | 183     | 17        | 0           | 0        | 0         | 3  |     |
| 1                          | 209              | (48)  | 111     | 87    | 4   | 29  | 0  | 17  | 1                               | 182     | 30        | 1           | 0        | 0         | 2  |     |
| 2                          | 253              | (83)  | 90      | 147   | 8   | 28  | 2  | 17  | 1                               | 247     | 11        | 0           | 0        | 0         | 0  |     |
| 3                          | 224              | (85)  | 117     | 148   | 5   | 28  | 1  | 20  | 0                               | 209     | 15        | 1           | 2        | 0         | 0  |     |
| 4                          | 247              | (125) | 143     | 132   | 6   | 24  | 1  | 16  | 2                               | 223     | 25        | 2           | 2        | 0         | 1  |     |
| 5                          | 263              | (159) | 124     | 152   | 5   | 31  | 5  | 30  | 1                               | 232     | 34        | 1           | 1        | 0         | 1  |     |
| 6                          | 310              | (197) | 152     | 186   | 13  | 51  | 5  | 30  | 1                               | 258     | 53        | 4           | 0        | 0         | 3  |     |
| 累計<br>(平成17<br>~令和6<br>年度) | 4,501            | (901) | 2,467   | 1,891 | 128 | 845 | 26 | 275 | 187                             | 4,134   | 443       | 23          | 9        | 9         | 53 |     |

\*請求件数のうち、電子申請による件数をカッコ内に表記する。

\*1件の請求で処理内容が複数にまたがるものがあるため、請求件数と処理状況の数値は一致しない。

\*審査請求は、審査請求のあった年度に件数を計上する。なお、平成28年4月の行政不服審査法改正により、名称が「異議申立」から「審査請求」に変更されている。

## 3 実施機関別の請求件数及び決定状況

| 実施機関別請求件数 |      | 決 定 状 況 |      |     |     |    |     |     | 審査請求 |
|-----------|------|---------|------|-----|-----|----|-----|-----|------|
| 実施機関      | 請求件数 | 公開      | 一部公開 | 非公開 | 不存在 | 拒否 | 取下げ | 合計  |      |
| 区 長       | 258  | 124     | 151  | 11  | 31  | 5  | 26  | 348 | 1    |
| 教 育 委 員 会 | 53   | 26      | 31   | 1   | 19  | 0  | 4   | 81  | 0    |
| 選挙管理委員会   | 4    | 0       | 4    | 1   | 0   | 0  | 0   | 5   | 0    |
| 監 査 委 員   | 0    | 0       | 0    | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0    |
| 農 業 委 員 会 | 0    | 0       | 0    | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0    |
| 区 議 会     | 3    | 2       | 0    | 0   | 1   | 0  | 0   | 3   | 0    |
| 合 計       | 318  | 152     | 186  | 13  | 51  | 5  | 30  | 437 | 1    |

\* 1件の請求で複数の決定があるため、請求件数と決定状況の合計は一致しない。

\* 1件の請求で複数の実施機関が請求先となったため、請求件数は、1 情報公開の処理状況の請求件数と合計は一致しない。

## 4 請求情報内訳

| 情 報 名              | 合 計 |
|--------------------|-----|
| 契約関係文書             | 157 |
| 公害関係文書(工場台帳等)      | 20  |
| 水泳指導関係文書           | 12  |
| キッズチャレンジ未来関係文書     | 11  |
| 特定の個人に関する文書        | 10  |
| 住居表示台帳             | 9   |
| 営業許可台帳関係文書         | 8   |
| 用地取得関係文書           | 8   |
| プロポーザル契約関係文書       | 5   |
| 教科用図書採択関係文書        | 4   |
| 選挙関係文書             | 4   |
| 学校の光熱水費関係文書        | 4   |
| 新型コロナウイルスワクチン関係文書  | 4   |
| 議会資料               | 3   |
| 建築線図               | 3   |
| 建築リサイクル法関係         | 3   |
| 生活保護関係文書           | 3   |
| 立石駅周辺地区賑わい創出事業関係文書 | 3   |
| 保険契約関係文書           | 3   |
| 区有施設の図面            | 2   |
| 区職員関係文書            | 2   |
| 区長の出張関係文書          | 2   |
| 障害者施設の虐待通報文書       | 2   |
| その他                | 28  |
| 合計                 | 310 |



## 葛飾区

### (5) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被告が原告に対してなした令和6年1月23日付裁決を取り消す。

ウ 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

### 4 事件の経過

(1) 令和6年5月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年6月6日）

(2) 令和6年10月16日 口頭弁論期日

(3) 令和6年12月25日 判決言渡期日

(4) 令和7年1月6日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年3月27日）

(5) 令和7年6月17日 口頭弁論期日

### 5 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 4 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

各生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の上告受理申立てについて

総務課

令和7年3月27日に判決の言渡しがあった標記事件について、次のとおり、同年4月9日に上告受理の申立てを行ったため、報告するもの

#### 1 一審における原告の主張

- (1) 厚生労働大臣は、生活保護基準を減額する内容の平成25年5月16日厚生労働省告示第174号（以下「平成25年告示」という。）、平成26年3月31日厚生労働省告示第136号（以下「平成26年告示」という。）及び平成27年3月31日厚生労働省告示第227号（以下「平成27年告示」といい、平成25年告示及び平成26年告示と併せて「本件各告示」という。）を発した。本件各告示は、憲法第25条及び生活保護法に違反するものである。
- (2) 原告の生活保護の実施責任を有する福祉事務所長は、違憲・違法な本件各告示に従って原告に対する生活保護変更決定（以下平成25年告示に基づく決定を「平成25年変更処分」といい、平成26年告示に基づく決定を「平成26年変更処分」といい、平成27年告示に基づく決定を「平成27年変更処分」といい、以下これらを併せて「本件各処分」という。）を行ったものであり、本件各処分も違憲・違法である。
- (3) なお、原告は、厚生労働大臣による違憲・違法な本件各告示の発出によって、本件各処分を受け、これによって生活が窮状に陥るなどして、多大な精神的苦痛を被ったとして、国に対し、本件各処分について慰謝料金5,000円を請求している。

#### 2 一審における請求の趣旨の概要（訴えの変更後のもの）

- (1) 平成25年変更処分の取消しを求める請求（第1事件）

##### ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分のうち、生活扶助の金

額を減額した部分を取り消せ。

イ 予備的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分全部を取り消せ。

(2) 平成26年変更処分の取消し等を求める請求（第1事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分のうち、これに基づく支給額を超えて原告が求める生活扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分全部を取り消せ。

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成26年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。

(3) 平成27年変更処分の取消し等を求める請求（第2事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分（ただし、原告■■■■■については、平成25年変更処分及び平成26年変更処分も含む。）のうち、これに基づく支給額を超えて消費増税対応扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。（以下(1)ア及び(2)アと併せて「主位的取消請求」という。）

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分全部を取り消せ。

（以下(1)イ及び(2)イ（ア）と併せて「予備的取消請求」という。）

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成27年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。（以下(2)イ（イ）と併せて「本件義務付けの訴え」という。）

(4) 国家賠償請求（第1・第2事件）

被告国は、原告に対し、本件各処分のそれぞれについて慰謝料金5,000円及びこれに対する本件各告示の各発出の日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

3 一審の判決

(1) 主文の概要（他の地方公共団体のみに関係のある部分を除く。）

ア 本件各訴えのうち、主位的取消請求に係る訴え及び本件義務付けの訴えを却下する。

イ 福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分を取り消す。

ウ 福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分を取り消す。

エ 福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分を取り消す。

オ 原告の被告国に対する請求をいずれも棄却する。

カ 訴訟費用は、原告に生じた費用を3分し、その1を原告の負担とし、その余は被告国を除く被告の負担とし、被告国を除く被告に生じた費用を3分し、その2を同被告の負担とし、その余は原告の負担とし、被告国に生じた費用はその全部を原告の負担とする。

## (2) 判決の理由の概要

ア 本件各告示による生活扶助基準の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、これに伴って福祉事務所長によってされた本件各処分も違法であるので、本件各処分の全部の取消しを求める予備的取消請求は理由がある。

イ 本件各処分は、本件各処分前の生活扶助費の額を本件各告示に基づく金額に変更することを内容とするものであって、従前の生活扶助費の額を減額すること自体を内容とするものではなく、また、改定前基準につき消費税率の引上げに伴う保護基準の改定のみがされたと仮定した場合の生活扶助費の額を支給しないとする部分を含むものでもないから、原告らの主位的取消請求に係る訴えは、存在しない処分の取消しを求めるものであり、不適法である。

ウ 原告が義務付けを求める処分がされないことによる損害は本件各処分が取り消されることにより避けることができるから、本件義務付けの訴えは不適法である。

エ 原告が本件各処分によって被る損害は、基本的には本件各処分の取消しにより回復される性質のものであるから、国家賠償請求は理由がない。

## 4 控訴審の判決

### (1) 主文の概要（葛飾区に関連する部分に限る。）

ア 一審被告各地方公共団体の本件控訴を棄却する。

イ 一審被告各地方公共団体の控訴に係る訴訟費用は一審被告各地方公共団体の負担とする。

(2) 判決の理由の概要

本件各告示による生活扶助基準の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、これに伴って福祉事務所長によってされた本件各処分も違法であるので、本件各処分の全部の取消しを求める一審原告らの請求は理由がある。

5 上訴の内容

(1) 事件名 [redacted] 各生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求  
上告受理申立て事件

(2) 裁判所 最高裁判所

(3) 申立人（一審被告） 葛飾区

(4) 相手方（一審原告）

ア [redacted]  
(第1・第2事件原告)

イ [redacted] (第1・第2事件原告)

ウ [redacted] (第2事件原告)

(5) 上告受理申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決中、上告受理申立人ら敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 事件の経過

(1) 平成27年6月19日 第1事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年12月17日）

(2) 平成28年2月15日 第1回進行協議期日

(3) 平成28年2月19日 第2事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年11月14日）

(4) 平成28年5月16日 第1回口頭弁論期日

(5) 平成28年6月20日 第2回進行協議期日

- (6) 平成28年 9月26日 第2回口頭弁論期日
- (7) 平成28年10月24日 第3回進行協議期日
- (8) 平成28年12月19日 第3回口頭弁論期日
- (9) 平成29年 2月17日 第4回進行協議期日
- (10) 平成29年 2月17日 第1事件・第2事件併合
- (11) 平成29年 3月29日 第4回口頭弁論期日
- (12) 平成29年 6月 2日 第5回進行協議期日
- (13) 平成29年 7月19日 第5回口頭弁論期日
- (14) 平成29年 9月14日 第6回進行協議期日
- (15) 平成29年11月 1日 第6回口頭弁論期日
- (16) 平成29年12月15日 第7回進行協議期日
- (17) 平成30年 2月 9日 第7回口頭弁論期日
- (18) 平成30年 3月23日 第8回進行協議期日
- (19) 平成30年 5月23日 第8回口頭弁論期日
- (20) 平成30年 7月 6日 第9回進行協議期日
- (21) 平成30年 9月14日 第9回口頭弁論期日
- (22) 平成30年10月12日 第10回進行協議期日
- (23) 平成30年11月30日 第10回口頭弁論期日
- (24) 平成31年 1月25日 第11回進行協議期日
- (25) 平成31年 2月22日 第11回口頭弁論期日・第12回進行協議期日
- (26) 平成31年 3月26日 第13回進行協議期日
- (27) 令和元年 5月 7日 第12回口頭弁論期日・第14回進行協議期日
- (28) 令和元年 6月16日 訴えの変更
- (29) 令和元年 6月21日 第15回進行協議期日
- (30) 令和元年 7月26日 第13回口頭弁論期日・第16回進行協議期日
- (31) 令和元年 9月20日 第17回進行協議期日
- (32) 令和元年10月18日 第18回進行協議期日
- (33) 令和元年11月22日 第14回口頭弁論期日・第19回進行協議期日
- (34) 令和元年12月20日 第20回進行協議期日

- (35) 令和2年1月24日 第15回口頭弁論期日・第21回進行協議期日
- (36) 令和2年2月21日 第22回進行協議期日
- (37) 令和2年3月13日 第23回進行協議期日
- (38) 令和2年7月10日 第24回進行協議期日
- (39) 令和2年9月25日 第16回口頭弁論期日・第25回進行協議期日
- (40) 令和2年10月23日 第26回進行協議期日
- (41) 令和2年11月20日 第27回進行協議期日
- (42) 令和2年12月23日 第17回口頭弁論期日
- (43) 令和3年2月19日 第28回進行協議期日
- (44) 令和3年4月16日 第29回進行協議期日
- (45) 令和3年6月25日 第18回口頭弁論期日・第30回進行協議期日
- (46) 令和3年8月27日 第31回進行協議期日
- (47) 令和3年10月14日 第32回進行協議期日
- (48) 令和3年12月22日 第19回口頭弁論期日
- (49) 令和4年6月24日 一審判決言渡し
- (50) 令和4年7月7日 一審被告控訴の提起
- (51) 令和4年7月8日 一審原告控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、  
令和5年12月8日）
- (52) 令和5年9月26日 控訴審第1回進行協議
- (53) 令和5年12月8日 控訴審第2回進行協議
- (54) 令和6年1月30日 控訴審第3回進行協議
- (55) 令和6年3月12日 控訴審第1回口頭弁論
- (56) 令和6年6月18日 控訴審第2回口頭弁論
- (57) 令和6年9月26日 控訴審第3回口頭弁論
- (58) 令和6年12月19日 控訴審第4回口頭弁論
- (59) 令和7年3月27日 控訴審判決言渡し
- (60) 令和7年4月9日 上告受理の申立て

## 7 区の方針

国の利害に関係のある訴訟について法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法

律第194号) 第7条第1項の規定により、法務大臣に対し、本件訴訟の実施を求め、引き続き対応する。

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 5 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告棄却等の決定について

総務課

令和6年12月27日に最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てがあった事件について、次のとおり、上告を棄却する等の決定があったため、報告するもの

#### 1 控訴審における控訴人の主張

葛飾区児童相談所基本計画に基づく[黒塗り]（以下「本件所有者」という。）と葛飾区との間の令和4年3月31日付けの事業用定期借地権設定契約（以下「本件借地権設定契約」という。）及びそれを目的とする土地一時賃貸借契約は、財務会計上の行為についての裁量権を濫用・逸脱し無効であるから、

- (1) 地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、本件借地権設定契約に基づく地代の支出命令及び地代支払の各差止め
- (2) 地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告葛飾区長に対し、青木克徳、予算執行職員、会計職員及び契約相手方（賃貸人）に対する、土地一時賃貸借契約及び本件借地権設定契約に基づき支払われた地代及び遅延損害金相当額の損害賠償請求又は賠償命令の発令の権限の行使を求める。

#### 2 控訴審の判決

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴人の当審における拡張請求及び追加請求をいずれも棄却する。
- (3) 当審における訴訟費用はすべて控訴人の負担とする。
- (4) なお、次に掲げる訴えについては、控訴人の請求の減縮により失効している。

ア 被告葛飾区児童相談部児童相談課長に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出命令の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月分までの賃料の支出命令の差止めを求める部分

イ 被告葛飾区会計管理者に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月分までの賃料の支出の差止めを求める部分

3 上告提起及び上告受理申立ての内容

(1) 事件名  行政上告提起事件  
行政上告受理申立て事件

(2) 裁判所 最高裁判所

(3) 上告人及び申立人（一審原告・控訴審控訴人）



(4) 被上告人及び相手方（一審被告・控訴審被控訴人）

ア 葛飾区長

イ 葛飾区児童相談部児童相談課長 森 孝行

ウ 葛飾区会計管理者 佐々木 健二郎

(5) 上告提起及び上告受理申立ての趣旨

ア 上告を受理する。

イ 原判決を次のとおり変更する。

ウ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

エ 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰及び宮地智弘に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

オ 相手方葛飾区児童相談部児童相談課長は、相手方葛飾区会計管理者（以下「相手方人会計管理者」という。）に対し、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額賃料219万8,833円の支出命令をしてはならない。

カ 相手方会計管理者は、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額

賃料219万8,833円の支出をしてはならない。

キ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自6,596万4,990円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

ク 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰に対し、2,638万5,996円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和5年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

ケ 相手方葛飾区長青木克徳は、石田昌江に対し、5,277万1,992円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

コ 相手方葛飾区長青木克徳は、森孝行に対し、3,957万8,994円（本件借地権設定契約に基づく令和5年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

サ 相手方葛飾区長青木克徳は、佐々木健二郎に対し、1,319万2,998円（本件借地権設定契約に基づく令和6年4月分から同年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

シ 訴訟費用は第一審、控訴審及び上告審を通じて被控訴人らの負担とする。  
との判決を求める。

#### 4 最高裁判所の決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 5 最高裁判所の決定の理由

- (1) 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(2) 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

6 事件の経過

- (1) 令和3年8月4日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）
- (2) 令和3年10月6日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和3年11月17日 第2回口頭弁論期日（訴状訂正申立書により被告追加）
- (4) 令和3年11月30日 裁判所による被告変更の許可決定
- (5) 令和4年1月26日 第3回口頭弁論期日
- (6) 令和4年3月9日 第4回口頭弁論期日
- (7) 令和4年5月11日 第5回口頭弁論期日（原告による訴え内容の変更申立て）
- (8) 令和4年6月29日 第6回口頭弁論期日
- (9) 令和4年9月14日 第7回口頭弁論期日
- (10) 令和4年12月7日 第8回口頭弁論期日
- (11) 令和5年2月15日 第9回口頭弁論期日
- (12) 令和5年5月18日 進行協議期日
- (13) 令和5年6月15日 第1回弁論準備手続期日（原告による再度の訴え変更の申立て）
- (14) 令和5年7月25日 第2回弁論準備手続期日
- (15) 令和5年9月20日 第3回弁論準備手続期日
- (16) 令和5年10月27日 第4回弁論準備手続期日
- (17) 令和5年12月18日 第10回口頭弁論期日
- (18) 令和6年2月28日 第11回口頭弁論期日（弁論終結）
- (19) 令和6年5月22日 一審判決言渡し
- (20) 令和6年6月3日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年8月

8日)

- (21) 令和6年10月9日 控訴審口頭弁論期日（弁論終結）
- (22) 令和6年12月18日 控訴審判決言渡し
- (23) 令和6年12月27日 上告の提起及び上告受理の申立て（葛飾区に上告状兼上告受理申立書が送達され、上告理由書及び上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは令和7年2月28日、上告理由補充書及び上告受理申立理由補充書が裁判所に提出されたのは同年3月3日。）
- (24) 令和7年5月12日 上告棄却等の決定

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 6 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

総合庁舎整備に係る保留床取得について

総合庁舎推進担当課

総合庁舎技術担当課

1 趣旨

立石駅北口地区に建設される東棟・西棟の建築工事請負契約について、立石駅北口地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）から現在の調整状況について報告があったため、以下のとおり報告する。

2 工事請負契約について

特定業務代行者と東棟の設備工事関係業者との協議が整い、業者を確保できる見込みとなったが、東棟・西棟の工事請負契約の締結時期が令和7年6月末から10月に変更となる旨、再開発組合から報告があった。

これに合わせ、区と再開発組合との間で交わす組合保留床の譲渡に関する協定書（以下「変更協定」という。）の締結時期も令和7年10月に変更する。

3 今後のスケジュール

令和7年7月上旬 再開発組合と特定業務代行者との間で交通広場・道路の工事請負契約締結

令和7年8月下旬 交通広場・道路の工事着手

令和7年10月 再開発組合と特定業務代行者との間で東棟・西棟の建築工事請負契約締結

区と再開発組合との間で変更協定の締結

令和7年中 東棟・西棟の建築工事着手

令和12年3月 工事完了

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 7 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

## 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の策定について

人権推進課

### 1 目的

葛飾区男女平等推進条例に基づき、葛飾区における男女共同参画社会の実現に向けて、区が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

### 2 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

### 3 計画策定スケジュール(予定)

|             |   |
|-------------|---|
| 令和7年6月下旬～7月 | 「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」の実施                     |
| 令和7年7月から    | 葛飾区男女平等推進審議会へ諮問<br>葛飾区男女平等推進審議会による検討(年5回程度) |
| 令和8年11月     | 計画の素案の取りまとめ<br>葛飾区男女平等推進審議会からの答申            |
| 12月         | パブリックコメント実施                                 |
| 令和9年2月      | 計画策定  |

### 4 「男女平等に関する意識と実態調査」の実施

#### (1) 調査目的

葛飾区民の男女平等に関する意識と実態について調査し、計画策定の基礎資料とするもの。

#### (2) 調査対象

区内在住の満15歳以上の男女 3,000人

#### (3) 抽出方法

住民基本台帳に基づく単純無作為抽出法

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収(ただし、回答者がインターネット経由でも回答できるよう専用サイトを設ける)

(5) 調査項目

別紙「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」のとおり

(6) 調査時期

令和7年6月下旬から7月までの概ね3週間

# 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

## 調査ご協力をお願い

区民の皆さまには、日頃から区政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
 本区では、平成16年3月に「葛飾区男女平等推進条例」を制定し、女性も男性も性別にとらわ  
 れることなく、自らの人生は自らが決めるとい、自分らしく生きる権利が保障される男女平等  
 社会の実現を目指してさまざまな施策に取り組んでいるところです。

このたび「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」の策定にあたり、区民の皆さまのご意見・ご要望  
 を反映させていくために、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」を行うことになりました。  
 調査の対象には、住民基本台帳から無作為に満15歳以上の男女3,000人の皆さまを選ばせて  
 いただきました。調査結果はすべて統計的処理をいたしますので、個人が特定されることはありません。  
 この調査目的にのみ使用し、他の目的で使われることは一切ありません。

**回答に必要な時間は20分程度です。**お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨を  
 ご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

令和7年6月

葛飾区 総務部人権推進課

## ご記入にあたってのお願い

ご回答は、郵送またはインターネットによるいずれかの方法で**7月14日（月）までに**  
 投函または送信をお願いいたします。

### 郵送での回答方法

- ご回答は、あなた様（封筒の宛名ご本人）ご自身で6月1日現在を基準にお答えください。
- ご記入は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いします。
- ご回答は、質問ごとにあてはまる番号に○をつけてください。
- 回答数は、（ ）内の指示に沿ってください。
- 質問によっては、回答していただく方が限られる場合があります。矢印や「ことわり書き（問  
 ～で～とお答えの方に）」をよくお読みください。
- 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入  
 ください。

### インターネットでの回答方法

- 本調査は、スマートフォンやパソコンからも回答できます。
- 別紙「インターネットで回答される方へ」をご確認ください。

■調査についてのお問い合わせ先 葛飾区 総務部人権推進課 男女平等推進係

電話 5698-2211 FAX 5698-2315

◎はじめに、ご回答を統計的に分析するために、失礼ですが、現在のあなた自身のことについておたずねします。

F 1 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 1. 女性 | 2. 男性 | 3. 未回答 |
|-------|-------|--------|

F 2 あなたの年齢はおいくつですか。(令和7年6月1日現在) (〇は1つだけ)

- |         |         |         |           |
|---------|---------|---------|-----------|
| 1. 10歳代 | 3. 30歳代 | 5. 50歳代 | 7. 70歳代   |
| 2. 20歳代 | 4. 40歳代 | 6. 60歳代 | 8. 80歳代以上 |

F 3 あなたは結婚していますか。(〇は1つだけ)

- |                                    |                     |
|------------------------------------|---------------------|
| 1. 結婚している。                         | 4. 結婚していたが、離別・死別した。 |
| 2. 結婚していないが、同居の異性のパートナーがいる(事実婚を含む) | 5. 結婚していない。         |
| 3. 結婚していないが、同居の同性のパートナーがいる。        |                     |

(F 3で1~4のいずれかをお選びの方に)

F 3-1 あなたの世帯は、共働きですか。(〇は1つだけ)

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 1. 共働き       | 3. 配偶者・パートナーだけ働いている |
| 2. 自分だけ働いている | 4. とともに働いていない       |

ここからは再び、すべての方におたずねします。

F4 お子さんはいらっしゃいますか。(〇は1つだけ)

1. いる

2. いない

(F4で「1. いる」とお選びの方に)

F4-1 一番下のお子さんはおいくつですか。(〇は1つだけ)

1. 3歳以下

4. 中学生

7. その他

2. 4歳以上(小学校入学まで)

5. 高校生以上の学生

( )

3. 小学生

6. 社会人

F5 あなたの世帯は、次のように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場(自分が親、自分が子ども)にかかわらず、世帯構成をお答えください。(〇は1つだけ)

1. ひとり暮らし

4. 親と子ども夫婦(二世帯家族)

2. 夫婦のみ(一世帯家族)

5. 親と子ども夫婦と孫(三世帯家族)

3. 親と未婚の子ども(核家族)

6. その他( )

だんじょびようどう  
◎男女平等についておたずねします。

問1 あなたは、日々の暮らしの中で、男女平等社会はどの程度進んでいると思いますか。

(〇は1つだけ)

- |                  |          |
|------------------|----------|
| 1. 十分平等になってきている  | 5. わからない |
| 2. かなり平等になってきている |          |
| 3. 少しは平等になってきている |          |
| 4. ほとんど平等になっていない |          |

(問1で3~4のいずれかをお選びの方に)

問1-1 具体的に、どのような点で男女の不平等を感じますか。

(〇はあてはまるものすべて)

1. 家事や育児のほとんどを女性が担っている
2. 男性が仕事に追われ、家事・育児・教育などの家庭生活にかかわりにくい
3. 就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差がある
4. 介護の負担が女性に偏っている
5. 「男らしさ、女らしさ」という考えが、人々の間にある
6. 風俗産業やマスメディアなどで、女性の性が商品化されている
7. 議員や企業の管理職、地域社会の役員など、女性の社会参画が進んでいない
8. 職場や学校などで、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)がおこる
9. 家庭内・外にかかわらず、女性に対する暴力がなくなる
10. 学校や日常生活の中で、男女による役割分担がある
11. その他 ( )

問2 あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。(ア)～(ク)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。

(○はそれぞれ1つずつ)

|                      | 優遇されている<br>男性が | 優遇されている<br>やや男性が | 平等である | 優遇されている<br>やや女性が | 優遇されている<br>女性が | わからない |
|----------------------|----------------|------------------|-------|------------------|----------------|-------|
| 回答の例 -->             | 1              | 2                | ③     | 4                | 5              | 6     |
| (ア) 家庭生活             | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |
| (イ) 職場               | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |
| (ウ) 学校教育の場           | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |
| (エ) 政治の場             | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |
| (オ) 法律や制度の上          | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |
| (カ) 社会通念・慣習・しきたりなど   | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |
| (キ) 自治会やNPOなどの地域活動の場 | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |
| (ク) 全体として、現在の日本では    | 1              | 2                | 3     | 4                | 5              | 6     |

◎結婚観についておたずねします。

問3 次にあげる(ア)～(カ)の考えについて、あなたはどのように思いますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

|                               | そう思う | そう思う<br>どちらかといえは | そう思わない<br>どちらかといえは | そう思わない |
|-------------------------------|------|------------------|--------------------|--------|
| 回答の例 -->                      | 1    | ②                | 3                  | 4      |
| (ア) 結婚は個人の自由、してもしなくてもどちらでもよい  | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| (イ) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである       | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| (ウ) 夫も妻も外で働き、家事も分担するべきである     | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| (エ) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない      | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| (オ) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい  | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| (カ) 未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ | 1    | 2                | 3                  | 4      |

かていせいかつ  
◎家庭生活についておたずねします。

F5で、「ひとり暮らし」とお答えの方→問5へ

問4 家庭の中で、あなたは（ア）～（シ）にあげることを、どの程度行っていますか。

（〇はそれぞれ1つずつ）

|                          | 1<br>さっぱりしない | 2<br>ややさっぱりしない | 3<br>ほぼさっぱりしない | 4<br>まったくさっぱりしない | 5<br>子どもや介護する人がいないのでする必要がない |
|--------------------------|--------------|----------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| 回答の例 -->                 | 1            | 2              | ③              | 4                | 5                           |
| （ア）食事のしたく                | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （イ）食事の後片付け               | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （ウ）食料品・日用品の買い物           | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （エ）洗濯                    | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （オ）部屋の掃除・片付け             | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （カ）風呂やトイレの掃除             | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （キ）ゴミ出し                  | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （ク）町内会や自治会への出席           | 1            | 2              | 3              | 4                |                             |
| （ケ）育児・子どもの教育や保育園・幼稚園への送迎 | 1            | 2              | 3              | 4                | 5                           |
| （コ）家族の病気の看護・介護           | 1            | 2              | 3              | 4                | 5                           |
| （サ）授業参観や保護者会、PTAへの出席     | 1            | 2              | 3              | 4                | 5                           |
| （シ）その他（ ）                | 1            | 2              | 3              | 4                | 5                           |

問5 あなたは、家庭生活において男性は家事・育児・介護などについて、どれくらい取り組み  
ばよいと思いますか。(〇は1つだけ)

1. 積極的に取り組む
2. 配偶者・パートナーと分担する
3. 配偶者・パートナーを手伝う程度
4. 配偶者・パートナーに任せておく

問5-1 問5で回答した理由をご記入ください。(〇はあてはまるものすべて)

1. 男女平等に反すると思う
2. 自分の両親も役割分担をしていた
3. 男性が家事・育児・介護などに取り組み、配偶者・パートナーも外で働くことで、多くの収入を得られると思う
4. 男性が家事・育児・介護などに取り組み、配偶者・パートナーも外で働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとってよいと思う
5. 家事・育児・介護と両立しながら、配偶者・パートナーも働き続けることは可能だと思  
う
6. 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押し付けるべきでない
7. 日本の伝統的な家族の在り方だと思  
う
8. 配偶者・パートナーが家事・育児・介護をする方がよいと思  
う
9. 家事・育児・介護と両立しながら、配偶者・パートナーが働き続けることは大変だと思  
う
10. 男性の仕事が忙しく、家事・育児・介護を手伝うことができない
11. その他 ( )
12. わからない

ここからは再び、すべての方におたずねします。

問6 男性が家事・育児・介護にさらに参加するためには、何が必要だと思えますか。

(○はあてはまるものすべて)

1. 男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち
2. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
3. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する女性の抵抗感をなくす
4. 男性自身の家事・育児・介護の知識の習得やスキルの向上
5. 配偶者・パートナーとのコミュニケーションの向上により、家庭参画の機会が得られる
6. 男性が家事・育児・介護を行うための仲間（ネットワーク）作りをする
7. 労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組む
8. 男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解
9. 仕事より家庭を優先することがあっても、会社での人事評価が変わらない
10. 特に必要なことはない
11. わからない

しゅうろう  
◎就労についておたずねします。

問7 あなたの職業は、次のどれですか。(○は1つだけ)

|                              |
|------------------------------|
| 1. 自営業・経営者                   |
| 2. フリーランス (開業医、弁護士・習い事の先生など) |
| 3. 家事従業者                     |
| 4. 正社員・正職員                   |
| 5. 派遣・契約嘱託社員                 |
| 6. パートタイム                    |
| 7. アルバイト                     |
| 8. 内職                        |
| 9. 在宅就業                      |
| 10. その他 ( )                  |
| 11. 学生 (高校・専門学校・大学・大学院)      |
| 12. 休職中                      |
| 13. 失業中                      |
| 14. 無職                       |

(問7で1～10のいずれかをお選びの方に)

問7-1 あなたの職場では、次のような男女差別がありますか (○はあてはまるものすべて)

|                                  |
|----------------------------------|
| 1. 男女の賃金格差                       |
| 2. 昇進、昇格に男女差 (女性管理職に登用しない)       |
| 3. 女性の能力を正當に評価しない                |
| 4. 女性の配置場所の限定                    |
| 5. 女性には補助的な仕事にさせる                |
| 6. 女性は結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある |
| 7. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある     |
| 8. 女性は教育・研修を受ける機会が少ない            |
| 9. 妊娠中の女性への配慮がされていない             |
| 10. その他 ( )                      |
| 11. 特にない                         |
| 12. わからない                        |

ここからは再び、すべての方におたずねします。

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。(○は1つだけ)

1. 結婚・出産後もずっと仕事を持つ
2. 子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ
3. 子どもができるまでは仕事を持ち、その後は持たない
4. 結婚するまでは仕事を持つが、結婚後は持たない
5. 仕事を持たない
6. その他 ( )
7. わからない

問8-1 問8で回答した理由をご記入ください。(○はあてはまるものすべて)

1. 本人が望む働き方をするべきだと思う
2. 夫婦で働いた方が多くの収入を得られる
3. 経済力を持った方がよいと思う
4. 仕事と家庭の両立支援が十分でない
5. 家庭を守り、家で子どもの面倒を見た方がよいと思う
6. その他 ( )
7. わからない



問10 育児休業と介護休業、それぞれについてお答えください。

|   | 育児休業  | 介護休業   |
|---|---|--|
| <p>問10 あなたは育児休業・介護休業を利用したことがありますか。<br/>(○はそれぞれ1つずつ)</p>                                       | <p>1. 利用したことがある</p> <p>2. 利用したことはない</p> <p>3. 小さい子どもがいないので利用する必要がない → 問11へ</p>  | <p>1. 利用したことがある</p> <p>2. 利用したことはない</p> <p>3. 介護を要する人がいないので利用する必要がない → 問11へ</p>  |
| <p>(問10で「1. 利用したことがある」とお答えの方に)</p> <p>問10-1 どのくらいの期間、休暇を取りましたか。<br/>(回答の場合、○はどちらも1つ)</p>      | <p>1. 3カ月未満</p> <p>2. 3カ月～6カ月未満</p> <p>3. 6カ月～1年未満</p> <p>4. 1年以上<br/>( 年 カ月)</p> <p>複数回利用したことがある方は、最近のケースでご回答ください。</p>   | <p>1. 1カ月未満</p> <p>2. 1カ月～2カ月未満</p> <p>3. 2カ月～3カ月未満</p> <p>4. 3カ月以上</p> <p>複数回利用したことがある方は、最近のケースでご回答ください。</p>  |
| <p>(問10で「2. 利用したことはない」とお答えの方に)</p> <p>問10-2 利用しなかった理由はなんですか。<br/>(回答の場合、○はどちらもあてはまるものすべて)</p> | <p>1. 職場に代替要員がない</p> <p>2. 前例がない</p> <p>3. 経済的な理由</p> <p>4. 仕事にブランクを作りたくなかった</p> <p>5. 配偶者など自分以外に子どもをみってくれる人がいた</p> <p>6. 育児休業制度を知らなかった</p> <p>7. 利用したくとも、取りにくい雰囲気だった</p> <p>8. 対象ではない</p> <p>9. 出産前に離職した</p> <p>10. 自営業のため制度が使えない</p> <p>11. その他<br/>( )</p> | <p>1. 職場に代替要員がない</p> <p>2. 前例がない</p> <p>3. 経済的な理由</p> <p>4. 仕事にブランクを作りたくなかった</p> <p>5. 介護サービス利用など自分以外に介護をしてくれる人がいた</p> <p>6. 介護休業制度を知らなかった</p> <p>7. 利用したくとも、取りにくい雰囲気だった</p> <p>8. 対象ではない</p> <p>9. 介護をするために離職した</p> <p>10. 自営業のため制度が使えない</p> <p>11. その他<br/>( )</p> |

ここからは再び、すべての方におたずねします。

## ◎ワーク・ライフ・バランス※についておたずねします。

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

問11 あなたはワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。(○は1つだけ)

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| 1. 内容まで知っている           | 3. 知らない |
| 2. 内容は知らないが言葉は聞いたことがある |         |

問12 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)の優先度について、(ア)希望と(イ)現実(現状)、それぞれお答えください。

(ア) あなたの優先したいものどれですか。(○は1つだけ)

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 「仕事」                   |
| 2. 「家庭生活」                 |
| 3. 「地域・個人の生活」             |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」            |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」        |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」      |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」 |
| 8. わからない                  |

(イ) あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか。(○は1つだけ)

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 「仕事」                   |
| 2. 「家庭生活」                 |
| 3. 「地域・個人の生活」             |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」            |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」        |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」      |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」 |
| 8. わからない                  |

問13 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 残業を減らしたり、年休をしっかりとる
2. 在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する
3. 地域活動、NPO活動に積極的に参加する
4. 男女ともにさまざまなライフスタイルを選択できるという意識の普及を図る
5. 男性の家事・育児・介護をすすめる
6. 残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する
7. 職場の人員を増やすなどして、一人ひとりの業務量を減らす
8. フレックスタイム制※、短時間勤務制度の利用促進をする
9. 管理職をはじめ、職場の人々に理解を深めてもらう
10. 再就職を希望する人のための講座や再雇用制度を充実させる
11. 育児・介護休業制度の普及を図る
12. 保育所・学童保育などの育児環境を充実させる
13. ホームヘルパーや介護施設を充実させる
14. その他 ( )
15. わからない

※「フレックスタイム制」とは、一定の期間について、あらかじめ定めた労働時間の範囲内において労働者が自ら始業・終業時刻を決める労働時間制度をいいます。

◎セクシュアル・ハラスメント※についておたずねします。

※「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手の生活環境を害すること、または性的な言動を受けた側に不利益を与えることをいいます。

問14 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は一定の人間関係の中で発生し、職場だけでなく、あらゆる場所で男女ともに受ける可能性があります。あなたはこれまでに、職場・学校・地域・SNSで、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。

（○は職場、学校、地域ごとに、あてはまるものすべて）

※高校生や大学生等の学生の方は、「職場」はバイト先での経験について教えてください。

|                                       | 回答の例 | 職場 | 学校 | 地域 | SNS |
|---------------------------------------|------|----|----|----|-----|
| (ア) いやがっているのに性的な話・言葉を聞かされた            | 1    | 1  | 1  | 1  | 1   |
| (イ) 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた   | ②    | 2  | 2  | 2  | 2   |
| (ウ) 不必要に身体を触られた                       | 3    | 3  | 3  | 3  | 3   |
| (エ) 宴会やカラオケ等でお酒やデュエットを強要された           | 4    | 4  | 4  | 4  | 4   |
| (オ) 交際を強要された                          | 5    | 5  | 5  | 5  | 5   |
| (カ) 性的行為の強要されたり、されそうになったりした           | 6    | 6  | 6  | 6  | 6   |
| (キ) 性的な噂やインターネットやSNSに書き込まれた           | ⑦    | 7  | 7  | 7  | 7   |
| (ク) 結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた             | 8    | 8  | 8  | 8  | 8   |
| (ケ) 容姿、年齢などについて傷つくようなことを言われた          | ⑨    | 9  | 9  | 9  | 9   |
| (コ) 外出中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした         | 10   | 10 | 10 | 10 | 10  |
| (サ) プライバシーに関することや性的な内容のメールや手紙・電話を受けた  | 11   | 11 | 11 | 11 | 11  |
| (シ) ヌード写真やポルノ雑誌を目につくところに置かれたり、はられたりした | 12   | 12 | 12 | 12 | 12  |
| (ス) その他<br>( )                        | 13   | 13 | 13 | 13 | 13  |
| (セ) 特にない                              | 14   | 14 | 14 | 14 | 14  |

問15へ



ここからは再び、すべての方におたずねします。

◎DV（ドメスティック・バイオレンス）についておたずねします。

問16 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者などに対し著しい身体的または精神的苦痛を与える暴力的行為をいいます。あなたはこれまでに配偶者（事実婚や別居、離別を含む）や恋人などのパートナーから、次のようなDVを受けたことがありますか。（○はそれぞれ1つずつ）

答えたくない方は→問17へ

ご自分がDVの場面を見たり聞いたりしたことがある方は、ここにチェックをつけてください。

|   | あ<br>何<br>つ<br>た<br>も | あ<br>1、<br>つ<br>2<br>度 | な<br>ま<br>い<br>つ<br>た<br>く | と<br>が<br>あ<br>る。<br>見<br>た<br>り<br>聞<br>き<br>た<br>り<br>し<br>た<br>こ<br>と<br>が<br>あ<br>る。 |
|---|-----------------------|------------------------|----------------------------|--|
| 回答の例  | 1                     | 2                      | ③                          | し  |
| (ア) 命の危険を感じるくらい <small>の</small> 暴力 <small>を受け</small> る    | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (イ) 医師の治療が必要となる <small>の</small> 暴力 <small>を受け</small> る    | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (ウ) 医師の治療が必要ではない程度 <small>の</small> 暴力 <small>を受け</small> る | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (エ) 嫌がっているのに性的行為を強要される                                      | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (オ) 見たくないのにポルノビデオ・雑誌・アダルトサイトを見せられる                          | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (カ) 避妊に協力してもらえない  | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (キ) 何を言っても無視される   | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (ク) 常に居場所を把握され、交友関係や電話、メール、郵便物、SNSを細かく監視されるなど、付き合いを制限される    | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (ケ) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言われる                         | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (コ) 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされる                         | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (サ) 容姿について傷つくようなことを言われる                                     | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (シ) 大声で怒鳴られる  | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (ス) 大切なものを壊される  | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (セ) 生活費を渡してもらえない  | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (ソ) 目の前で子どもにも暴力をふるわれる                                       | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (タ) 性的な画像をインターネット上に公開される「リベンジポルノ」の被害を受けたことがある               | 1                     | 2                      | 3                          |  |
| (チ) その他 ( )   | 1                     | 2                      | 3                          |  |

1つでも○をつけた方は問17へ

すべて3に○をつけた方は問18へ

問17は、問16の（ア）～（チ）の「<sup>なんど</sup>何でもあった」「1、2<sup>ど</sup>度あった」に、  
1つでも〇をつけた方におたずねします。

問17 あなたはこれまでに、だれか（どこか）に打ち<sup>う</sup>明けたり、相談<sup>そうだん</sup>したりしましたか。

（〇は1つだけ）

1. 相談<sup>そうだん</sup>した

2. 相談<sup>そうだん</sup>しなかった（できなかった）

（問17で「1. 相談<sup>そうだん</sup>した」とお答え<sup>こた</sup>の方に）

問17-1 そのとき、だれ（どこ）に相談<sup>そうだん</sup>しましたか。（〇はあてはまるものすべて）

- |  |  |
|--|--|
| 1. 警察 <sup>けいさつ</sup> に通報 <sup>つうほう</sup> ・相談 <sup>そうだん</sup>                    | 6. 医師 <sup>いし</sup> に相談 <sup>そうだん</sup>                      |
| 2. 区 <sup>く</sup> の相談 <sup>そうだん</sup> 窓口 <sup>まどぐち</sup> に相談 <sup>そうだん</sup>     | 7. 弁護士 <sup>べんごし</sup> に相談 <sup>そうだん</sup>                   |
| 3. 都 <sup>と</sup> の相談 <sup>そうだん</sup> 窓口 <sup>まどぐち</sup> に相談 <sup>そうだん</sup>     | 8. 家族 <sup>かぞく</sup> や親族 <sup>しんぞく</sup> に相談 <sup>そうだん</sup> |
| 4. 民生委員 <sup>みんせいいいん</sup> や人権擁護委員 <sup>じんけんようごいいん</sup> などに相談 <sup>そうだん</sup>   | 9. 友人 <sup>ゆうじん</sup> ・知人 <sup>ちじん</sup> に相談 <sup>そうだん</sup> |
| 5. 民間 <sup>みんかん</sup> の機関 <sup>きかん</sup> や学校 <sup>がっこう</sup> に相談 <sup>そうだん</sup> | 10. その他  |

（ ）

（問17で「2. 相談<sup>そうだん</sup>しなかった（できなかった）」とお答え<sup>こた</sup>の方に）

問17-2 だれ（どこ）にも相談<sup>そうだん</sup>しなかった、できなかった理由<sup>りゆう</sup>は何<sup>なん</sup>ですか。

（〇はあてはまるものすべて）

1. どこに相談<sup>そうだん</sup>してよいかわからなかった
2. 恥ずか<sup>は</sup>しかった
3. 相談<sup>そうだん</sup>しても無駄<sup>むだ</sup>だと思った
4. 相談<sup>そうだん</sup>したことがわかると仕返し<sup>しかえ</sup>を受けたり、  
もっとひどい暴力<sup>ぼうりょく</sup>を受けたりすると思った
5. 相談<sup>そうだん</sup>することによって、自分<sup>じぶん</sup>が不快<sup>ふかい</sup>な思い<sup>おも</sup>をすと思った
6. 自分<sup>じぶん</sup>さえ我慢<sup>がまん</sup>すれば、何とかやっ<sup>なん</sup>ていけると思った
7. 世間体<sup>せけんてい</sup>が悪い
8. 他人<sup>たにん</sup>を巻き込<sup>ま</sup>みたくなかった
9. 被害<sup>ひがい</sup>を受けたことを忘<sup>わす</sup>れたかった
10. 自分<sup>じぶん</sup>にも悪い<sup>わる</sup>ところがあると<sup>おも</sup>思った
11. 相手<sup>あいて</sup>の行為<sup>こうい</sup>は愛情<sup>あいじょう</sup>の表現<sup>ひょうげん</sup>だと思った
12. 相談<sup>そうだん</sup>するほどのことではないと<sup>おも</sup>思った
13. 自分<sup>じぶん</sup>で加害者<sup>かがいしゃ</sup>に対応<sup>たいおう</sup>しようと思<sup>おも</sup>った
14. その他

（ ）



せい ひょうげん  
◎性の表現についておたずねします。

問19 テレビ、ビデオ、インターネット、映画、新聞、雑誌、広告などのメディアでの固定的な性別役割分担※の表現や、女性に対する暴力、身体、性の表現について、あなたは日頃どのように感じていますか。（○はあてはまるものすべて）

※「固定的な性別役割分担」とは、男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、男性・女性の役割を固定的に決めることをいいます。

1. 固定的な性別役割分担を助長する表現が目立つ
2. 女性の性を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
3. 社会全体の性や暴力に関する倫理観が損なわれている
4. 女性に対する犯罪を助長する恐れを感じる
5. 子どもの目にふれないような配慮が足りない
6. 自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する
7. その他（ )
8. 特に問題はない
9. わからない

せい たようせい  
◎性の多様性についておたずねします。

問20 あなたは今まで自分の性別について悩んだことはありますか。（○は1つだけ）

1. ある

2. ない

▶（問20で「1. ある」とお答えの方に）

問20-1 どのようなことで悩みましたか。（○はあてはまるものすべて）

1. 男らしさ・女らしさを求められた
2. 異性に生まれたかった
3. こころの性と体の性が異なる
4. 言葉遣いや服装、振る舞いなど、外部に表現する性に関して
5. 性的指向※に関して
6. その他（ )

※性的指向とは、自分の恋愛や性愛の感情が、どの性別に向くか／向かないか、という要素。

ここからは再び、すべての方におたずねします。

問21 あなたはLGBT\*または、LGBTQ+\*という言葉を知っていますか。(〇は1つだけ)

※「LGBT」とは、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつです。電通ダイバーシティ・ラボの2023年の調査では、日本における「LGBTQ+」の割合は人口の9.7%だと言われています。

※LGBTQ+の「Q」は、Questioning (クエスチョニング、自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めたくない人。典型的な男性・女性ではないと感じる人)の頭文字をとった言葉。ここに「+」をつけることで、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現しています。

1. 両方とも知っている。
2. 両方とも初めて知った。
3. 「LGBT」は知っていたが、「LGBTQ+」については初めて知った。
4. 両方とも知らない。

◎健康 (性と生殖に関する健康と権利\*) についておたずねします。

問22 あなたは性や妊娠・出産に関して自分で決め、女性が自分の健康を守るために、どのようなことが必要だと思いませんか。(〇はあてはまるものすべて)

※性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

1. 子どもの成長と発育に応じた性教育
2. 性や妊娠/予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実
3. 喫煙や薬物など、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実
4. 性感染症 (カンジダ症、クラミジア感染症など) についての情報提供・相談体制の充実
5. 更年期についての情報提供・相談体制の充実
6. 「子どもの数や子どもを産むか産まないかなどについて自分で決めること」という考え方についての情報提供・相談体制の充実
7. その他 ( )
8. わからない



問25 あなたは議員や審議会委員など政策や方針を決定する過程への女性の参画を妨げているのは、どのようなことだと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識がある
2. 女性の参画を進めようと意識している人が少ない
3. 女性の能力開発の機会が十分でない
4. 家族の理解がない・賛成を得られない
5. 組織運営が男性優位である
6. 女性側の積極性が足りない（責任ある地位に就きたがらない）
7. 指導力のある女性が少ない
8. 金銭的な余裕がない
9. 政党が積極的に女性が参加できるような方針を立てていない
10. その他（ ）
11. わからない

問26 あなたは政治や行政において企画や方針決定の過程で女性の参画を進めていくためには、どうしたらよいと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

1. 政治や行政について、男女の意識を変えるためのセミナーなどを積極的に開催する
2. 区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任を促す計画を作成する
3. 審議会や委員会などの委員に女性を優先的に任命する
4. 政党が選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
5. その他（ ）
6. わからない



問29 葛飾区男女平等推進センターにおいて、あなたが参加または利用してみたいものはどれですか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 平日の日中に開催される男女平等に関する講座・講演会
2. 平日の夜間や土日に関催される男女平等に関する講座・講演会
3. 男女平等に関する図書資料室（図書や雑誌などの閲覧・利用）
4. 相談事業（法律相談、悩みごと相談、配偶者等からの暴力相談）
5. パルフェスタ（センターまつり）、啓発誌の発行などの啓発事業
6. 学習・交流のための会議室や学習室
7. 登録団体・グループの自主活動
8. その他（
9. 特にない

問30 あなたは男女平等社会を実現するために、今後、区ではどのような施策を充実したらよいと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実
2. 労働（パート・内職を含む）に関する情報の提供と相談の充実
3. 高齢者・障害者介護に関する支援の充実
4. 子育て・育児に関する支援の充実
5. 女性の自立や男女平等に関する講座・講演会や交流イベントの充実
6. 社会参画をめざす女性の人材育成
7. 男性向けの育児や介護などに関する講座の開催
8. 女性のための各種相談の充実
9. 学校における男女平等教育の推進
10. 情報誌やパンフレットなどの情報提供の充実
11. 女性の自主的活動や研究活動への支援
12. 審議会などへの女性の積極的な登用
13. 区職員の男女平等意識づくり
14. 夫やパートナーからの暴力の防止および支援の実施
15. その他（
16. 特にない



|                  |
|------------------|
| 庶務報告 N o . 8     |
| 総 務 部            |
| 令和 7 年 6 月 1 2 日 |

(仮称) 葛飾区人権基本条例制定に向けての検討状況について

人権推進課

1 概要

令和6年12月4日の総務委員会で(仮称)葛飾区人権基本条例制定に向けての検討状況及び令和7年第4回区議会定例会へ条例案付議予定の報告を行った。その後、関係団体へのヒアリングや第2回(仮称)葛飾区人権基本条例制定のための懇談会(以下「懇談会」という。)を行った結果、諸課題の解決に向けた対応が必要であると判断し、条例施行予定日の見直しを行うもの

2 検討の状況

(1) 令和6年10月

第1回懇談会を開催し、条例案に盛り込むべき事項の検討を行った。

(2) 令和7年2月及び3月

子ども、高齢者、障害者、同和問題及び外国人をはじめとする17団体に意見を聴取した。この中で、各団体が「自分たちの現状を知ってほしい」「区全体で人権意識を高めるための活動をしてほしい」「人権担当部署だけでなく、関係部署とも連携してほしい」といった要望や、それぞれの団体が直面している課題について伺った。

(3) 令和7年4月

第2回懇談会を開催し、条例案の検討を行った。

3 現状の課題

- (1) 懇談会や関係団体へのヒアリング等で得た意見及び要望を盛り込み、条例案の作成に取り組んできたが、抽象的な記述と具体的な記述のバランスに課題がある。
- (2) 条文の禁止事項については、具体性に欠け解釈が広範にわたるため、慎重な判断をする必要がある。

(3) 条文を具体的に記述することにより、感染症等の新たに発生する人権課題に対応ができなくなる可能性が生じる。

#### 4 今後について

条例制定に向けた課題解決と関連する事業内容の構築や調整を進めるため、条例施行予定日を令和8年4月から令和9年4月以降に見直しを行う。

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 9 |
| 総務部        |
| 令和7年6月12日  |

葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針及び手引きの策定について

人事課

## 1 概要

職員一人一人をカスタマー・ハラスメントから組織的に守り、その能力を十分に発揮できる良好な就業環境を構築するよう、葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針及び手引きを策定したため、これを報告するもの

## 2 葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針

カスタマー・ハラスメントに対する基本的な考え方、定義及び行為類型、職員としてとるべき対応について定めるもの  
別紙1のとおり。

## 3 カスタマー・ハラスメント対策の手引き

カスタマー・ハラスメントの対応にあたっての心構えや、本区における判断基準、統一的な対応方法・対応例などを示すもの  
別紙2のとおり。

## 4 周知方法

全庁に周知するとともに、区ホームページに掲載する。

令和 7 年 5 月 30 日策定

## 葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針

### 1 目的

この基本方針は、本区職員が担当する行政サービスの利用者等からの要望等に対応するに当たり、職員としてとるべき対応について定め、組織として適切な対応の確立を図ることにより、職員の安全を確保し、継続的かつ公正に行政サービスを提供することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

職員は、利用者の区政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、より一層区民本位の満足度の高い行政サービスの提供に努めるものとする。

その過程において、著しい迷惑行為等のカスタマー・ハラスメントに該当する行為が見受けられた場合には、行政サービスを行う職員の尊厳を傷つけ、安全で働きやすい職場環境の悪化に繋がる恐れがある。

区は利用者からの意見や要望等に対し真摯に対応していくことはもちろんであるが、カスタマー・ハラスメントに該当する行為に対しては組織的に毅然とした態度で対応を行うものとする。

### 3 カスタマー・ハラスメントの定義及び行為類型

#### (1) 定義

行政サービスに関して行われる暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為（著しい迷惑行為）であって、職員の就業環境や業務遂行を阻害し、もしくは職員の尊厳を傷つけるもの

#### (2) カスタマー・ハラスメントに該当する行為

##### ア 要求の内容が妥当性を欠く場合

- ・ 行政サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ・ 要求の内容が区の行政サービスの内容と関係がない場合

##### イ 要求内容の妥当性にかかわらず、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当である場合

- ・ 暴行、傷害など身体的な攻撃
  - ・ 脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言など精神的な攻撃
  - ・ 威圧的な言動
  - ・ 土下座の要求
  - ・ 継続的、執拗な言動
  - ・ 不退去、居座り、監禁など拘束的な行動
  - ・ 差別的な言動
  - ・ 性的な言動
  - ・ 職員個人への攻撃、要求
- ウ 要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当である場合
- ・ 過度な金銭などの補償の要求
  - ・ 過度な謝罪の要求
  - ・ その他不可能な行為や抽象的な行為の要求
- 上記は例示であり、これらに限るものではない。

#### 4 カスタマー・ハラスメントへの対応

行政サービスの利用者からの要望や意見には、利用者のそれぞれの事情に配慮した上、真摯に耳を傾け、丁寧に説明するなど適切な対応に努める。

その中でカスタマー・ハラスメントが行われた場合には、職員の人権及び就業環境を害するものとして、複数の職員で対応するなど組織的に対応する。また、状況に応じて、対応の中止や退去要求、警察への通報など毅然とした対応を実施する。

# カスタマー・ハラスメント対策の手引き

令和7年5月

葛飾区

## 目 次

### 1 はじめに

- (1) カスタマー・ハラスメント対策の背景
- (2) 組織的な対応の必要性
- (3) カスタマー・ハラスメント対策の手引きの位置づけ

### 2 カスタマー・ハラスメントの定義

### 3 対応にあたっての心構え

### 4 カスタマー・ハラスメントへの対応の流れ

- (1) 一次対応者（担当者）の対応
- (2) 二次対応者（係長等）の対応
- (3) 三次対応者（課長等）の対応
- (4) 行為別の対応例

### 5 参考資料

葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針

葛飾区役所庁内管理規則

## 1 はじめに

---

### (1) カスタマー・ハラスメント対策の背景

近年、カスタマー・ハラスメントが深刻な課題となっています。厚生労働省「令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査」では、過去3年間に「カスタマー・ハラスメントを受けた」と回答した労働者は全労働者のうち10.8%と、パワーハラスメントに次いで多い状況です。

東京都では、令和6年10月に「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が成立し、同7年4月1日施行に向けて自治体を含む各業界向けの「共通マニュアル」を策定するなど、都内で事業を行う事業者に対して、カスタマー・ハラスメントの防止に向けた措置を求めています。

本区においては、同6年8～9月に区内アンケート調査を実施し、職員に対する著しい迷惑行為が確認されていることから、都条例を踏まえて「カスタマー・ハラスメント対策の手引き」を作成することとしました。

### (2) 組織的な対応の必要性

カスタマー・ハラスメントは、職員に精神的・身体的苦痛を与え、その尊厳や人格を傷つける行為です。職員一人一人をカスタマー・ハラスメントから守り、その能力を十分に発揮できるよう、良好な就業環境をつくることが重要です。

当区においては、現場の職員任せにすることなく、あらかじめ統一的な対応方法を定めるなど、組織的なカスタマー・ハラスメント対策に取り組めます。

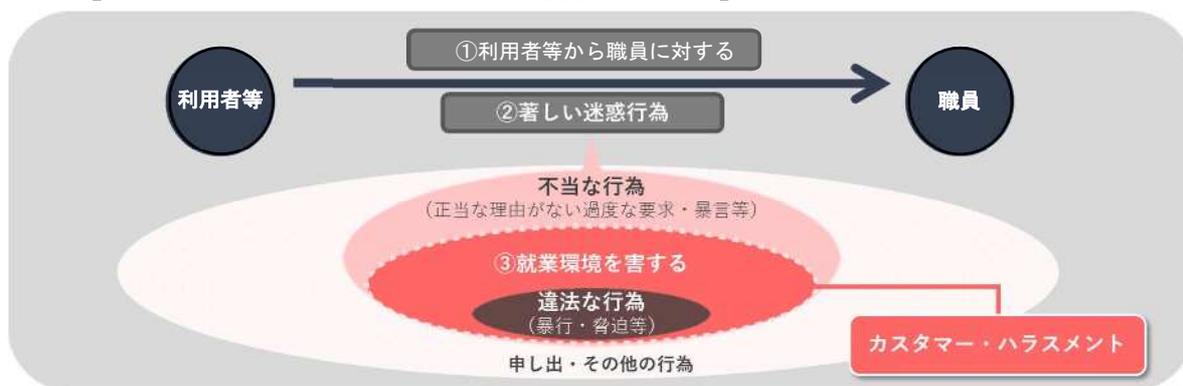
### (3) カスタマー・ハラスメント対策の手引きの位置づけ

本手引きでは、カスタマー・ハラスメントの定義や対応にあたっての心構え、当区における判断基準や対応例などを示します。

## 2 カスタマー・ハラスメントの定義

当区においては、カスタマー・ハラスメントを「利用者等から職員に対して行われる著しい迷惑行為であって、職員の就業環境を害するもの」と定義します。

### 【カスタマー・ハラスメントの定義イメージ】



(資料) 東京都「カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル」より

### 利用者等とは

当区の行政サービスを提供する区民をはじめ、施設利用者等、在勤者、議員など、当区の事業に相当な関係を有する人、円滑な業務の遂行に当たって対応が必要な人を指します。

### 職員とは

当区で働く人全てを指します。常勤職員のほか、会計年度任用職員なども含まれ、当区の行政活動に密接にかかわる業務委託先のスタッフなども該当します。

### 著しい迷惑行為とは

以下のような行為を指します。ただし、あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

#### 【著しい迷惑行為の例】

- ア 要求の内容が妥当性を欠く場合
  - ・ 行政サービスに瑕疵・過失が認められない場合
  - ・ 要求の内容が区の行政サービスの内容と関係がない場合
- イ 要求内容の妥当性にかかわらず、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当である場合
  - ・ 暴行、傷害など身体的な攻撃
  - ・ 脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言など精神的な攻撃
  - ・ 威圧的な言動
  - ・ 土下座の要求
  - ・ 継続的、執拗な言動
  - ・ 不退去、居座り、監禁など拘束的な行動

- ・ 差別的な言動
  - ・ 性的な言動
  - ・ 職員個人への攻撃、要求
- ウ 要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当である場合
- ・ 過度な金銭などの補償の要求
  - ・ 過度な謝罪の要求
  - ・ その他不可能な行為や抽象的な行為の要求

#### 就業環境を害するとは

職員が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったため、職員が業務を遂行する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

判断に当たっては、平均的な就業者が同様の状況で当該行為を受けた場合、社会一般の就業者が業務を遂行する上で看過できない程度の支障が生じたと感じる行為であるかどうかを基準とします。

#### ポイント

上記例示に該当する行為でも、その前後関係や、行為が行われた事情も加味してカスタマー・ハラスメントとして取り扱うかどうか、判断することになります。また、行政サービスには、全ての住民に対し、公平・公正に行政サービスを提供することが求められることや、住民を選別した対応はできないという特質があることから、住民等の権利を不当に侵害するような恣意的な運用にならないよう、留意が必要です。

我々職員は、公務員であり、適正な区民サービスを提供する義務があります。クレームとカスタマー・ハラスメントは違うということを意識し、まずは正確に状況を把握することに努めましょう。

### 3 対応にあたっての心構え

利用者等から寄せられるクレームの全てがカスタマー・ハラスメントではありません。行政サービスの品質に関する指摘、接遇に対する不満など、正当なクレームは、業務の改善につながる貴重な機会でもあります。

クレームに対する職員の適切でない言動が端緒となって、カスタマー・ハラスメントを発生させている可能性もあります。

当区においては、以下の基本的な心構えに基づき、適切な利用者対応を実現します。

- ① 傾聴の徹底
  - ・まずは話をじっくり丁寧に聞く、適度に相づちを打つなど、聞き役に徹する。
  - ・孤独やストレス、不安など、利用者等の背景を推し測る傾聴を行う。
- ② 誠実な対応
  - ・第一印象が重要であり、表情や言葉遣いなどに注意する。
  - ・不誠実な言動をしたり利用者等をクレマー扱いしたりしない。
- ③ 冷静な対応
  - ・検討の余地がないにもかかわらず、期待感を抱かせるような中途半端な言動はしない。
  - ・相手の挑発に乗ることなく、言葉尻を捉えられるような失言をしない。
- ④ 日頃の研鑽
  - ・自信をもって対応できるように自分の所管業務に精通する。
- ⑤ 適切な謝罪
  - ・万が一、誤りがあった場合は素直に謝罪する。
  - ・責任が不明確な初期段階では対象を限定した謝罪を有効に活用する。
- ⑥ 体制の確立
  - ・担当者（対応者）を孤立させることなく、他の職員と連携してチームワークを発揮する。
- ⑦ 毅然とした対応
  - ・公務員としての自覚と職務の中立性、公平性を常に念頭に置き、理由の如何を問わず不当行為は許さないという姿勢を堅持する。

## 4 カスタマー・ハラスメントへの対応の流れ

### (1) 一次対応者（担当者）の対応

#### カスタマー・ハラスメント初期段階

初期対応により十分に防ぐことができる可能性があることから、初期段階においては、一般的な苦情対応と同様、「3 対応にあたっての心構え」に基づき以下のとおり対応します。

- ① 事実関係を確認する
  - ・ 5 W 1 H（※）により正確な事実関係を確認する。
    - ※When（いつ）／Where（どこで）／Who（誰が）／What（何を）／Why（なぜ）／How（どのように）
  - ・ 事実を確認しないまま、利用者等の要求内容を認める発言はしない。
  - ・ 事実関係の確認前の段階では限定的な謝罪にとどめる。
  - ・ 組織的な調査・確認が必要である場合は、必要な調査等を行った上で回答する旨を利用者等に伝える。
  - ・ 調査や確認に時間を要する場合、具体的な日数（例：○日間、○週間程度）を伝える。
  - ・ 相手方が複数の場合であれば、その中心人物に絞って確認をする。
- ② 用件を確認する
  - ・ 用件を相手方から具体的に言わせる。
  - ・ 相手の真意がつかめない場合は、「それはどういう意味ですか」、「具体的にどのようにすればいいのですか」などと必ず聞き直しを行い、用件の真意を相互に確認する。
- ③ 対応状況の記録
  - ・ 対応状況については、録音、メモなど可能な限り記録をとる。
  - ・ 対話を録音する場合、その旨を相手方に告げる。
  - ・ インターネット上でのクレーム対応の場合、書き込まれた内容を正確に記録し証拠として残す。記録内容は、投稿者の属性、対応年月日・時間、要求内容、対応状況などで、投稿者のプロフィールやリンク、関連するやり取りも保存する。
  - ・ SNSの投稿やメッセージはすぐに削除される可能性があるため、スクリーンショット等を活用し保存する。
- ④ 相手より多い人数で対応する
  - ・ 必ず複数で対応し、可能な限り相手より多い人数で対応する。その際は、1名が相手の言動等を詳細に記録（ボイスメモ等活用）しておく。

## カスタマー・ハラスメント対応段階

初期段階の対応で解決せず、一方的な要求を繰り返す、何度断っても無理な要求を突き付けてくる、話し合う姿勢を見せない、クレーム自体が目的化しているなど、これ以上通常の対応では解決が難しいと判断した場合は、次のとおり対応します。

- ① 毅然とした態度の保持
  - ・「いわれなき抗議や不当な要求には応じない」という確固たる姿勢を堅持する。
- ② トップには対応させない
  - ・相手が「お前では相手にならない、区長を出せ」などと要求してきても、絶対に応じない。
  - ・区長等への面会を拒否したにもかかわらず、区長室等に向う状況が認められる場合には、速やかに秘書課及び総務課に連絡をし、区長室等には入室させない対応をする。
- ③ 書類作成は拒否する
  - ・相手から書類への署名や押印、念書等の作成を要求されても絶対に応じない。
- ④ 自分の有利な場所に対応する
  - ・対応は、原則として他の係員が大勢いる受付のカウンター越しに行う。大勢での抗議に対しては、相手方の代表者を2名くらいまでに絞り込ませ、他は庁舎外に出すなどの措置をとる。
  - ・庁舎外での対応は極力さけ、相手方事務所等、相手が指定した場所へは絶対に行かない。
  - ・あらかじめ対応時間を明確に示すこと。
- ⑤ 組織で対応する
  - ・担当者をバックアップできる体制を整えておく。
  - ・問題が発生した場合には係長、課長と段階を経て対応し、これを課全体でサポートする。課長を最後の砦とする。
- ⑥ 警察への通報
  - ・職員に対する暴行、傷害、施設・設備等に対する損壊などの違法行為が発生した場合は、直ちに所管課から110番通報を行う。
  - ・身体特徴（身長・体重・髪の色・服装・肌の色）等は記録しておく。

個別の事情を十分に配慮し、真摯かつ丁寧に対応したにもかかわらず、著しい迷惑行為が収まらない場合、現場監督者を含め、組織的な対応に移行します。

## (2) 二次対応者（係長等）の対応

- ① カスタマー・ハラズメントに該当する可能性があるとは判断した場合、担当者の対応の同席又は対応を代わる。
- ② 一次対応者からの報告を踏まえ、利用者等からも聞き取りを行う。
- ③ 「組織としての回答であること」「説明を尽くしていること」「これ以上の議論はできないこと」を利用者等に伝達する。
- ④ このまま対応を継続すると業務に支障が生じると判断した場合、対応の中止を検討する。

## (3) 三次対応者（課長等）の対応

- ① 課長等は、膠着状態に陥って長時間経過した場合は、対応中止を指示し、利用者等に伝達する。それでも相手が退去しない場合には、警告の上、退去を要求する。
- ② それでもなお、利用者等が退去しない場合、庁内管理者が管理権に基づく退去命令を行うとともに、暴行、脅迫、凶器の提示など、刑法等の法令に抵触する行為があれば、対応者の安全を確保のうえ、直ちに警察に通報する。



#### (4) 行為別の対応例

以下の行為別に、具体的な対応例を示します。

| 行為の内容  | 対応例  |
|--------|--|
| 暴言     | <ul style="list-style-type: none"><li>・暴言で返すことなく丁寧な言葉を用いて冷静・沈着に対応する。</li><li>・怒声を発し、周囲に恐怖感等を生じさせる場合、怒声を抑えて冷静に発言するよう注意を促す。</li><li>・不用意な発言をしないよう細心の注意を払い、発言は必要最小限にとどめる。不必要な議論に立ち入らない。</li><li>・迷惑行為であることを明確に伝え、対応できない旨を伝える。</li><li>・それでもなお暴言が繰り返される場合、対応を打ち切る。</li><li>・録音・録画・対応記録などを残し、事後に検証できるようにする。</li></ul> |
| 執拗な要求  | <ul style="list-style-type: none"><li>・同じ要求が何度も繰り返された場合、早い段階でこれ以上対応できない旨を明確に伝える。</li><li>・長時間が経過した場合、警察に相談する旨を明確に伝える。</li><li>・利用者等が聞き入れない場合、係長等に報告し、係長等又は課長等から利用者等に最終的な退去要求をする。</li><li>・それでもなお、利用者等が退去しない場合、管理権に基づく退去命令の上、従わない場合は警察への通報を検討する。</li></ul>  |
| 土下座の要求 | <ul style="list-style-type: none"><li>・暴言で返すことなく丁寧な言葉を用いて冷静・沈着に対応する。<br/>(例) そのような対応はできません。</li><li>・明確に迷惑行為であることから対応できない旨を伝える。<br/>(例) これ以上お客様とはお話できません。</li><li>・録音・録画・対応記録などを残し、事後に検証できるようにする。</li><li>・利用者等が聞き入れない場合、管理者に報告し、管理者から利用者等に退去命令をする。</li></ul>  |
| 暴行     | <ul style="list-style-type: none"><li>・刑法第 208 条の暴行罪に該当するため、現場監督者の判断を待つことなく、ただちに警察に通報する。</li><li>・更なる暴力行為や、他の利用者等又は職員への危害が及ぶ可能性があるため、係長等を含め、複数人で対応する。</li><li>・録音・録画・対応記録などを残し、証拠として提出できるようにする。</li></ul>  |

|             |   |
|-------------|---|
| 高圧的な言動      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・曖昧な発言又はぶれた発言は避けるとともに、早く解決を図ろうとして、その場逃れの安易な妥協をしない。</li> <li>・誤った発言をした場合、速やかに明確に訂正する。</li> <li>・利用者等が自らの主張を一方的に強弁し、又は他自治体の事例を引き合いに不当な要求を行っても、明確に拒否する。事実関係が不明なまま要求を認めない。</li> </ul>  |
| 長時間の拘束      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等から何度も同じ主張が繰り返され、堂々巡りの状況が続いた場合、対応を打ち切る旨を伝える。</li> <li>・長時間が経過した場合、要求に応じられない旨を伝え、対応を打ち切る（電話を切る）。</li> </ul>   |
| セクシャルハラスメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に性的な言動で不快になった旨を明確に伝える。</li> <li>・利用者等に全くセクハラ意識がない場合、例えば、厚生労働省などで提示されている性的な言動の例を示し、こうした言動をしないよう伝える。<br/>(例) 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと、性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、わいせつ図画を配布・掲示することなど。</li> <li>・利用者等が言動を改めない場合、その場でサービスの提供を打ち切る旨を伝え、速やかに係長等に報告する。</li> </ul> |

## 葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針

### 1 目的

この基本方針は、本区職員が担当する行政サービスの利用者等からの要望等に対応するに当たり、職員としてとるべき対応について定め、組織として適切な対応の確立を図ることにより、職員の安全を確保し、継続的かつ公正に行政サービスを提供することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

職員は、利用者の区政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、より一層区民本位の満足度の高い行政サービスの提供に努めるものとする。

その過程において、著しい迷惑行為等のカスタマー・ハラスメントに該当する行為が見受けられた場合には、行政サービスを行う職員の尊厳を傷つけ、安全で働きやすい職場環境の悪化に繋がる恐れがある。

区は利用者からの意見や要望等に対し真摯に対応していくことはもちろんであるが、カスタマー・ハラスメントに該当する行為に対しては組織的に毅然とした態度で対応を行うものとする。

### 3 カスタマー・ハラスメントの定義及び行為類型

#### (1) 定義

行政サービスに関して行われる暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為（著しい迷惑行為）であって、職員の就業環境や業務遂行を阻害し、もしくは職員の尊厳を傷つけるもの

#### (2) カスタマー・ハラスメントに該当する行為

##### ア 要求の内容が妥当性を欠く場合

- ・ 行政サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ・ 要求の内容が区の行政サービスの内容と関係がない場合

##### イ 要求内容の妥当性にかかわらず、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当である場合

- ・ 暴行、傷害など身体的な攻撃
- ・ 脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言など精神的な攻撃
- ・ 威圧的な言動
- ・ 土下座の要求
- ・ 継続的、執拗な言動
- ・ 不退去、居座り、監禁など拘束的な行動

- ・ 差別的な言動
- ・ 性的な言動
- ・ 職員個人への攻撃、要求

ウ 要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当である場合

- ・ 過度な金銭などの補償の要求
- ・ 過度な謝罪の要求
- ・ その他不可能な行為や抽象的な行為の要求

上記は例示であり、これらに限るものではない。

#### 4 カスタマー・ハラスメントへの対応

行政サービスの利用者からの要望や意見には、利用者のそれぞれの事情に配慮した上、真摯に耳を傾け、丁寧に説明するなど適切な対応に努める。

その中でカスタマー・ハラスメントが行われた場合には、職員の人権及び就業環境を害するものとして、複数の職員で対応するなど組織的に対応する。また、状況に応じて、対応の中止や退去要求、警察への通報など毅然とした対応を実施する。

○葛飾区役所庁内管理規則（抜粋）

昭和 53 年 4 月 1 日

規則第 22 号

（目的）

第 1 条 この規則は、庁内（区役所庁舎及びその敷地をいう。以下同じ。）の管理上必要な事項を定めることにより、庁内の秩序を保持し、美観を保全し、火災及び盗難その他の災害を防止し、もって公務の円滑な遂行を期することを目的とする。

（庁内管理者の設置）

第 2 条 前条の目的を達成するため、庁内管理者を別表のとおり置く。

（庁内管理者の任務）

第 3 条 庁内管理者は、第 5 条に規定する場合を除くほか、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、庁内を取り締まり、火災及び盗難その他の災害を防止し、庁内の秩序維持に当たらなければならない。

2 庁内管理者が出張又は休暇その他の理由により不在のときは、庁内管理者があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

（管理の委任）

第 4 条 本庁舎のうち、議会棟及びその附属物の管理については、区議会事務局長に委任する。

（室内取締責任者の設置及び任務）

第 5 条 課長（葛飾区組織規則（昭和 40 年葛飾区規則第 4 号）第 8 条第 1 項に規定する課長、会計管理室会計管理課長、教育委員会事務局の課長、選挙管理委員会事務局局長及び監査事務局局長をいう。以下同じ。）は、執務時間内における所管庁内各室（会議室、倉庫等を含む。以下同じ。）の事故防止等に努めるものとし、所属職員のうちから指定した者（以下「室内取締責任者」という。）をして、これに従事させなければならない。

2 室内取締責任者は、上司の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 火災及び盗難その他の災害防止に関すること。

(2) その他室内秩序の維持に関すること。

3 室内取締責任者が出張又は休暇その他の理由により不在のときは、課長があらかじめ指定する職員がこれを代行する。

（許可行為）

第 6 条 庁内を使用しようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ庁内管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしようとする者

(2) 印刷物等を配布又は散布しようとする者

(3) 印刷物、看板、立札、懸垂幕その他これらに類するものを掲示又は掲出しようとする者

- (4) テントその他の諸施設を設けようとする者
  - (5) 多数集合して庁内に入ろうとする者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、庁内を一時使用しようとする者
- 2 前項の許可を受けようとする者は、庁内使用許可申請書を庁内管理者に提出しなければならない。
- 3 庁内管理者は、庁内の使用を許可したときは、庁内使用許可書を交付するものとする。
- 4 庁内管理者は、前項の許可をする場合は、庁内管理上必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

(禁止行為)

第 7 条 庁内管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、庁内の秩序を維持する必要があるときは、その行為を禁止し、又は庁内から直ちに退去することを命ずることができる。

- (1) 職員に面会を強要する者
- (2) 庁内において、けんそうにわたる行為をし、又はしようとする者
- (3) 銃器、凶器その他危険のおそれがある物品を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (4) 泥酔等により、他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (5) 庁舎その他の物件を毀損し、又はしようとする者
- (6) 庁内の通行を著しく妨げる行為をし、又はしようとする者
- (7) 庁内において、写真の撮影、録画、放送その他これらに類する行為をし、又はしようとする者
- (8) 庁内において、職員の正常な公務を妨害し、又はしようとする者
- (9) 前条第 1 項の許可を受けず、又は許可の条件に反し、庁内管理者の指示に従わない者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、庁内の管理上不相当と認められる行為をし又はしようとする者

(印刷物等の撤去)

第 8 条 庁内管理者は、庁内における印刷物等の掲示若しくは掲出又は諸施設の設置が、第 6 条第 1 項の許可を受けず、又は許可の条件に反したときは、その撤去を命じ、これに従わないときは、自ら撤去することができる。

(物品の搬入、搬出)

第 9 条 庁内管理者は、庁内管理上必要があると認めたときは、機械、器具、備品、材料等の物品を庁内に搬入し、又は搬出する者に対して、納品書又はこれに代わるべき証拠等の提示を求め、疑義がある場合には、これを阻止し、調査を行うなど必要な措置を講ずることができる。

(職員の協力)

第 10 条 職員は、庁内管理について、庁内管理者その他関係者に対し、通報、連絡その他臨機の措置を講ずるほか、上司の指示に従い積極的に協力しなければならない。

(退出時の引継ぎ)

第 11 条 各室の最終退出職員は、室内の火気を始末し、異常の有無を点検し、消灯するとともに室内取締責任者又は本庁舎にあっては区役所庁舎宿直業務に従事する職員(非常勤職員を含む。以下「宿直員」という。)に連絡しなければならない。

(門扉の開閉)

第 12 条 庁内の門扉は、通常の出勤時間の 30 分前に開き、通常の出退庁時間の 30 分後に閉鎖する。ただし、庁内管理者が特に必要があると認めるときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

(門扉閉鎖後の出入り)

第 13 条 門扉閉鎖後又は日曜日、土曜日若しくは休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日をいう。)に庁内に入ろうとする者があるときは、庁内管理者は、次の各号に掲げる場合を除き、これを拒否することができる。

(1) 職員については、用向き及び身分が明らかなきとき。

(2) 職員以外の者については、用務先の承諾があるとき。

2 臨時に本庁舎に登庁した職員は、宿直員に通知し、退庁の場合は、第 11 条に定めるところに準じて処理しなければならない。

(報告及び指示)

第 14 条 庁内管理者は、庁内管理上の措置について必要があるときは、総務部長に報告し、指示を受けるものとする。

(委任)

第 15 条 この規則における書類の様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則(令和 6 年 10 月 18 日規則第 57 号)

この規則は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

| 項 | 担任する庁舎等                             | 庁内管理者       |
|---|-------------------------------------|-------------|
| 1 | 本庁舎及びその敷地(第 4 条の規定により管理を委任する部分を除く。) | 総務部総務課長     |
| 2 | 葛飾区役所地域産業振興会館庁舎                     | 産業観光部産業経済課長 |
| 3 | 葛飾区役所道路補修課庁舎及びその敷地                  | 都市整備部道路補修課長 |
| 4 | 葛飾区役所公園課庁舎及びその敷地                    | 都市整備部公園課長   |

|    |                                    |                  |
|----|------------------------------------|------------------|
| 5  | 葛飾区役所東生活課庁舎及びその敷地                  | 福祉部東生活課長         |
| 6  | 葛飾区役所奥戸総合スポーツセンター庁舎                | 教育委員会事務局生涯スポーツ課長 |
| 7  | 葛飾区役所障害者福祉センター庁舎                   | 福祉部障害者施設課長       |
| 8  | 葛飾区役所男女平等推進センター庁舎                  | 総務部人権推進課長        |
| 9  | 葛飾区役所文化会館庁舎                        | 地域振興部文化国際課長      |
| 10 | 葛飾区役所子ども総合センター庁舎及び葛飾区役所金町子どもセンター庁舎 | 児童相談部子ども家庭支援課長   |
| 11 | 葛飾区役所施設維持課庁舎及びその敷地                 | 施設部施設維持課長        |

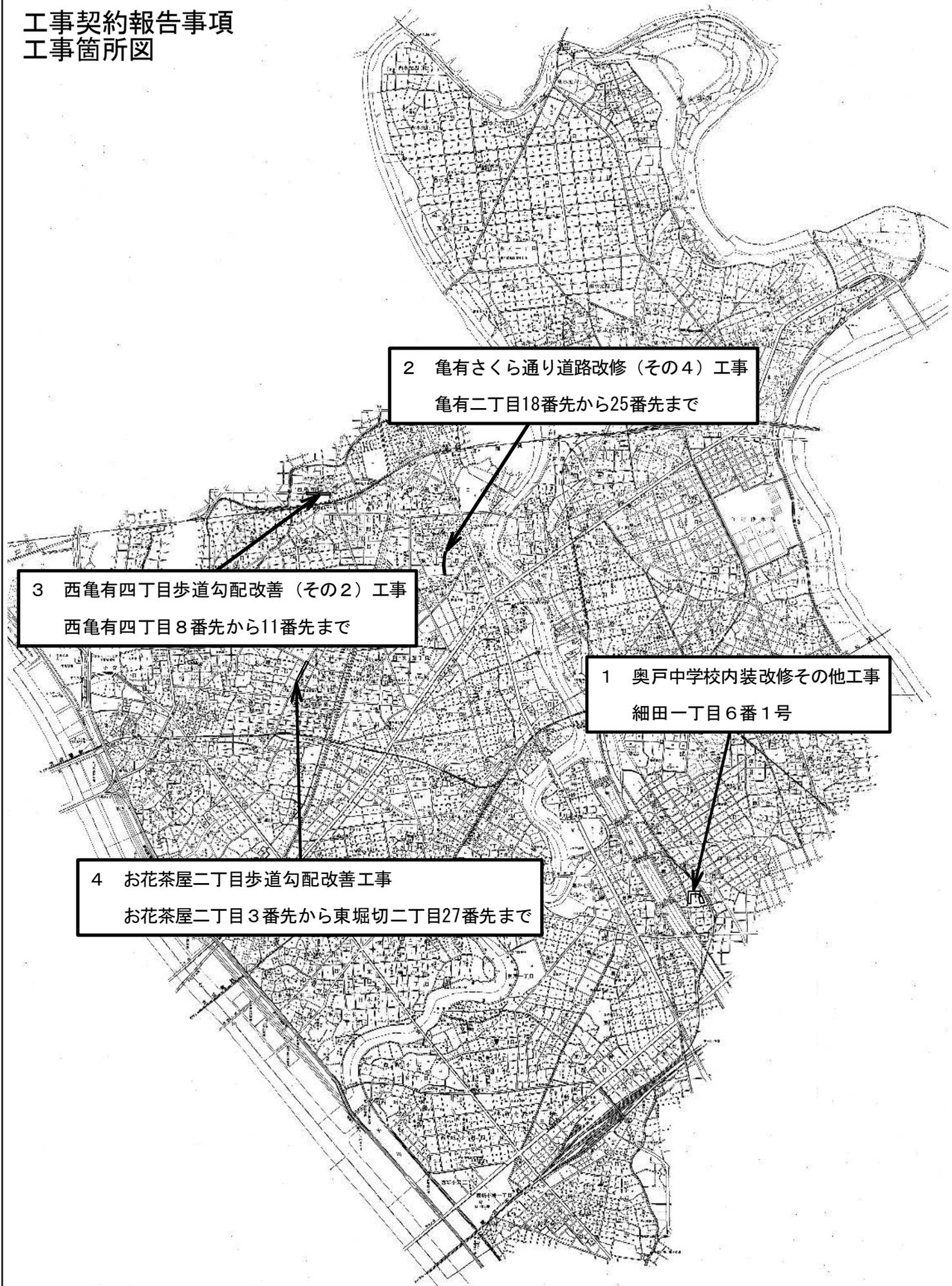
|             |
|-------------|
| 庶務報告 No. 10 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

工事契約について

契約管財課

| 報告番号 | 工事件名<br>(工事箇所)                                    | 工事概要  | 契約の方法<br>契約金額 (円)                    | 契約の相手  | 契約年月日<br>工 期               |
|------|---|---|--------------------------------------|--|----------------------------|
| 1    | 奥戸中学校内装改修その他工事<br><br>(細田一丁目6番1号)                 | 内装改修工事  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札<br><br>123,110,000 | 葛飾区堀切<br>四丁目53番3号<br><br>株式会社大徳工務店<br><br>代表取締役<br><br>齊藤 徳行     | 令和7年5月26日<br><br>令和8年1月16日 |
| 2    | 亀有さくら通り道路改修(その4)工事<br><br>(亀有二丁目18番先から25番先まで)     | 車道舗装工事<br>面積：1,114.00㎡<br><br>歩道舗装工事<br>面積：1115.00㎡                                 | 施工能力審査型総合評価一般競争入札<br><br>132,630,300 | 葛飾区水元<br>一丁目15番11号<br><br>株式会社錦江<br><br>代表取締役<br><br>岩切 壽三郎      | 令和7年5月27日<br><br>令和8年1月30日 |
| 3    | 西亀有四丁目歩道勾配改善(その2)工事<br><br>(西亀有四丁目8番先から11番先まで)    | 車道舗装工事<br>面積：1,048.00㎡<br><br>歩道舗装工事<br>面積：662.00㎡<br><br>歩車道境界ブロック工事<br>延長：268.60m | 施工能力審査型総合評価一般競争入札<br><br>93,500,000  | 葛飾区西水元<br>二丁目6番8号<br><br>株式会社歩土建工業<br><br>代表取締役<br><br>興梠 隆志     | 令和7年5月28日<br><br>令和8年2月2日  |
| 4    | お花茶屋二丁目歩道勾配改善工事<br><br>(お花茶屋二丁目3番先から東堀切二丁目27番先まで) | 車道舗装工事<br>面積：1,125.00㎡<br><br>歩道舗装工事<br>面積：596.00㎡<br><br>歩車道境界ブロック工事<br>延長：290.10m | 施工能力審査型総合評価一般競争入札<br><br>76,450,000  | 葛飾区東水元<br>一丁目16番16号<br><br>株式会社マルチシンケン<br><br>代表取締役<br><br>新谷 利史 | 令和7年5月29日<br><br>令和8年1月20日 |

工事契約報告事項  
工事箇所図



令和 7 年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001621                                       |
| 件名    | 奥戸中学校内装改修その他工事                                   |
| 履行場所  | 東京都葛飾区細田一丁目 6 番 1 号                              |
| 工期    | 令和 7 年 5 月 27 日から令和 8 年 1 月 16 日まで 156 日間        |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                                |
| 資料配付日 | 令和 7 年 4 月 25 日                                  |
| 開札日時  | 令和 7 年 5 月 23 日 13 時 30 分 電子入札                   |
| 落札者名  | 株式会社大徳工務店<br>代表取締役 齊藤 徳行<br>東京都葛飾区堀切四丁目 53 番 3 号 |
| 落札金額  | 123,110,000 円                                    |

| 項番 | 企業名       | 入札価格 (円)    | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-----------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 株式会社金子工務店 |             |     |             |      | 辞退 |
| 2  | 株式会社佐藤工務店 | 122,000,000 | 1.4 | 22.0        | 23.4 |    |
| 3  | JBS 株式会社  | 115,500,000 | 6.2 | 14.0        | 20.2 |    |
| 4  | 株式会社大徳工務店 | 123,110,000 | 0.6 | 27.5        | 28.1 | 落札 |
| 5  | 永井建設株式会社  |             |     |             |      | 辞退 |
| 6  |           |             |     |             |      |    |
| 7  |           |             |     |             |      |    |
| 8  |           |             |     |             |      |    |
| 9  |           |             |     |             |      |    |
| 10 |           |             |     |             |      |    |
| 11 |           |             |     |             |      |    |
| 12 |           |             |     |             |      |    |
| 13 |           |             |     |             |      |    |
| 14 |           |             |     |             |      |    |
| 15 |           |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 124,050,952 円 |
|------|---------------|

令和 7 年度

## 入札経過調書

|       |   |
|-------|---|
| 案件番号  | 0000001622                                  |
| 件名    | 亀有さくら通り道路改修（その4）工事                          |
| 履行場所  | 東京都葛飾区亀有二丁目18番先から25番先まで                     |
| 工期    | 令和7年5月28日から令和8年1月30日まで 160日間                |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                           |
| 資料配付日 | 令和7年5月7日                                    |
| 開札日時  | 令和7年5月26日 13時30分 電子入札                       |
| 落札者名  | 株式会社錦江<br>代表取締役 岩切 壽三郎<br>東京都葛飾区水元一丁目15番11号 |
| 落札金額  | 132,630,300 円                               |

| 項番 | 企業名       | 入札価格（円）     | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-----------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 株式会社歩土建工業 | 140,800,000 | 3.0 | 19.5        | 22.5 |    |
| 2  | 尾花興業株式会社  |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  | 株式会社錦江    | 132,630,300 | 8.1 | 18.0        | 26.1 | 落札 |
| 4  |           |             |     |             |      |    |
| 5  |           |             |     |             |      |    |
| 6  |           |             |     |             |      |    |
| 7  |           |             |     |             |      |    |
| 8  |           |             |     |             |      |    |
| 9  |           |             |     |             |      |    |
| 10 |           |             |     |             |      |    |
| 11 |           |             |     |             |      |    |
| 12 |           |             |     |             |      |    |
| 13 |           |             |     |             |      |    |
| 14 |           |             |     |             |      |    |
| 15 |           |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 145,747,800 円 |
|------|---------------|

令和 7 年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001710                                   |
| 件名    | 西亀有四丁目歩道勾配改善（その2）工事                          |
| 履行場所  | 東京都葛飾区西亀有四丁目8番先から11番先まで                      |
| 工期    | 令和7年5月29日から令和8年2月2日まで 160日間                  |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                            |
| 資料配付日 | 令和7年5月8日                                     |
| 開札日時  | 令和7年5月27日 13時30分 電子入札                        |
| 落札者名  | 株式会社歩土建工業<br>代表取締役 興梠 隆志<br>東京都葛飾区西水元二丁目6番8号 |
| 落札金額  | 93,500,000 円                                 |

| 項番 | 企業名         | 入札価格（円）     | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-------------|-------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 株式会社歩土建工業   | 93,500,000  | 8.0 | 19.5        | 27.5 | 落札 |
| 2  | 株式会社錦江      |             |     |             |      | 辞退 |
| 3  | 有限会社小針土木    | 102,685,000 | 0.0 | 20.0        | 20.0 |    |
| 4  | 株式会社マルトシンケン | 93,500,000  | 8.0 | 17.0        | 25.0 |    |
| 5  |             |             |     |             |      |    |
| 6  |             |             |     |             |      |    |
| 7  |             |             |     |             |      |    |
| 8  |             |             |     |             |      |    |
| 9  |             |             |     |             |      |    |
| 10 |             |             |     |             |      |    |
| 11 |             |             |     |             |      |    |
| 12 |             |             |     |             |      |    |
| 13 |             |             |     |             |      |    |
| 14 |             |             |     |             |      |    |
| 15 |             |             |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |               |
|------|---------------|
| 予定価格 | 102,707,000 円 |
|------|---------------|

令和7年度

## 入札経過調書

|       |  |
|-------|--|
| 案件番号  | 0000001712                                       |
| 件名    | お花茶屋二丁目歩道勾配改善工事                                  |
| 履行場所  | 東京都葛飾区お花茶屋二丁目3番先から東堀切二丁目27番先まで                   |
| 工期    | 令和7年5月30日から令和8年1月20日まで 150日間                     |
| 入札方法  | 施工能力審査型総合評価一般競争入札                                |
| 資料配付日 | 令和7年5月9日   |
| 開札日時  | 令和7年5月28日 13時30分 電子入札                            |
| 落札者名  | 株式会社マルトシンケン<br>代表取締役 新谷 利史<br>東京都葛飾区東水元一丁目16番16号 |
| 落札金額  | 76,450,000 円                                     |

| 項番 | 企業名         | 入札価格 (円)   | 価格点 | 施工能力<br>評価点 | 評価値  | 備考 |
|----|-------------|------------|-----|-------------|------|----|
| 1  | 株式会社歩土建工業   |            |     |             |      | 辞退 |
| 2  | 株式会社錦江      |            |     |             |      | 辞退 |
| 3  | 尾花興業株式会社    |            |     |             |      | 辞退 |
| 4  | 株式会社マルトシンケン | 76,450,000 | 8.1 | 17.0        | 25.1 | 落札 |
| 5  | 株式会社ワイオリ    | 79,200,000 | 5.2 | 17.5        | 22.7 |    |
| 6  |             |            |     |             |      |    |
| 7  |             |            |     |             |      |    |
| 8  |             |            |     |             |      |    |
| 9  |             |            |     |             |      |    |
| 10 |             |            |     |             |      |    |
| 11 |             |            |     |             |      |    |
| 12 |             |            |     |             |      |    |
| 13 |             |            |     |             |      |    |
| 14 |             |            |     |             |      |    |
| 15 |             |            |     |             |      |    |

※表示価格は、全て税込みである。

|      |              |
|------|--------------|
| 予定価格 | 84,091,700 円 |
|------|--------------|

|             |
|-------------|
| 庶務報告 No. 11 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

## 契約制度の見直しについて

契約管財課

物価や人件費の高騰、働き手の確保など、区内業者を取り巻く環境が厳しさを増す中、本区が発注する公共調達及び公共工事が区内業者の健全な育成と安定した企業経営に資するものとなるよう、時代に合った契約制度に見直しを行うもの（別紙参照）

### 1 物品購入契約

予定価格500万円以上の物品購入契約で実施している制限付一般競争入札について、区内業者で調達可能な案件については、区内業者限定で実施する。

### 2 建物総合管理業務委託契約及び建物清掃業務委託契約

予定価格1億円以上の建物総合管理業務委託契約で実施している制限付一般競争入札について、受注意欲のある区内業者に入札参加機会を提供するため、対象案件を予定価格4千万円以上の案件に拡大するとともに、区内業者限定で実施する。

### 3 工事請負契約

#### (1) 区内業者限定入札

区内業者の受注機会の拡大を図るため、区内業者で対応可能な工事の入札については、入札方法にかかわらず区内業者限定とする。また、区内業者限定で行う入札は、議会の議決に付すべき工事の入札及び施工能力審査型総合評価方式入札を除き、事業者の事務負担を軽減するため、指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。）を実施する。

#### (2) 入札参加要件の緩和

区内業者の入札参加機会の拡大を図るため、入札に参加しようとする者に求める最高完成工事経歴について、これまでの予定価格の2分の1以上から3分の1

以上に変更する。

(3) 施工能力審査型総合評価方式入札における工事成績点

学校改築をはじめ、大規模な建設工事の増加を受け、「議会の議決に付すべき工事」の入札に参加する者の施工能力を的確に評価する必要があることから、「議会の議決に付すべき工事」の入札の際に評価する工事成績評価点の対象工事は、過去に受注した「議会の議決に付すべき工事」3件の成績点とする。その上で、受注実績1件につき0.5点を加点（最大1.5点）することで大規模工事の施工能力を評価する。

(4) 解体工事の入札における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定

解体工事の入札において、事業者による適正な積算価格であっても、最低制限価格を下回る無効の入札や低入札価格調査に該当する入札が多く発生していることから、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式を見直す。

なお、最低制限価格や低入札価格調査基準価格を予想した入札を防ぐため、算定式は非公表とする。

4 低入札価格調査方法の見直し

過去に低入札価格調査に該当した事業者が、再度低入札価格調査に該当した場合、提出書類や調査内容が重複することから、当該事業者の直近3件の工事成績点の平均が良好な場合に限り、書類提出のみとし調査を省略することができることとする。

5 入札不調の取扱い

区内業者限定の制限付一般競争入札や公募型指名競争入札において、入札参加資格要件を満たす区内業者の申請が2者に満たない場合は、当該入札を不調とし、区外業者の入札参加を可とする入札に切り替える。

6 施行日

上記契約制度の見直しに関し、区公式ホームページや東京電子自治体共同運営入札情報サービスのお知らせ情報などを活用して、事業者等に対する一定の周知期間を経た上で施行する（令和7年7月1日施行予定）。

## 契約制度の見直しについて（新旧比較表）

| 項目番号 | 項目                                | 現行  | 見直し後   |
|------|-----------------------------------|---|--|
| 1    | 物品購入契約<br>(予定価格500万円以上の制限付一般競争入札) | 区外業者の入札参加可                                | 区内業者限定   |
| 2    | 建物総合管理業務委託契約及び建物清掃業務委託契約          | 予定価格1億円以上の案件から、区外業者の入札参加を可とする制限付一般競争入札を実施 | 予定価格4,000万円以上の案件から、区内業者限定の制限付一般競争入札を実施   |
| 3(1) | 工事請負契約<br>(区内業者限定入札)              | 予定価格8,000万円未満の工事                          | 予定価格1億5,000万円未満の工事   |
| 3(2) | 工事請負契約<br>(最高完成工事経歴)              | 予定価格の2分の1の実績                              | 予定価格の3分の1の実績   |
| 3(3) | 工事請負契約<br>(施工能力審査型総合評価方式入札の工事成績点) | 案件にかかわらず、過去5年度間に受注した工事の直近3件を対象とする。        | 議会の議決に付すべき工事の入札については、過去に受注した議会の議決に付すべき工事の直近3件を対象とする。さらに、対象となる議会の議決に付すべき工事の受注実績1件につき、0.5点を工事成績点に加算する。 |
| 3(4) | 工事請負契約<br>(最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定)  | 業種にかかわらず、最低制限価格及び調査基準価格の算定式は同一            | 解体工事については、最低制限価格及び調査基準価格の算定式を別途設定  |
| 4    | 低入札価格調査方法                         | 低入札調査基準価格を下回る入札を行った事業者は、全て調査対象とする。        | 過去に低入札価格調査の対象となり、直近3件の工事成績点の平均が良好な事業者については、調査書類の提出のみを行い、ヒアリング等の調査を省略する。                              |
| 5    | 入札不調の取扱い<br>(区内業者限定入札の不調)         | —   | 入札参加資格要件を満たす区内業者2者以上の入札参加申込がなかった場合、区外業者の入札参加を可とする。   |

|             |
|-------------|
| 庶務報告 No. 12 |
| 総務部         |
| 令和7年6月12日   |

## 公契約条例に基づく今後の取組について

契約管財課

### 1 概要

本区では、契約手続の透明性や競争の公正性、サービス等の品質や公契約の従事者の適正な労働環境を確保することを目的として、令和3年4月1日から公契約条例を施行している。

本区の公契約条例は理念型となっているが、条例で定める目的や基本理念を推進し、実効性のあるものとするための取組を推進する。

### 2 今後の取組

使用者、労働者、行政の3者が労働環境の改善に資する取組の方向性を確認することを目的に、意見交換会を実施する。意見交換を通じ、公契約を取り巻く状況や課題、公契約の従事者の労働環境などについての共通認識を持ち、時代に合った契約制度の見直しを進めていく。

### 3 効果

公契約の現状や課題について、使用者及び労働者から寄せられた意見を集約し、契約制度の見直しに反映することで、より実効性のある契約制度となる。

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 1 |
| 施設部        |
| 令和7年6月12日  |

## 専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

営繕課

### 1 専決処分事項

損害賠償額の決定

### 2 損害賠償の相手方、契約件名、損害賠償額

#### (1) 相手方（受注者）

東京都葛飾区西亀有四丁目7番11号

株式会社 宮内設備

代表取締役 宮内 公仁

#### (2) 契約件名

（仮称）緑のリサイクルセンター関連施設機械設備工事

#### (3) 損害賠償額

¥195,679円

本件契約の解除に伴う損害賠償額の内訳は、印紙代、工事实績情報サービスの登録費の実費及び工事着手日から建築工事の落札者の決定ができなかったことを受注者が知った日までの一般管理費相当額である。

### 3 事案の概要

令和7年3月10日に契約を締結した「（仮称）緑のリサイクルセンター関連施設機械設備工事」は、同施設の建築工事に付随する機械設備工事であり、建築工事と切り離すことのできないものである。

しかし、令和7年3月14日に行った「（仮称）緑のリサイクルセンター関連施設

新築工事」の入札において、入札参加者からの応札がなく落札者の決定ができなかった。

このため、本件は契約締結を行っているものの、工事の履行を行うことができないことから、工事請負契約約款第45条に基づき、受注者と協議の上、本件の契約を解除することとなった。

また、この契約解除に伴い、受注者に生じている経費相当額について、工事請負契約約款第45第2項に基づき、損害賠償として支払うこととなった。

#### 4 専決処分日

令和7年5月20日

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 1 |
| 地域振興部      |
| 令和7年6月12日  |

## 金町区民事務所における納付済み各種保険料等の消失について

戸籍住民課

### 1 概要

令和6年9月25日、金町区民事務所で納付した各種保険料等の督促状が届いたとの問い合わせが複数あり、本人受領の領収書が存在するにも関わらず、納付の事実が記録に残っておらず、納付済みであることを確認する書類等が消失していることが判明した。翌日、亀有警察署に相談し、令和6年11月15日に報道機関に公表を行った。以降、亀有警察署と協力し調査を行ってきたが、原因の特定に至らなかったため、令和7年1月14日に被害届を提出したが、現時点においても解決には至っていない。

### 2 被害額

42件 1,385,219円（令和7年5月末現在）

### 3 財務会計上の処理方法

財務会計上は現金が収納されていない状態であるため、収入未済として取り扱い、令和6年度会計については、令和7年5月末をもって出納が閉鎖されたため、令和7年度への繰越処理を行っている。

### 4 職員の処分

令和7年3月28日付けで管理監督者について懲戒処分等が行われた。

### 5 賠償責任

地方自治法第243条の2の8に基づく職員の賠償責任については、監査委員に対し監査を求める。

## 6 その他

区民が安全安心に窓口での手続きを行えるよう、令和7年9月末を目途に全ての区民事務所の窓口カウンターに防犯カメラの設置に向けた契約事務等の手続きを進めている。

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 1 |
| 産業観光部      |
| 令和7年6月12日  |

## 地域経済活性化対策について

商工振興課

### 1 概要

物価高騰の影響により消費の低迷が続いていることから、区内消費の活性化と中小店舗の支援を目的に、区が経費の一部を助成し、葛飾区商店街連合会が発行するプレミアム付商品券事業を実施している。

本事業はこれまでも大変好評であったため、「かつしかプレミアム付商品券」について、今年度は昨年度の販売数を大きく上回る20万セットで販売予約を開始した。その結果、引き続き販売数を超える応募があったことから、更なる地域消費の喚起策として、第2弾「かつしかプレミアム付商品券」の追加発行に対する支援を行う。

あわせて「かつしかデジタルプレミアム付商品券（かつしかPAY）」についても、区内事業者のデジタル化推進のため、販売数の増加発行に対する支援を行う。

### 2 実施主体

葛飾区商店街連合会

### 3 内容

#### (1) かつしかプレミアム付商品券

|        | 当初予算                                       | 第一次補正予算案                          |
|--------|--|-----------------------------------|
| 発行部数   | 200,000セット                                 | 50,000セット                         |
| 販売総額   | 24億円                                       | 6億円                               |
| 購入限度   | 一人5セットまで                                   |                                   |
| 使用期間   | 令和7年7月1日（火）～<br>令和7年12月31日（水）              | 令和7年11月1日（土）～<br>令和8年1月31日（土）（予定） |
| 商品券内訳  | 1セット 24枚綴<br>（一般商店専用券：14枚、大型店・一般商店併用券：10枚） |                                   |
| プレミアム率 | 20% 1セット「1万2千円分」を1万円で購入可能                  |                                   |

(2) かつしかデジタルプレミアム付商品券

| 発行部数   | 当初予算                      | 第一次補正予算案  |
|--------|---------------------------|-----------|
|        | 20,000セット                 | 20,000セット |
| 販売総額   | 2億4千万円                    | 2億4千万円    |
| 購入限度   | 一人2セットまで                  |           |
| 使用期間   | 令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土) |           |
| 商品券内訳  | なし(取扱店であればどこでも利用可能)       |           |
| プレミアム率 | 20% 1セット「1万2千円分」を1万円で購入可能 |           |

4 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ・SNS、葛飾区商店街連合会公式サイト(かつしかプレミアム付商品券特設サイト)等により周知する。

5 予算措置

(1) かつしかプレミアム付商品券(第2弾) 150,442千円

(2) かつしかデジタルプレミアム付商品券(かつしかPAY) 57,326千円

※ 令和7年度第一次補正予算案に計上

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 2 |
| 産業観光部      |
| 令和7年6月12日  |

## こち亀記念館の運営状況等について

観光課

### 1 概要

令和7年3月22日に開館したこち亀記念館の運営状況等について報告するもの

### 2 これまでの経過（令和7年5月26日現在）

#### （1）施設入館者数

23,215人

4月18日 来館者数1万人突破

5月14日 来館者数2万人突破

※平日は1日平均約250人、土日祝日は1日平均約540人 20～40代の方が7割

#### （2）地域回遊事業（デジタルスタンプラリー）

参加者5,877人 達成者2,913人

※6月30日からはストーリーやスタンプ種類、ノベルティを変更しリピーターの確保を図る。

#### （3）地域によるこち亀商品開発・販売

参加店舗数 12店 取扱商品数 31点

令和7年度も亀有地域の店舗を対象に支援を実施していく。

#### （4）こち亀記念館オリジナルグッズ販売

区内企業とのコラボグッズを中心に、16品種を取り扱っている。

製造数量 79,500点 販売数量 15,554点

### 3 今後の取組（予定）

こち亀記念館でのイベントを軸に地域とも連携した企画を推進していくとともに、メディアへの露出を狙い、話題づくりや施設の活性化を図り、注目されるよう情報発信をしていく。

(1) 運営・PR

公式ホームページ・SNSを活用した積極的な情報発信のほか、メディア対応や各種取材の積極的な受け入れ、団体客の受入、インフルエンサーを起用した台湾向け情報発信などを進めていく。

(2) イベント

来館者5万人・10万人突破イベント、企画展（原画展示）及び移動図書館の地域イベント出展などを行う。また、移動図書館や企画展（原画展示）については、投票により名称やテーマを決定していく予定である。

【参考 移動図書館イメージ】



4 観光バス駐車場整備について

整備用地に隣接する亀有香取神社（以下、「神社」という。）境内の工作物移設や観光バスの通行範囲について、神社や関係機関との協議を重ねてきた。また、車両軌跡の検討や測量を行い、観光バス通行の妨げとなる工作物の移設及び境内敷地の補強等は区が負担し、玉垣移設については神社の負担とすること、境内の観光バス通行については無償とする方向で神社と合意している。これらの内容に基づき、駐車場整備及び運用について神社と協定を締結のうえ、設計に着手する。

【参考】

整備用地所在地（地番）ほか

葛飾区亀有3丁目4番2号（警視庁東荘跡地）地積 219.37㎡

令和6年10月 東京都より用地取得基金において用地取得

## 5 こち亀記念館オリジナルグッズについて

### (1) グッズの増産及び新規開発について

令和6年度に製作、販売を開始したオリジナルグッズのうち売れ行きが好調な商品を中心に増産を行う。また、区内企業（町工場ブランド認定企業等）とのコラボグッズの開発を進め、区内産業のPRにも繋げていくなど魅力ある商品展開としていく。

### (2) 予算措置

歳入 146,817千円

歳出 123,990千円（グッズ製作委託費114,202千円 著作権使用料9,788千円）

※令和7年度第一次補正予算案に計上

|            |
|------------|
| 庶務報告 No. 3 |
| 産業観光部      |
| 令和7年6月12日  |

## 第59回葛飾納涼花火大会について

観光課

### 1 概要

令和7年7月22日に開催される第59回葛飾納涼花火大会（以下「花火大会」という。）の開催概要等について報告するもの

### 2 開催概要

#### (1) 実施機関

葛飾納涼花火大会実行委員会（葛飾区・一般社団法人葛飾区観光協会）

#### (2) 日時

令和7年7月22日（火）

午後7時20分から午後8時20分まで ※荒天の場合は中止

#### (3) 会場

葛飾区柴又野球場（江戸川河川敷）葛飾区柴又7-17-13地先

#### (4) 花火の種類等

打ち上げ花火・スターマイン 約15,000発

### 3 前回大会との主な変更点

#### (1) 協賛（広告協賛）について

協賛社(者)自由席を廃止し、協賛社(者)には協賛額に応じた有料指定席券を配付する。なお、花火大会が中止になった場合でも、協賛金及び協賛社(者)に配付した有料指定席券の払い戻しはしない。

#### 【特典の変更】

ア プログラム協賛（プログラムに芳名・広告掲載）

- ・ 1万円の協賛

1万円につき平面パイプ椅子席を1席進呈

- ・ 3万円以上の協賛

3万円協賛につき、SS席2人マスを1マス進呈

イ うちわ協賛

1口20万円でうちわ2,500本の作製配布。SS席4人マスを1マス進呈

昨年に引き続き、うちわ協賛は1社単独のみとする。

(2) 有料指定席について

有料指定席については、エリア別及びマス別の金額設定とする。なお、花火大会が中止になった場合は、有料指定席券の払い戻しをする。

※別紙「第59回葛飾納涼花火大会会場図」参照

マス数と人数

|      | 令和6年度      | 令和7年度      |
|------|------------|------------|
| 総マス数 | 5,659マス(席) | 6,014マス(席) |
| 総人数  | 9,052人     | 11,774人    |

ア 区民先行割引販売について

数量限定で区民の方を対象に一般販売より前に1割引販売を実施

販売数約1,000人分。申し込み多数の場合抽選にて決定する。

① 周知

広報かつしか5/25号、区公式ホームページ・SNS、花火大会公式SNS  
CNプレイガイドホームページ（有料指定席券委託販売業者）

② 申込み期間・方法

5月30日(金)10時～6月10日(火)23時59分まで（12日間）

CNプレイガイドのWEBページにて申し込み（パソコン・スマホ可）

第一希望～第三希望まで希望エリアの申し込み可

③ 当選者発表

申込み多数の場合、抽選を実施

6月13日(金)に当選・落選結果を申込者にメールにてお知らせ

④ 有料指定席代金の支払い方法

当選者は、クレジットカード・PayPayまたはコンビニ店頭にて支払う。

※コンビニ決済の場合、支払い期限 6月16日(月)

※支払い金額には有料指定席代金のほか、各種手数料がかかる。

⑤ 当選者へ有料指定席券の郵送

当選者には申込み時に登録した住所(区内)に6月16日(月)から簡易書留で郵送する。

イ 一般販売について

① 周知

広報かつしか6/15号、区公式ホームページ・SNS、花火大会SNS、CNプレイガイドホームページ

② 販売期間

6月20日(金)10時から7月22日(火)19時まで ※売り切れ次第終了

③ 販売方法

- ・CNプレイガイドのホームページ
- ・CNプレイガイドコールセンター
- ・セブンイレブン(24時間)・ファミリーマート(5時～翌2時)

※1回あたりの販売上限 20人分(例:4人マスなら5マス)

※有料指定席券の引取りは、セブンイレブンまたはファミリーマートで発券する。

※支払い金額には有料指定席代金のほか、各種手数料がかかる。

(3) 来賓席の設置

来賓席をサイクリングロード上に専用エリアを設け、パイプ椅子席を設置

(名誉区民・各議員・行政委員・関係団体)

招待状を7月上旬発送予定

(4) その他

ア 自由席エリア拡大のため、土手斜面の草刈範囲を拡大する。

イ 仮設階段の増設(新柴又方面に2本)

ウ 新柴又方面の北総線高架下付近に駐輪場の設置

エ 自主警備体制の強化(警備員の増員+50名・一般職員の動員+50名)

オ 仮設トイレの増設(+30基)

# 第59回葛飾納涼花火大会 会場図



別紙